エリア放送 参入マニュアル(第1版)

平成 2 4 年 3 月 1 4 日総 務 省情報流通行政局

目 次

第	1	章	は	じ	かり	Ξ.												 	 	 	 	3
2	2.	ホ' エ 本	リア	放迫	<u>ξ</u> σ,	概	要 .										 	 	 	 	 	
第	2	章	参	入(D=	手糸	売き	• • •					. 			. 		 	 	 	 	7
;	2 . 3 .	参 参 放 無	入ま 送の	で <i>0</i> 業務)手 务(続ソ	きσ フト)流 ·)	れ. 関係								 	 	 	 	 	. 10
	1.	章 放注 無額	送の	業務	务 ((ソ	フト	-)	関係								 	 	 	 	 	. 16
第	4	章	無	線原	司	(均	也上	.—;	般加	女岩	美 扂	3)	の	免	午.			 	 	 	 	. 19
4	2 . 3 .	予 落 簡 免	或後 易な	の核 免討	全 计手	· ·続	 き.										 	 	 	 	 	. 20
第	5	章	運	用.												. 		 	 	 	 	. 23
		運 法																				
第	6	章	変	更等	手.													 	 	 	 	. 26
		放流無線																				
第	7	章	廃	止.														 	 	 	 	. 28
		放訊無																				
筆	8	章	無	線馬	計	(出	九上		船护	好设	关层	引)	മ	再1	免言	午	-	 		 	 	. 29

1. 再免許 <i>0</i>)申請期間 :	29
2. 対抗申請	fの申請期間	29
3. 先願主義	£	29
第9章 有級	限電気通信法・電気通信事業法関係の手続き等	30
1. 有線電気	.通信法関係	30
2. 電気通信	事業法関係 :	30
参考資料		
参考資料 1	用語集	35
参考資料 2	書類の様式及び記載例	
参考資料3	Q&A	83
参考資料4	関係法令集	95
参考資料5	総務省総合通信局・事務所等の連絡先一覧1	63
別添		
チャンネルス	、ペースマップ1	64
(※後日掲載	找予定)	

第1章 はじめに

1. ホワイトスペースの概要

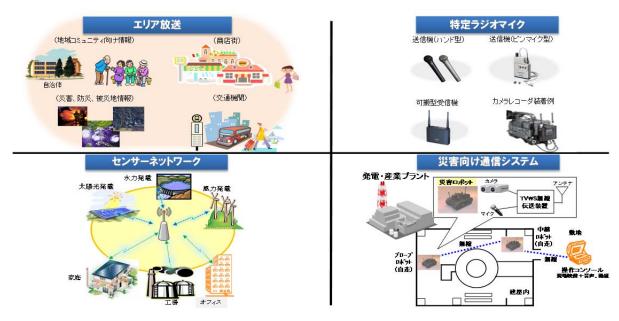
エリア放送は、一の市町村の一部の区域のうち特定の狭小な区域における需要に応える ために行われる放送であり、周波数としては「ホワイトスペース」を活用するものです。

「ホワイトスペース」とは、「放送用などの目的に割当てられているが、地理的条件や技術的条件によって、他の目的にも利用可能な周波数」(「新たな電波の活用ビジョンに関する検討チーム」報告書(平成22年7月30日))を言います。

ホワイトスペースは、局所的にしか利用できないものですが、むしろこの性質に着目すれば、限られたエリアにおいて、地域の情報発信手段等に電波を有効活用することにより、地域活性化等の社会的諸問題の解決等に寄与していくことが期待されています。このため、総務省では、ホワイトスペースを活用したサービスやシステムの制度化、ビジネス展開を促進する観点から、平成22年9月に「ホワイトスペース特区」を創設し、全国各地で実証実験が行われてきました。

ホワイトスペースを利用するシステムとしては、「ホワイトスペース利用システムの共用方針~地上テレビジョン放送用周波数帯における共用方針~」(平成24年1月24日 ホワイトスペース推進会議)において、エリア放送のほか、特定ラジオマイク、センサーネットワーク、災害向け通信システム等の通信システムが想定されています。

【図1】ホワイトスペースを利用するシステム(例)注1



注1)この他、無線ブロードバンドシステム等、ほかのシステムも検討されている。

2. エリア放送の概要

これらのシステムのうち、エリア放送については、「新たな電波の活用ビジョンに関する 検討チーム」報告書(平成22年7月30日)において、現在でも広く普及しているワンセ グ対応携帯電話等での受信が可能であることから、先行して平成23年度内に制度化を行う とされていたものです。ホワイトスペース特区においても、エリア放送型のシステムは数 多く実証実験が行われてきました。また、『「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出さ れた提案等への対処方針』(平成23年4月8日閣議決定)では、エリア放送について「平 成22年度検討開始・平成23年度結論」とされています。これらを踏まえ、エリア放送に ついては、他のホワイトスペースを活用するシステムより先行して、平成24年3月に制度 化を行いました。

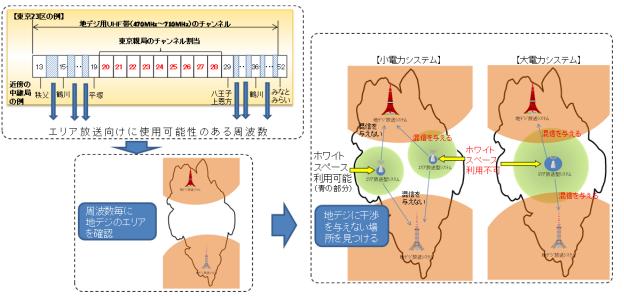
エリア放送とは、ホワイトスペースを活用し、一の市町村の一部の区域のうち特定の狭 小な区域における需要に応えるために行われる放送です。特定の狭小な区域とは、例えば、 スタジアムや美術館の中、商店街等が考えられます。放送が行われる期間としては恒久的 なもののほか、サッカーの試合やお祭り等イベントでの臨時に行うものが考えられ、また、 放送される内容としては、地域の観光情報、生活情報、イベント情報等の地域関連の情報 が主に想定されます。

地域コミュニティ向け 観光 情報提供サービス 旅行者に対し、観光スポットや 地域のタウン情報や行政紹介、医療情報 イベント情報を配信 子育て支援などコミュニティ向けの情報を提供 観光案内所 大学 災害、防災、被災地情報 大学キャンパス内で授業、学内の イベント情報を配信 災害、事故の発生時に避難情報等を配信 ファッション 商店街 芸術等のタウンメディア 交通機関 リアルタイムな広告や価格 交通ターミナル(駅やバス 情報を送信 の分野における創作活動・ 停)で広告や独自コンテンツ 市民活動の映像を配信 400 運行情報 空港周辺の情報 お得なクーポン -ゲン情報

【図2】エリア放送の利用イメージ

エリア放送は、ワンセグ対応携帯電話等の既存の端末で受信することが想定されている ため、周波数としては、地上デジタルテレビジョン放送等に割り当てられているUHF帯 (470MHz~710MHz)のホワイトスペースを使用するものです。このホワイトスペースは、地上デジタルテレビジョン放送等に割り当てられている周波数のうち、地理的条件や技術的条件を満たす場合に限って使用可能となるものであるため、その割り当て及び使用にあたっては、地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局(後日設置されるものも含む。)やその受信に混信を与えないこと、地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局(後日設置されるものも含む。)からの混信を容認することが前提となります。

【図3】エリア放送が使用するUHF帯(470MHz~710MHz)ホワイトスペースのイメージ



エリア放送の周波数利用の形態としては、平成24年度においては、既存の受信機で受信可能なフルセグ型(Null 付きワンセグ型も含む。)とワンセグ型が制度化されています。東セグ型やバラセグ型といった高度化システムについては、情報通信審議会等の場において、後年度、技術的条件の検討が行われる予定です。

【図4】エリア放送の周波数利用の形態

番号	周波数利用の形態	占有周波数帯幅	主な用途
1	フルセグ型	5.7MHz	高精細度放送などのサービスとワンセグ放送を同時 収容。
2	Null付ワンセグ型	5.7 M Hz	ワンセグ放送。 ※中央セグメント以外情報は Null だが電波は出す。 この形態はホワイトスペース特区等の実験で多く使用されているが、割り当てた周波数を将来バラセグ型等の利用に転換し、より有効な周波数利用を図る必要があることから、バラセグ型等の運用開始までの暫定的なものであることを踏まえて免許。
3	ワンセグ型	468kHz	ワンセグ 放送。 ※ 中央セグメントのみ

【表 1 】エリア放送の概要^{注2、注3}

放送の業務(ソ	ノフト)関係
放送の種類	届出一般放送
	(一部例外あり)
放送事項	観光情報、生活情報、イベント情報、災害情報、行政情報等
	(特段の制限はない)
無線局関係	
使用周波数带	470MHz~710MHz のホワイトスペース
	(チャンネルスペースマップを参考に選定)
無線局免許	必要
	(一部不要な場合あり)
空中線電力	・フルセグ型(5.7MHz): 原則 10mW 以下、特例 130mW 以下
	・ワンセグ型(468kHz): 原則(10/13)mW 以下、特例 10mW 以下
業務区域	最大で半径1km程度
混信対策	・地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局(後日設置
	されるものも含む。)やその受信に混信を与えてはならない。
	・地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局(後日設置
	されるものも含む。)からの混信を容認しなければならない。

注2) エリア放送に用いられる電気通信設備については、電気通信事業法、有線電気通信法が適用される場合があります。

3. 本マニュアルの目的

本マニュアルは、エリア放送への参入を希望する方の円滑な申請に資するため、参入に あたって必要となる手続き、適用される法令の規律等についてまとめたものです。

なお、本マニュアルに記載している申請手数料、検査手数料及び電波利用料の額は、平成 24 年 3 月現在のものです。

注3) 本表はあくまで概要であり、詳細については、本マニュアルの各章を参照してください。

第2章 参入の手続き

1. 参入に必要となる手続き

エリア放送の事業への参入にあたっては、放送の業務(ソフト)関係及び電気通信設備 (ハード)関係の2つの手続きが必要となります。

エリア放送は、法令上、放送の業務(ソフト)については、「地上一般放送」(放送法施行規則第2条第4号の2)のうち「エリア放送」(放送法施行規則第142条第2号)と規定されており、電気通信設備のうち無線局については、「地上一般放送局」(電波法施行規則第4条第1項第3号の3)と規定されています。

【表2】エリア放送の法令上の位置づけ

放送の業務(ソフト)

【一般放送の種類】

〇地上一般放送

一般放送であつて、衛星一般放送及び有線一般放送以外のもの(放送法施行規則第2条第4号の2)

〇エリア放送

一の市町村(特別区を含み、地方自治法 第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市 にあつては区とする。)の一部の区域(当 該区域が他の市町村の一部の区域に隣接 する場合は、その区域を併せた区域とす る。)のうち、特定の狭小な区域における 需要に応えるための放送(放送法施行規則 第 142 条第 2 号)

電気通信設備 (ハード)

【無線局の種別】

〇地上一般放送局

地上一般放送を行う無線局であつて、地上 一般放送を行う実用化試験局以外のもの(電 波法施行規則第4条第1項第3号の3)

【有線電気通信設備】

有線電気通信を行うための機械、器具、線路 その他の電気的設備(無線通信用の有線連絡線 を含む。)(有線電気通信法第2条第2項)

【電気通信設備】

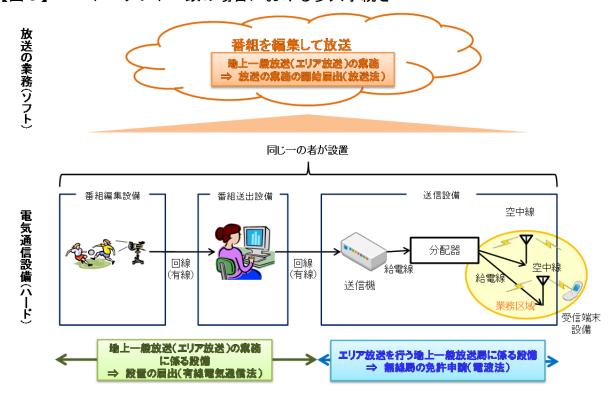
電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備(電気通信事業法第2条第2項)

無線局の免許人(ハード事業者)となろうとする者が、放送の業務を行う者(ソフト事業者)となろうとする者と同一の者である場合(ハード・ソフト一致)は、その者が、放送法上の届出、電波法上の免許申請及び有線電気通信法上の届出を原則として行う必要があります。

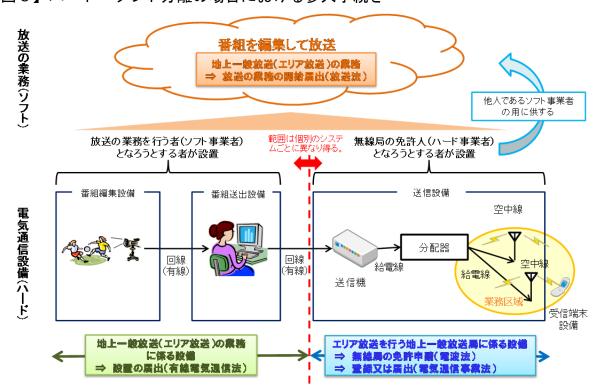
一方、無線局の免許人(ハード事業者)となろうとする者と放送の業務を行う者(ソフト事業者)となろうとする者とがそれぞれ別の者である場合(ハード・ソフト分離)は、放送の業務を行う者(ソフト事業者)となろうとする者については放送法上の届出及び有線電気通信法上の届出を、無線局の免許人(ハード事業者)となろうとする者については、

電波法上の免許申請を原則として行う必要があります。

【図5】ハード・ソフトー致の場合における参入手続き^{注4}



【図6】ハード・ソフト分離の場合における参入手続き^{注4}



注4) 図に示した電気通信設備の構成は例示です。また、手続きは一部不要となる場合があります。

ただし、次のとおり、手続きが不要となる場合があります。

なお、それぞれのケースに該当するか否かについては、個別具体的な事例に応じて管轄 の総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。)に適宜ご相談ください。

【表4】手続きが不要となる場合注5

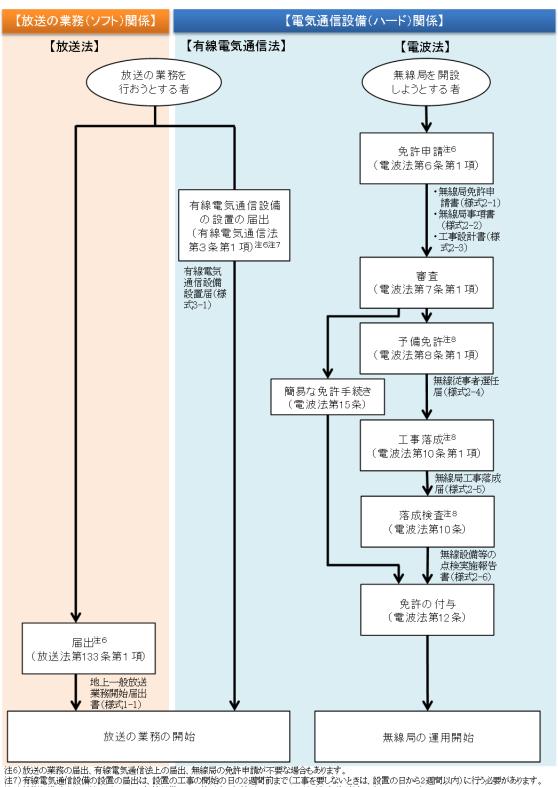
不要となる手続き	手続きが不要となる場合
放送の業務開始の届出 (放送法第133条第1項)	〇放送法の適用除外となる場合(放送法第 176 条第 1 項)。
	⇒適用除外となる放送は、放送法施行規則第 214 条第 1 項各号に列 挙。 (例)
	・電波法第4条の規定により開設に免許を要しない無線局を用いて行われる放送
	・臨時かつ一時の目的(1ヶ月以内の目的をいう。)のために行われる一般放送
無線局免許の申請 (電波法第6条第1項)	〇無線局免許の特例に当たる場合(電波法第4条ただし書き)。
	⇒免許が不要な無線局は、電波法第4条各号に列挙。 (例)
	・発射する電波が著しく微弱な無線局(具体的には、当該無線局の無線設備から3メートルの距離において、電界強度が35μV/m以下)

注 5) 有線電気通信法、電気通信事業法上の手続きが不要となる場合については、第9章に記載しています。

2. 参入までの手続きの流れ

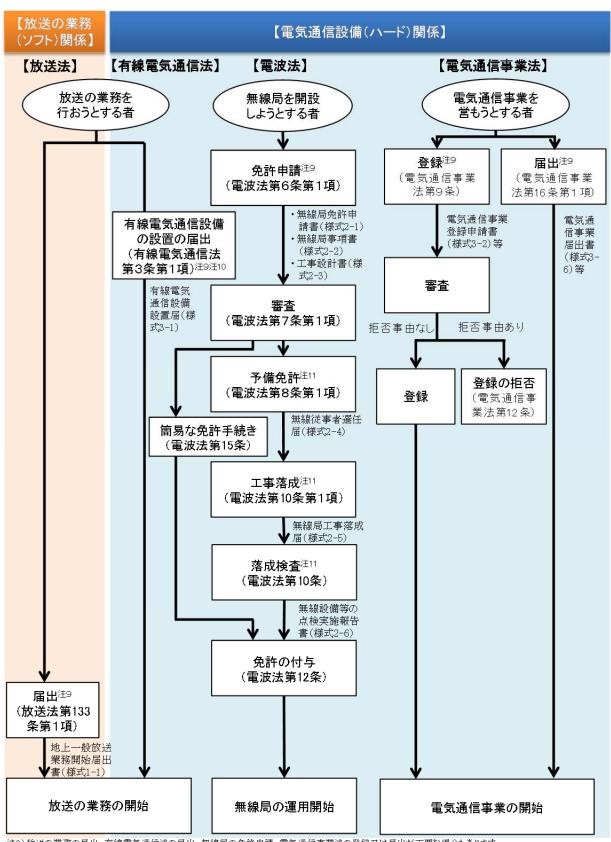
放送の業務(ソフト)及び電気通信設備(ハード)についての具体的な参入手続きの流 れは、それぞれ次のとおりです。

【図7】参入手続きの具体的な流れ(ハード・ソフトー致の場合)



注8)技術基準適合証明等を受けている無線設備のみを使用する無線局については、簡易な免許手続きとなり、不要です。

【図8】参入手続きの具体的な流れ(ハード・ソフト分離の場合)



注9) 放送の業務の届出、有線電気通信法の届出、無線局の免許申請、電気通信事業法の登録又は届出が不要な場合もあります。 注10) 有線電気通信設備の設置の届出は、設置の工事の開始の日の2週間前まで(工事を要しないときは、設置の日から2週間以内)に行う必要があります。 注11) 技術基準適合証明等を受けている無線設備のみを使用する無線局については、簡易な免許手続きとなり、不要です。

3. 放送の業務(ソフト)関係

地上一般放送(エリア放送)の業務を行おうとする者は、原則、放送法第 133 条第 1 項 の規定に基づき、総務大臣への届出が必要です。ただし、①電波法第 4 条の規定により開設に免許を要しない無線局を用いて行われる放送、②臨時かつ一時の目的(1ヶ月以内の目的)のために行われる場合(具体的な基準は、参考資料 3 Q & A の問 5 を参照)等、放送法施行規則第 214 条第 1 項各号に掲げる放送については、放送法の適用除外となるため、届出は不要です。

届出には、放送の業務を行うこととなる業務区域(当該業務区域が2以上の総合通信局の管轄区域にわたるときは、そのいずれか1の管轄区域)を管轄する総合通信局に、次の書類を直接持ち込み又は送付により提出してください(手数料は不要)。

○地上一般放送業務開始届出書【様式 1-1】(放送法施行規則別表第四十の二号)

放送の業務を行おうとする者の氏名、住所等、一般放送の種類、一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、業務区域等を記載してください。

地上一般放送業務開始届出書には「一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」 を記載することとなっており、放送の業務の実施の確実性を担保するため、基本的には、 地上一般放送局の免許付与後、放送の業務開始前までに届出を行うようにしてください。

4. 無線局関係

エリア放送を行う地上一般放送局の免許を受けようとする者は、原則、電波法第4条の規定に基づき、総務大臣から免許を受けなければなりません。ただし、電波法第4条第1号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局(具体的には、当該無線局の無線設備から3メートルの距離において、電界強度が35μV/m以下)の場合には、免許は不要です。

(1) 先願主義

エリア放送を行う地上一般放送局の免許申請については、総務大臣が使用可能な周波数を公示してその公示期間内に申請を行うのではなく、随時、申請を行うことが可能であり、先に総合通信局に到達した申請から審査を行う先願主義を採用しています。

先願主義の具体的なルールについては、エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いを定める件(平成24年総務省告示第〇号)において、次のとおり定められています。なお、制度の施行(平成24年4月2日)前に行われた免許申請は無効であり、申請書等は返戻することとなります。(有効となるのは、送付の場合は、平成24年4月2日午前〇時〇分以降の引受時刻証明のあるもの又は信書便事業者において引受けがされたもの、直接持ち込みの場合は、平成24年4月2

日の総合通信局の開庁時刻以降の持ち込み分からです。)

【表5】免許の申請方法

免許の申請方法	到達日時
①送付(注 12)	
次の a・b いずれかに限る (注 13)。	
a引受時刻証明の取扱いと	引受時刻証明により証明された日時
した書留郵便	(印字不良等により、日のみが明瞭であって時刻が明瞭
	でないものは、当該日の午後 12 時に総合通信局に到
	達したものとみなす。)
b 信書便事業者において引	信書便事業者において引受けがされたとして記
受け日時の記録を行う信	録された日時
書便	(印字不良等により、日のみが明瞭であって時刻が明瞭
	でないものは、当該日の午後 12 時に総合通信局に到
	達したものとみなす。)
②オンライン申請(注 14)	総合通信局の使用に係る電子計算機に備えられ
	たファイルへの記録がされた日時
③直接持ち込み	総合通信局の事務所に到達した日時

- 注 12) 送付による申請の場合、総合通信局への到達に日数がかかる場合がありますので、送付した際に、総合通信局に対して送付した旨を電話にてご連絡いただきますようお願いします(連絡先は、参考資料 5 を参照)。
- 注13) 送付による申請の場合、発信主義(引受日時を到達日時とみなす)を採用していることから a・b いずれかに限っています。a・b いずれか以外のものにより送付した場合には、無効となり、 申請書等は返戻することになります。
- 注 14) オンライン申請については、現在、システム構築中のため、平成 24 年度中は行えませんのでご注意ください。ご不便をおかけしますが、①送付又は③直接持ち込みにより申請して頂きますよう、お願いいたします。

先着順の判断にあたっては、原則、分単位で到達時刻を確認し、到達時刻が早い申請が 先着と扱われます。ただし、同時刻(分単位まで同じ)に到達した複数の申請であって、 申請の周波数及び業務区域が重なる等の理由により、割り当てることのできる周波数が不 足する場合には、いずれの申請も審査を受けることができません。ただし、申請者間の協議により一の申請者に定められたときは、当該一の申請者が審査を受けることができます。 また、申請者間の協議により申請に係る空中線電力の変更その他の調整により周波数を割り当てることができることとなったときは、いずれも、その申請について審査を受けることができます。

なお、協議を行っている申請者のほかに、更にそれに競合する申請が後刻あった場合には、先の協議が終了するまでの間、審査を受けることはできません。協議が終了した後は、その協議の結果に基づく審査が先となり、更に競合する後刻の申請はその後に審査されます。

(2)必要書類

免許申請には、送信所(演奏所があるときはその演奏所)の所在地を管轄する総合通信局に、次の書類を提出してください。

- ア 無線局免許(再免許)申請書【様式 2-1】(無線局免許手続規則別表第一号の二)申請者の住所、法人名、代表者氏名、無線局の種別等を記載してください。また、申請手数料として所要の額の収入印紙を貼付してください((3)を参照)。
- **イ 無線局事項書**【様式 2-2】(無線局免許手続規則別表第二号第 2) 様式及びその注に従い、次の項目等を記載してください。
 - ① 無線局の開設を必要とする理由
 - ② 希望する免許の有効期間
 - ③ 電波の型式
 - ④ 希望する周波数の範囲

なお、利用可能な周波数の目安については、チャンネルスペースマップ(別添)の表において確認できます。ただし、これはあくまで目安であり、実際の割当ての可否については、実際の申請内容を審査して判断されることとなります。

また、無線局事項書には、次の書類を添付してください。

① エリア放送の業務区域を記載した地図 (無線局免許手続規則別表第二号第2注 25(10))

② 地上基幹放送(中波放送、短波放送及び超短波放送を除く。)の受信を目的とする 受信設備に混信又は障害を与えないことが確認できる書類(無線局免許手続規則別 表第二号第2注25(9))

エリア放送の受信電界強度が $12dB \mu V/m$ 以上となる範囲を示した地図 (地上デジタルテレビジョン放送の受信に混信を与えないことを確認するために必要) 及び地上デジタルテレビジョン放送を受信するためのブースターについて、ブースター障害が生じないようにするための離隔距離が確保できていることを示す書類 (エリア放送を行う地上一般放送局の場所と離隔距離 d(m) の範囲を示した地図及びその範囲内にブースターを使用して地上デジタルテレビジョン放送を受信している世帯がないことを示す書類、又は、ブースターを使用して地上デジタルテレビジョン放送の受信に影送を受信している世帯がある場合でも地上デジタルテレビジョン放送の受信に影

響がないことを示す書類(受信アンテナの方向、ブースター機器の特性等))を添付してください。

離隔距離 d(m)については次のとおりです(電波法関係審査基準別紙2第5の8参照)。

d = 398.2√GP (GP は実効輻射電力 (W))

なお、 $12dB \mu V/m$ 以上であっても建物等の損失等により地上デジタルテレビジョン放送への影響がないとする場合には、その説明を付記してください。

また、その他必要に応じて、エリア放送を設置する地域の地上デジタルテレビジョン放送の受信状況等が把握できる資料等を求める場合があります。

ウ 工事設計書【様式 2-3】(無線局免許手続規則別表第二号の二第 2)

様式及びその注に従い、送信機、空中線等について記載してください。空中線については、構成が複雑なため様式中に記載が困難なときは、空中線の構成を示す図面を添付してください。

エ 無線局事項書の写し(2通)・工事設計書の写し(2通)

上記ア〜ウに加え、無線局事項書の写し(2通)及び工事設計書の写し(2通)を 添付してください(無線局免許手続規則第8条)。

(3)申請手数料

エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請にあたっては、1局あたり、新規免許の場合で3,550円、再免許の場合で1,950円の申請手数料が必要です(電波法関係手数料令第2条第9号「その他の無線局」の「1ワット以下のもの」)。所要の額の収入印紙を【様式2-1】無線局免許(再免許)申請書に貼付してください。

第3章 審査

1. 放送の業務(ソフト)関係

放送の業務については、届出書の形式的な確認のほかには審査はありません。

2. 無線局関係

免許申請に対し、電波法の規定に基づき、次のとおり審査を行います。

(1) 欠格事由(電波法第5条)

ア 外国性の排除

次の外国性排除に係る規定のいずれかに該当する者には、無線局の免許は与えられません。ただし、ハード・ソフト分離の場合は外国性排除の規定は適用されません。

- ① 日本の国籍を有しない人
- ② 外国政府又はその代表者
- ③ 外国の法人又は団体
- ④ 法人又は団体であって、上記①~③に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の3分の1以上若しくは議決権の3分の1以上を占めるもの

(2)審査(電波法第7条第1項)

ア 工事設計が電波法第3章に定める技術基準に適合すること

無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)第 14 条、第 2 節の 13 及び 別表第 1 号等において定められている次の技術基準により審査します。

- ① 周波数の許容偏差
- ② 占有周波数帯幅の許容値
- ③ 帯域外領域におけるスプリアス発射及びスプリアス領域における不要発射の強度 の許容値
- ④ 空中線電力の許容偏差
- ⑤ 変調方式
- ⑥ 逆高速フーリエ変換のサンプル周波数及びその許容偏差
- ⑦ 搬送波の変調波スペクトルの許容値
- ⑧ 空中線電力

さらに、空中線電力及び実効輻射電力については、電波法関係審査基準別紙2第5 の8において定めている次の基準により審査します。

- ① エリア放送を行う地上一般放送局の空中線及び空中線電力は、必要と認められる業務区域に適した特性を有するものであり、できる限り空中線電力を低出力(占有周波数帯幅が5.7MHz(フルセグ型)のものについては、空中線電力及び実効輻射電力の値が10mW以下、占有周波数帯幅が468kHz(ワンセグ型)のものは(10/13)mW(約0.77mW)以下)にすること。なお、業務区域の構築に当たって必要な場合は、複数の空中線等を設置することにより、業務区域を構築すること。
- ② エリア放送を行う地上一般放送局の空中線の地上高は、空中線電力、必要な業務 区域等との関連において、できる限り低いものであること。
- ③ 複数のエリア放送を行う地上一般放送局で業務区域を構築することができない特別な状況にある場合は、空中線電力等は①に規定する値を超えるものも認められるが、その場合であっても空中線電力等の値は、占有周波数帯幅が 5.7MHz(フルセグ型)のものについては 130mW 以下、占有周波数帯幅が 468kHz(ワンセグ型)のものについては 10mW 以下であること。

イ 周波数の割当てが可能であること

周波数の割当ての可能性については、電波法関係審査基準別紙2第5の8において 定められている混信保護基準により審査します。

エリア放送を行う地上一般放送局は、地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局が使用するUHF帯のホワイトスペースを使用することから、地上デジタルテレビジョン放送に混信を与えないようにする必要があるため、同一チャンネルにおける I/N=-10dB(I/N: 干渉波電力対雑音比、フルセグ型の場合の値)を混信保護基準とするとともに、エリア放送同士の混信保護基準についても規定しています。

なお、審査の結果、申請のとおりの周波数の割当てができない場合には、別途調整 (業務区域の見直し等)が必要となることがあります。

ウ 無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準(昭和25年電波監理委員会規則 第12号)に合致すること

- ① ハード・ソフトー致の場合の地上一般放送局
 - a その局は、免許人以外の者の使用に供するものでないこと。
 - b その局を開設する目的、通信の相手方の選定及び通信事項が法令に違反せず、かつ、公共の福祉を害しないものであること。
 - c その局を運用することがその局を使用する事業又は業務の遂行のために必要であって、かつ、それにより公共の福祉を増進することができること。
 - d 通信の相手方及び通信事項は、その局を使用する事業又は業務の遂行上必要なものであること。
 - e その局を開設することが既設の無線局等の運用又は電波の監視に支障を与えな

いこと。

f その局を開設する目的を達成するためには、その局を開設することが他の各種の 電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること。

② ハード・ソフト分離の場合の地上一般放送局

- a 上記①のbからfまでに掲げる条件を満たすものであること。
- b その局を開設することによって提供しようとする電気通信役務が、利用者の需要 に適合するものであること。

第4章 無線局(地上一般放送局)の免許

1. 予備免許の付与

電波法第7条第1項の規定に基づき審査した結果、その申請が同項各号に適合している と認められるときは、次の事項を指定して、予備免許が与えられます(電波法第8条第1 項)。

- ア 工事落成の期限
- イ 電波の型式及び周波数
- ウ 呼出符号及び呼出名称
- 工 空中線電力
- 才 運用許容時間

予備免許を付与された者は、無線設備の工事に着手できます。

(1) 試験電波の発射

試験電波の発射においては、無線局運用規則第 139 条の規定に則り、試験又は調整のために送信する音響又は映像は、当該試験又は調整のために必要な範囲内のものにするなどしなければなりません。

(2)無線従事者の選任

無線局の運用を開始するまでに無線従事者を選任することが必要であり、無線従事者 を選任した際には、【様式 2-4】無線従事者選(解)任届により、その旨を届け出る必要 があります(電波法第 51 条)。

エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備の操作に必要となる資格は、第三級陸上特殊無線技士以上^{注15}の資格者です。また、操作できる範囲は、資格によって異なります (電波法施行令第3条)。

注 15)「第三級陸上特殊無線技士以上」とは、第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第 三級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士、 第二級陸上特殊無線技士又は第三級陸上特殊無線技士を指します。

なお、エリア放送を行う地上一般放送局に使用するための無線設備は、技術基準適合証明等(技術基準適合証明又は工事設計認証)の対象とされています(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条第57号の3)。技術基準適合証明等を受けた無線設備のみを使用する無線局の場合には、無線従事者の選任は不要です(電波法施行規則第33条第6号(5)、無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件(平成2年郵

政省告示第240号)第1項第2号)。

2. 落成後の検査

(1)無線局工事落成届

予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出なければなりません。届出には、【様式 2-5】無線局工事落成届を提出してください(電波法第 10 条第 1 項)。

なお、予備免許において指定された工事落成の期限の経過後2週間以内に工事落成の 届出がないときは、免許を付与できなくなります(電波法第11条)。

(2) 落成検査

無線局工事落成届の提出後、無線設備、無線従事者の資格及び業務書類(無線局事項 書及び工事設計書)について総合通信局による検査を受けなければなりません(電波法 第10条第1項)。

検査手数料は、1台のみの送信機を有する無線局については、33,900円です(電波法関係手数料令第3条)。所要の額の収入印紙を【様式2-5】無線局工事落成届に貼付してください。

ただし、技術基準適合証明等を受けた無線設備のみを使用する無線局の場合には、落成検査は不要です(無線局免許手続規則第15条の4第3項)。

また、当該検査を受けようとする無線設備等について、登録検査等事業者が登録検査 等事業者等規則(平成9年郵政省令第76号)で定めるところにより行った当該登録に係 る点検の結果を記載した書類(【様式2-6】無線設備等の点検実施報告書)を添えて上記 の届出をした場合においては、総合通信局による検査の一部を省略することができます (電波法第10条第2項)。この場合の検査手数料は、2,550円です。

3. 簡易な免許手続き

技術基準適合証明等を受けた無線設備のみを使用する無線局については、予備免許から落成検査までの手続きが省略され、電波法第7条第1項の規定に基づき審査した結果、法令に適合していると認められれば免許が付与されます(電波法第15条)。

4. 免許

(1) 免許の付与

電波法第 10 条第 1 項の規定による落成検査を行った結果(技術基準適合証明等を受けた無線設備のみを使用する無線局については落成検査は不要)、それぞれの規定に違反しないと認められ検査に合格した場合は、免許が付与されます(電波法第 12 条)^{注 16}。

注 16) なお、エリア放送を行う地上一般放送局については、当該局の運用開始の届出は必要ありません (電波法第 16 条第 1 項ただし書、電波法施行規則第 10 条の 2)。

なお、エリア放送を行う地上一般放送局の免許状には、次の表のとおり記載されます。

【表6】エリア放送を行う地上一般放送局の免許状の記載事項

記載項目	記載内容
無線局の種別	○地上一般放送局
	地上一般放送を行う無線局であつて、地上一般放送を行う実用化試
	験局以外のもの(電波法施行規則第4条第1項第3号の3)
無線局の目的	【ハード・ソフト一致の場合】
	エリア放送
	【ハード・ソフト分離の場合】
	電気通信業務用(エリア放送利用)
通信の相手方	【ハード・ソフト一致の場合】
	免許人が行うエリア放送を受信するための設備
	【ハード・ソフト分離の場合】
	免許人以外の者が行うエリア放送を受信するための設備
通信事項	エリア放送に関する事項
無線局運用の条件	周波数割当計画において二次業務と位置づけられていることを踏ま
	え、電波法第 104 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり、免許状
	に、無線局の運用にあたっての条件が付されます。
	「この周波数の使用は、既に割り当てられているもしくは後日に開設
	される一次業務の無線局からの混信を容認することとし、また、それ
	らの一次業務の無線局に対して混信を与えない場合に限る。」

(2) 免許の有効期間

免許の有効期間は、免許の日から起算して1年を超えない期間です(電波法第 13 条、電波法施行規則第7条第2号の2)。ただし、平成24年度中に免許を付与するものについては、その免許の有効期間は平成24年度末(平成25年3月末)までです^{注17}(放送法

施行規則等の一部を改正する省令(平成24年総務省令第〇号)附則)。

注 17) ホワイトスペースを利用するシステムとして、エリア放送以外に、特定ラジオマイク、センサーネットワーク、災害向け通信システム等のシステムが想定されていますが、平成 24 年度において、これらのシステムがホワイトスペースを共用するための技術面、運用面での具体的な検討が行われる予定であるため、平成 24 年度中の免許の有効期間は平成 24 年度末までとしています(平成25 年度以降の制度については、当該検討を踏まえ、別途見直しを行います。)。

(3) 電波利用料

無線局の免許人は、電波法第103条の2の規定に基づき、無線局の免許の日から起算して30日以内に電波利用料を国に納める必要があります。

エリア放送を行う地上一般放送局に係る電波利用料は、使用する電波の周波数の幅が 5.7MHz (フルセグ型)、468kHz (ワンセグ型) いずれの場合も、1局あたり 31,800円(1年間。有効期間が1年に満たない場合は月割り。)です。

免許日以降、総務省から免許人に対して、納入告知書が送付されますので、免許人は 30日以内に上記の所要額を納付する必要があります。納付は、金融機関の窓口、インタ ーネットバンキング、コンビニエンスストア等で行うことができます。また、口座振替 による納付も可能です(無線局免許申請と併せて申し出ていただく必要があります)。

なお、期限までに電波利用料を納付していない場合、督促がありますが、督促状の期限までに納められないときは、国税滞納処分の例により処分されることがあります(電波法第103条の2第40項)。

(参考) エリア放送を行う地上一般放送局に係る電波利用料適用の考え方

- ・電波法別表第六のうち、「九 その他の無線局」に該当します。
- ・470MHz~710MHz の周波数を使用するため、「3000MHz 以下の周波数を使用するもの」が適用 となります。
- ・電波法別表第六備考第十号及び電波法施行規則第51条の9の6第3号の規定により、エリア放送を行う地上一般放送局が使用する電波の幅を2分の1に相当する幅とみなされるため、5.7MHz(フルセグ型)は2.85MHz、468kHz(ワンセグ型)は234kHzとみなされます。
- ・以上より、電波法別表第六「九 その他の無線局」の「3000MHz 以下の周波数を使用するもの」の「使用する電波の周波数の幅が 3MHz 以下のもの」が適用されることになり、1局あたり 31,800 円となります。
- 電波利用料制度については、次の総務省電波利用ホームページも参照してください。
 http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/index.htm

第5章 運用

1. 運用に際しての遵守事項等

(1) 放送の業務(ソフト) 関係

放送の業務(ソフト)関係については、届出一般放送事業者に対して、放送法の規定により、次のとおり規律が課されるため、放送の業務の実施においては、これらの規律を遵守する必要があります。

ア 番組準則(放送法第4条第1項)

放送番組の編集にあたっては、次の①~④によらなければなりません。

- ① 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- ② 政治的に公平であること。
- ③ 報道は事実をまげないですること。
- ④ 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

イ 字幕・解説番組の努力義務(テレビジョン放送の場合)(放送法第4条第2項)

テレビジョン放送による放送番組の編集にあたっては、視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければなりません。

ウ 訂正放送・取消放送(放送法第9条)

真実でない事項の放送をしたという理由によって、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあった日から3ヶ月以内に請求があったときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から2日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければなりません(放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、同様です)。

工 再放送同意(放送法第11条)

他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはなりません。

才 候補者放送 (放送法第 13 条)

公選による公職の候補者の政見放送その他選挙運動に関する放送をした場合において、その選挙における他の候補者の請求があったときは、料金を徴収するとしないと にかかわらず、同等の条件で放送をしなければなりません。

(2)無線局関係

アニ次業務

エリア放送を行う地上一般放送局は、周波数割当計画(平成 20 年総務省告示第 714 号)において二次業務の無線局と規定されています。

二次業務の無線局は、次の条件に従って開設することを条件に周波数の割当てを受けることができると規定されています。

- ・二次業務の無線局は、周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業 務の無線局に有害な混信を生じさせてはならない。
- ・周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

周波数割当計画において二次業務と位置づけられていることを踏まえ、電波法第 104 条の2第1項の規定に基づき、エリア放送を行う地上一般放送局の免許状に、「この周 波数の使用は、既に割り当てられているもしくは後日に開設される一次業務の無線局 からの混信を容認することとし、また、それらの一次業務の無線局に対して混信を与 えない場合に限る。」との無線局運用にあたっての条件が付されます。

したがって、エリア放送を行う地上一般放送局の運用においては、当該条件に反しないことが必要であり、例えば、一次業務の無線局である地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局が後日開設された場合にも、既設のエリア放送を行う地上一般放送局は混信を与えてはなりませんし、地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局からの混信により生じる損失に対して補償等の保護を求めることはできず、自ら空中線電力の変更等の措置を講じる必要があります。どのように措置を講じても当該条件に反することとなる場合には、免許人は、無線局の運用を停止する必要があります。

イ 無線局に備付けを要する業務書類等

無線局には次の書類等を備え付けておかなければなりません(電波法第60条、電波 法施行規則第38条等)^{注18}。

- ① 免許状
- ② 無線局の免許申請書の添付書類(無線局事項書及び工事設計書)の写し

注 18) なお、時計及び無線業務日誌については、備え付けは不要です(昭和 35 年郵政省告示第 1017 号)

2. 法令に基づく報告事項等

(1)資料の提出(放送法第175条)

届出一般放送事業者は、放送法第 175 条の規定に基づき、放送法施行令(昭和 25 年政令第 163 号)の定めるところにより、次の資料を提出しなければなりません。

ア 放送法第9条第1項の規定による訂正又は取消しの放送に関する事項(放送法施行 令第7条第4号ロ)

訂正又は取消し放送の請求に対して措置をした場合、その都度報告するとともに、 毎年度、訂正又は取消し放送の実施状況をまとめて報告してください。

報告には、【様式 1-2】訂正又は取消しの放送に関する報告を使用してください。

イ 放送法第 11 条に規定する放送の再放送についての他の放送事業者の同意に関する 事項(放送法施行令第7条第4ハ)

総務大臣から求めがあった場合には、再放送についての他の放送事業者の同意に関する事項を提出しなければなりません。

ウ 有料放送を行う場合(放送法施行令第7条第4号ホ)

総務大臣から求めがあった場合には、次の事項を提出しなければなりません。

- ① 放送法第 147 条第 1 項に規定する国内受信者に対する有料放送の役務の提供条件 に関する事項
- ② 国内に設置する受信設備により有料放送を受信しようとする者に対して有料放送 の役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由
- ③ 放送法第 150 条の規定による有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明に関する事項
- ④ 放送法第 151 条の規定による国内受信者からの苦情及び問合せの処理に関する事項

(2) 事業収支の結果(放送法施行規則第170条第2項)

届出一般放送事業者は、一般放送の業務を行う事業の決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければなりません。ただし、同時再放送のみを行う届出一般放送事業者は必要ありません。

第6章 変更等

1. 放送の業務(ソフト)関係

(1) 届出事項を変更する場合

放送法第 133 条第 1 項の規定に基づき届出を行った者は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければなりません(放送法第 133 条第 2 項)。届出には、【様式 1-3】一般放送業務開始届出書記載事項変更届(放送法施行規則別表第四十一号)を提出してください。

(2) 届出一般放送事業者の地位を承継する場合

届出一般放送事業者が一般放送の業務を行う事業の全部を譲渡し、又は届出一般放送 事業者について合併(届出一般放送事業者が消滅する場合に限る。)若しくは分割(一般 放送の業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、当該事業の全 部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは 分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該届出一般放送事業者の地位を承継し ます(放送法第134条)。

この場合、届出一般放送事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければなりません。

届出には、【様式 1-4】一般放送業務承継届出書(放送法施行規則別表第四十二号)を 提出してください。

2. 無線局関係

(1)無線局の目的等を変更する場合

免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、無線設備の設置場所を変更し、 又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けな ければなりません(電波法第 17 条第 1 項)。ただし、電波法施行規則別表第一号の三の 許可を要しない工事設計の軽微な事項に該当する場合には、総務大臣の許可は不要です が、届出は必要です^{注 19}。

許可を受けようとする場合又は届出をしようとする場合には、【様式 2-7】無線局変更申請書を提出してください。

注19) 電波法第17条第1項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の 許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内 容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはなりません。ただし、電波法施行規則別表第一号の三の許可を要しない工事設計の軽微な事項に該当する場合は、この限りではありません(電波法第18条第1項)。

(2) 申請により周波数等を変更する場合

総務大臣は、免許人又は予備免許を受けた者が識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができます(電波法第19条)。

指定の変更を受けようとする場合には、【様式 2-7】無線局変更申請書を提出してください。

(3) 免許状記載事項を訂正する場合

免許人は、免許状に記載した事項に変更が生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければなりません^{注20} (電波法第 21 条)。

訂正を受ける場合には、【様式 2-7】無線局変更申請書を提出してください。 注 20) 上記(1)、(2) の場合を除きます。

(4) 免許を承継する場合(電波法第20条第2項及び第3項)

免許人たる法人が合併(免許人が消滅する場合に限る。)又は分割(無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。)をするときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、あらかじめ総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長の許可を受けることにより免許人の地位を承継することができます。許可を受けようとする場合には、【様式 2-8】無線局免許承継申請書(無線局免許手続規則別表第三号)を提出してください。

また、免許人が無線局をその用に供する事業の全部の譲渡しをするときは、譲受人は、 あらかじめ総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長の許可を受けることにより免許人の 地位を承継することができます。許可を受ける場合には、【様式 2-9】無線局免許承継申 請書(無線局免許手続規則別表第四号)を提出してください。

第7章 廃止

1. 放送の業務(ソフト)関係

放送の業務を廃止した場合には、遅滞なく、業務の廃止の届出を行わなければなりません(放送法第 135 条)。

届出には、【様式 1-5】一般放送の業務の廃止届出書(放送法施行規則別表第四十三号) を提出してください。

2. 無線局関係

免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければなりません(電波法第22条)。

無線局の廃止の届出は、当該無線局を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した文書を総合通信局に提出してください(無線局免許手続規則第24条の3)。

届出には、【様式 2-10】無線局廃止届を提出してください。

- ア 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 廃止する年月日
- ウ 無線局の種別
- エ 免許の番号
- オ 免許の年月日
- 力 識別信号

なお、免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1ヶ月以内にその免許状を返納しなければなりません(電波法第24条)。また、遅滞なく空中線を撤去しなければなりません(電波法第78条、電波法施行規則第42条の2)。

第8章 無線局(地上一般放送局)の再免許

1. 再免許の申請期間

エリア放送を行う地上一般放送局の再免許の申請期間は、免許の有効期間満了前の1ヶ月以上3ヶ月を超えない期間 において行うことができます (無線局免許手続規則第 17条第1項)。ただし、平成 25 年3月末までにおいては、免許の有効期間満了前の1ヶ月以上2ヶ月を超えない期間において行うものとされています (放送法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 24 年総務省令第〇号) 附則)。

注 21)「免許の有効期間満了前の1ヶ月以上3ヶ月を超えない期間」とは、例えば、免許の有効期間が 平成25年3月31日である場合、平成25年1月1日から同年2月28日までの期間を指します。「免 許の有効期間満了前の1ヶ月以上2ヶ月を超えない期間」についても同様の考え方により、平成25 年2月1日から同年2月28日までの期間を指します。再免許及び対抗申請とも、申請期間外の日時 (送付の場合は、到達したとみなされる引受日時)に到達した申請は無効です。

2. 対抗申請の申請期間

再免許の申請に係る周波数と同じ周波数である等の理由により、再免許申請と競合する申請(対抗申請)については、再免許申請と同じ期間内(平成25年3月末までにおいては、免許の有効期間満了前の1ヶ月以上2ヶ月を超えない期間)に行うものとされています(電波法関係審査基準第3条)。

なお、各総合通信局ホームページにおいては、既に開設されているエリア放送を行う地上一般放送局の免許状況(無線設備の設置場所、電波の型式及び周波数、空中線電力、免許の年月日、免許の有効期間等)を公表する予定としていますので、免許申請にあたってご参照ください。

3. 先願主義

再免許の申請についても、新規の免許申請と同様、先願主義(先に総合通信局に到達した申請から審査を行う)を採用しています(エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いを定める件第4条による第3条の準用)。また、対抗申請についても先願主義を採用しており、再免許の申請も対抗申請も、区別なく先願主義で扱われます。

第9章 有線電気通信法・電気通信事業法関係の手続き等

本章では、エリア放送に用いられる電気通信設備について必要となる有線電気通信法又は電気通信事業法関係の手続き等について、まとめて記載しています。

1. 有線電気通信法関係

地上一般放送(エリア放送)の業務を行おうとするソフト事業者は、第2章の図5及び図6に示したとおり、自らが設置する有線電気通信設備について、有線電気通信法第3条第1項の規定に基づく設備の設置の届出を行うことが必要な場合があります^{注22}。

届出には、設置の工事の開始の日の2週間前まで(工事を要しないときは、設置の日から2週間以内)に、次の書類を、総合通信局に直接持ち込み又は送付により提出してください。

注 22) 例えば、当該有線電気通信設備の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内又は同一の 建物内であるもの等については設置の届出が不要な場合もあります。設備の届出の要否については 個別の事例に応じて管轄の総合通信局にお問い合わせ下さい。

○有線電気通信設備設置届【様式 3-1】(有線電気通信法施行規則別紙様式第一) 設置した有線電気通信設備の方式や通信事項、設置の場所、概要等について記載下さい。

2. 電気通信事業法関係

ハード・ソフト分離の場合、無線局の免許人が自己の電気通信設備(ハード)を、他人である放送の業務(ソフト)を行う者(ソフト事業者)の用に供する役務は、「電気通信役務」(電気通信事業法第2条第3号)に該当し、当該「電気通信役務」は、ソフト事業者の需要に応じて主体的・積極的意志等をもって継続的に提供されるため、「電気通信事業」(同条第4号)に該当します。したがって、無線局の免許人(ハード事業者)がソフト事業者に電気通信役務を反復継続して提供し、かつその対価として料金を徴収することによって利益を上げていた場合、ハード事業者の行為は「電気通信事業」を「営む」行為に当たるため、ハード事業者は、電気通信事業法第9条の規定に基づく登録又は同法第16条第1項の規定に基づく届出が必要な「電気通信事業者」となり、「電気通信事業者」たるハード事業者の事業や、当該ハード事業者が設置する電気通信回線設備注23には電気通信事業法が適用されます。なお、上記「電気通信事業者」たるハード事業者が設置する電気通信回線設備の範囲については事例ごとに異なることが想定されるため、当該事業のうち、どの範囲が電気通信事業法の規律の対象となるかについては、個別具体的な事例に応じて管轄の総合通信局に適宜ご相談ください。

注 23) 「電気通信回線設備」とは、「電気通信設備」のうち、送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備(電気通信事業法第9条第1号)を指します。第2章の図6の例においては、番組制作設備、番組編集設備、送信設備(送信機、分配器、空中線、給電線)及びこれらの設備間を結ぶ回線が該当します(受信端末設備は含みません)。このうち、電気通信事業法の適用対象となる電気通信回線設備は、ハード事業者が設置するものです。

(1)参入の手続き

前述のとおり、ハード・ソフト分離の場合、ソフト事業者に対して自己の設置した電気通信設備を提供する、ハード事業者の電気通信事業については、電気通信事業法第9条の規定に基づく登録又は同法第16条第1項の規定に基づく届出が原則、必要となります。

ただし、①非常事態時での緊急・臨時的な提供や、試験的な提供を行う場合、②専らーの者に電気通信役務を提供する電気通信事業(電気通信事業法第164条第1項第1号)、③ハード事業者が設置する電気通信設備が同一の構内や同一の建物内に閉じている場合(電気通信事業法第164条第1項第2号)、④地方公共団体が行う営利を目的としない電気通信事業等、電気通信役務を反復継続して提供する対価として料金を徴収することにより電気通信事業で利益を上げる「電気通信事業を営む」に該当しない場合等については、登録も届出も必要ありません。

なお、電気通信事業法における登録又は届出が不要な場合に該当するか否かについては、 個別具体的な事例に応じて管轄の総合通信局にお問い合わせ下さい。

【表7】ハード事業者について電気通信事業法上の登録又は届出が不要なケース(代表例)

- 〇当該電気通信役務が「電気通信事業」に当たらない場合 (例)
- ・非常事態時での緊急・臨時的な提供や、試験的な提供を行うもの。
- 〇電気通信事業法の適用除外(第3条及び第4条を除く。)に該当する「電気通信事業」の場合 (電気通信事業法第164条第1項)。
- ⇒適用除外となる電気通信事業は、電気通信事業法第 164 条第 1 項各号に列挙。 (例)
- ・専ら一の者に電気通信役務を提供する電気通信事業に該当する場合(電気通信事業法第 164 条第1項第1号)
- ・ハード事業者が設置する電気通信設備が同一の構内や同一の建物内に閉じている場合(電気通信事業法第164条第1項第2号)

ただし、同一の構内や同一の建物内に閉じている場合でも、例えば空港や駅のように不特定多数の通行者が往来する経由点に該当する場所などについては、社会通念上一つの区域と見なせないため、同一の構内には該当せず、適用除外には当たらない場合もあります。

- ○電気通信役務を反復継続して提供する対価として料金を徴収することによって利益を上げる、「電気通信事業」を「営む」行為に該当しない場合。 (例)
- ・地方公共団体が行う営利を目的としない電気通信事業として提供するもの ただし、地方公共団体が行う営利を目的としない電気通信事業であっても、例えば電気通信設備を

不特定かつ多数の者の通信の用に供する場合等、当該電気通信事業の内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が比較的大きい電気通信役務を提供するものである場合は、電気通信事業法第165条第1項の規定に基づく届出が必要です(詳しくは同項の規定を参照)。

ア 登録(電気通信事業法第9条第1号)の場合の参入手続き

① 登録の基準 (電気通信事業法施行規則第3条関係)

登録又は届出が必要な電気通信事業のうち、ハード事業者の設置する電気通信回線 設備の設置区域が、電気通信事業法施行規則第3条第1項各号に定める基準のうち、 いずれかを超える場合には、総務大臣の登録を受ける必要があります。

② 必要書類(電気通信事業法施行規則第4条関係)

登録にあたっては、次の書類を総合通信局に直接持ち込み又は送付により提出してください。

- a **電気通信事業登録申請書**【様式 3-2】(電気通信事業法施行規則様式第一) 申請者の氏名、法人名、代表者氏名、業務区域、電気通信設備の概要を記載する。
- b **欠格事由に関する誓約書**【様式 3-3】(電気通信事業法施行規則様式第二)
- c ネットワーク構成図【様式 3-4】(電気通信事業法施行規則様式第三)
- d 提供する電気通信役務に関する書類【様式 3-5】(電気通信事業法施行規則様式第四)
- e 申請者の行う電気通信事業以外の事業の概要
- f 存在性確認書類
 - 〇申請者が既存の法人である場合
 - 定款の謄本及び登記事項証明書
 - ・役員の名簿及び履歴書
 - 〇申請者が法人を設立しようとする者である場合
 - ・定款の謄本
 - ・発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証す る書類
 - 〇申請者が法人以外の団体である場合
 - ・定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本
 - ・役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類
 - 〇申請者が個人である場合
 - ・氏名、住所及び生年月日を証する書類
 - 履歴書
- g その他電気通信事業の登録の申請に関し特に必要な事項を記載した書類
- h 返信用封筒

登録通知書の送付に使用します。切手を貼付し、送付先住所・宛名を記載してください。

③ 登録免許税

登録通知書を受け取った後、すみやかに登録免許税を納付し、登録免許税納付届を 総合通信局へ届出てください。

イ 届出(電気通信事業法第16条第1項)の場合の参入手続き

① 届出の基準

登録又は届出が必要な電気通信事業のうち、ハード事業者の設置する電気通信回線 設備の設置区域が、電気通信事業法施行規則第3条第1項各号に定める基準のいずれ も超えない場合には、総務大臣に届出が必要となります。

② 必要書類(電気通信事業法施行規則第9条関係)

届出には、電気通信事業を開始する前に、次の書類を総合通信局に直接持ち込み又は送付により提出してください。

- a **電気通信事業届出書**【様式 3-6】(電気通信事業法施行規則様式第八)
- b ネットワーク構成図【様式 3-7】(電気通信事業法施行規則様式第三)
- c 提供する電気通信役務に関する書類【様式 3-8】(電気通信事業法施行規則様式第四)
- d 存在性確認書類
 - ○当該届出を行おうとする者が既存の法人である場合
 - 定款の謄本及び登記事項証明書
 - ○当該届出を行おうとする者が法人を設立しようとする者である場合
 - ・ 定款の謄本
 - 発起人、社員又は設立者の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類
 - ○当該届出を行おうとする者が法人以外の団体である場合
 - ・定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本
 - ・役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類
 - 〇当該届出を行おうとする者が個人である場合
 - ・氏名、住所及び生年月日を証する書類

e 返信用封筒

受理通知書の送付に使用します。切手を貼付し、送付先住所・宛名を記載してください。

(2)審査

ア 登録の場合

次の登録の拒否事由に該当する場合には、電気通信事業法の規定に基づき、登録を拒否されることがあります。

- ① 次のいずれかに該当するとき(電気通信事業法第12条第1項各号)
 - a 電気通信事業法又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑

に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2年を経過しない者

- b 電気通信事業法第 14 条第 1 項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの 日から 2 年を経過しない者
- c 法人又は団体であって、その役員のうちに上記 a、b のいずれかに該当する者があるもの
- d その電気通信事業の開始が電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる者
- ② 申請書、添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき(電気通信事業法第12条第1項)

イ 届出の場合

届出書の形式的な確認のほかには審査はありません。

(3) その他

電気通信事業者たるハード事業者には、当該地上一般放送(エリア放送)における電気 通信設備の提供において、例えば、次のような電気通信事業法上の規定が適用されます。

- 〇電気通信役務の提供についての差別的取扱いの禁止(電気通信事業法第6条)
- 〇電気通信設備の技術基準の維持義務(電気通信事業法第41条)

なお、電気通信事業法関係については、本マニュアルのほか、『電気通信事業参入マニュアル』(December 2006 総務省)、『電気通信事業参入マニュアル [追補版] — 届出等の要否に関する考え方及び事例 — 『(平成 17 年 8 日 18 日(木) 総務省総合通信基盤局需気通

等

否に関する考え方及び事例 — 』(平成 17 年 8 月 18 日(木) 総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課) も参照してください。

また、電気通信事業法における個別の規定については、管轄の総合通信局にお問い合わせ下さい。

用語集

No.	用語	定義
1	ホワイトスペース	放送用などの目的に割当てられているが、地理的条件や技術的条
		件によって、他の目的にも利用可能な周波数(新たな電波の活用
		ビジョンに関する検討チーム報告書)。
2	ハード・ソフト一致	無線局の免許人(ハード事業者)となろうとする者が、放送の業
		務を行う者(ソフト事業者)となろうとする者と同一の者である
		場合のこと。
3	ハード・ソフト分離	無線局の免許人(ハード事業者)となろうとする者と放送の業務
		を行う者(ソフト事業者)となろうとする者とがそれぞれ別の者
		である場合のこと。
4	放送	公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信(電気通
		信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。)の送信(放送
		法第2条第1号)。
5	基幹放送	電波法の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当
		てられるものとされた周波数の電波を使用する放送(放送法第2
		条第2号)。
6	一般放送	基幹放送以外の放送(放送法第2条第3号)。
7	届出一般放送	放送法第 133 条第 1 項の規定により届出が必要な一般放送。
8	地上一般放送	一般放送であつて、衛星一般放送及び有線一般放送以外のもの(放
		送法施行規則第2条第4号の2)。
9	エリア放送	地上一般放送の業務区域に関する概念。
		放送法施行規則第 142 条第 2 号において、「一の市町村(特別区を
		含み、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市にあつ
		ては区とする。)の一部の区域(当該区域が他の市町村の一部の区
		域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とする。)のうち、特
		定の狭小な区域における需要に応えるための放送」と規定されて
		いる。
10	業務区域	一般放送の役務が提供される地域的な広がり。放送法第 133 条第
		1項の規定により、一般放送の業務を行おうとする者の届出事項
		とされている。
11	放送の業務	番組の編集を行うことを前提とする「送り伝える意図」に基づき
		「送信」する行為を社会生活上の地位に基づき、継続して行う事

		業(金澤薫著『放送法逐条解説(改訂版)』)。「ソフト」と通称さ
		れることがある。また、放送の業務を行う者は「ソフト事業者」
		と通称されることもある。
12		無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体(但し、受信のみを
		目的とするものを含まない。)(電波法第2条第5号)。無線局の免
		許人は「ハード事業者」と通称されることがある。
13	│ │地上一般放送局	地上一般放送を行う無線局であつて、地上一般放送を行う実用化
		試験局以外のもの(電波法施行規則第4条第3号の3)。
		このうち、エリア放送を行うものについては、電波法令において、
		「エリア放送を行う地上一般放送局」と称されている。
14	<u> </u>	周波数割当計画(平成 20 年総務省告示第 714 号)において、二次
		業務の無線局は、次の条件に従って開設することを条件に周波数
		の割当てを受けることができるとされている。
		①二次業務の無線局は、周波数が既に割り当てられ、又は後日割
		り当てられる一次業務の無線局に有害な混信を生じさせてはな
		らない。
		 ②周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務
		の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。
15	電波利用料	電波法第 103 条の2第4項各号に掲げる電波の適正な利用の確保
		に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務
		の処理に要する費用(電波利用共益費用)の財源に充てるために
		免許人等が納付すべき金銭(電波法第 103 条の 2 第 4 項)。
16	技術基準適合証明等	技術基準適合証明等(技術基準適合証明又は工事設計認証)は、
		携帯電話端末、PHS端末などの小規模な無線局に使用するため
		の無線設備(特定無線設備)について、電波法に定める技術基準
		に適合していると認められるものである場合、その旨を無線設備
		1台ごとに証明又は無線設備のタイプ(正確には「工事設計」と
		いう。) ごとに認証する制度で、電波法第3章の2(第 38 条の2
		の2~第38条の38)「特定無線設備の技術基準適合証明等」にお
		いて規定されている。
		なお、電波法令では、技術基準適合証明等により電波法に定める
		技術基準に適合していると認められるものであるとの表示を付さ
		れた無線設備のことを「適合表示無線設備」と規定している(電
		波法第4条第2項)。
17	I / N	干渉波電力対雑音電力比のこと。
		エリア放送から地上デジタル放送への干渉の混信保護基準とし
		て、情報通信審議会一部答申「ホワイトスペースを活用した放送
		型システムに関する技術的条件」(平成 24 年 1 月) において、単

	位帯域幅(10kHz)あたりの I / N が-10dB を上回らないこととさ
	れたことを踏まえ、電波法関係審査基準(平成 13 年総務省訓令第
	67号)に規定している。これに基づき、同審査基準では地上デジ
	タルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局からの電界強度が
	51dBμV/m以上の範囲において、エリア放送を行う地上一般放送局
	からの電界強度が 12dBμV/m を超えないことを確認することとし
	ている。
先願主義	先に総合通信局に到達した免許申請から審査を行うこと。
	※なお、エリア放送を行う地上一般放送局の免許申請においては、
	送付による申請の場合、①引受時刻証明の取扱いとした書留郵
	便又は②信書便事業者において引受け日時の記録を行う信書便
	のいずれかに限っており、①の場合は引受時刻証明により証明
	された日時、②の場合は信書便事業者において引受けがされた
	として記録された日時が到達日時とみなされる。
	先願主義

参考資料2

書類の様式及び記載例

様式一覧

【放送の業務(ソフト)関係】

	1						
番号	名称	法令上の様式番号					
〇業務の開始の届出							
様式 1-1	地上一般放送業務開始届出書	放送法施行規則別表第四十の二号					
〇業務の変	更						
様式 1-2	訂正又は取消しの放送に関す	_					
	る報 告						
様式 1-3	(有線/地上) 一般放送業務開	放送法施行規則別表第四十一号					
	始届出書記載事項変更届						
様式 1-4	一般放送業務承継届出書	放送法施行規則別表第四十二号					
〇業務の廃	〇業務の廃止						
様式 1-5	一般放送の業務の廃止届出書	放送法施行規則別表第四十三号					

【電気通信設備(ハード)関係】

〇電波法関係

番号	名称	法令上の様式番号
〇免許申請	1	
様式 2-1	無線局免許(再免許)申請書	無線局免許手続規則別表第一号の二
様式 2-2	無線局事項書	無線局免許手続規則別表第二号第2
	※別添1 (エリア放送の受信電界	
	強度が $12 \mathrm{dB} \mu \mathrm{V/m}$ 以上となる範	
	囲を示した地図)、別添2(空中	
	線の設置場所、離隔距離の範囲	
	及びその範囲内での地デジ受信	
	障害への対策の確認図)を含む。	
様式 2-3	工事設計書	無線局免許手続規則別表第二号の二第2
〇予備免許	後	
様式 2-4	無線従事者選(解)任届	_
様式 2-5	無線局工事落成届	_
様式 2-6	無線設備等の点検実施報告書	_
〇変更		
様式 2-7	無線局変更申請書	_
様式 2-8	無線局免許承継申請書	無線局免許手続規則別表第三号
様式 2-9	無線局免許承継申請書	無線局免許手続規則別表第四号
〇廃止		

様式 2-10	無線局廃止届	_
---------	--------	---

〇有線電気通信法 • 電気通信事業法関係

番号	名称	法令上の様式番号					
〇有線電気通信法関係							
様式 3-1	有線電気通信設備設置届	有線電気通信法施行規則別紙様式第一					
〇電気通信	事業法関係(登録の場合)						
様式 3-2	電気通信事業登録申請書	電気通信事業法施行規則様式第一					
様式 3-3	欠格事由に関する誓約書	電気通信事業法施行規則様式第二					
様式 3-4	ネットワーク構成図	電気通信事業法施行規則様式第三					
様式 3-5	提供する電気通信役務に関す	電気通信事業法施行規則様式第四					
	る書類						
〇電気通信	〇電気通信事業法関係(届出の場合)						
様式 3-6	電気通信事業届出書	電気通信事業法施行規則様式第八					
様式 3-7	ネットワーク構成図	電気通信事業法施行規則様式第三					
様式 3-8	提供する電気通信役務に関す	電気通信事業法施行規則様式第四					
	る書類						

別表第四十の二号(第141条関係)

地上一般放送業務開始届出書

平成〇年〇月〇日

総務大臣 殿

郵 便 番 号 123-4567 住 所 〇〇県〇〇市1-2-3 (ふりがな)

氏 名 エリア放送株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう しらじりょう 人代表取締役社長 白地利用子社長印

電 話 番 号 12-3456-7890

地上一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第133条第1項の規定により届け出ます。

	□ 業務を執行する役員の氏名						
届出			00 0)00	0	0 000	
出者	00 000						
11							
一	股放送の種類 エ	リア族	女送ーテレ	ビジョン放送	送		
─	股放送の業務に用いら	別組	氏に記載の	とおり。			
れる	る電気通信設備の概要						
使是	用する周波数	599.	142857MH	z (34ch)			
業	努区域 地図に記述	載のと	におり。				
放	放送番組の編集の基準	售			放送	時間	
送	※届出者が、自身の番組	且編	1日当た	. 9			
番	番 集のために定める基準を						12.0 時間
組	組 記載すること。		主たる放送事項				
に			観光情報	₹ (○○温身	泉の案内	等)	
関			イベント	情報 (○()展示会	の案内等)	
す							
る							
事							
	項						
業務開始の予定期日 平成〇年			三〇月〇	業務開始時		₹	
	日			約者の見込	数		

- 注1 届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為、法人以外の団体である場合は、団体の規約を添付すること。
- 注2 一般放送の種類の欄には、第142条に掲げる一般放送の種類を記載すること。 (記載例)

一般放送の種類 エリア放送ーテレビジョン放送

注3 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄には、「別紙に記載のとおり。」と 記載し、地上一般放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確に なるよう、演奏所から地上一般放送局(電波法施行規則第4条第1項第3号の3に規定す る地上一般放送局をいう。) の送信設備の送信空中線までの範囲における電気通信設備を明記した概要図を添付すること。

- 注4 業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、地上一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。
- 注5 放送番組の編集の基準の欄には、放送番組の編集の基準があるときは、これを記載し、 放送番組の編集に関する基本計画があるときは、これを添付すること。
- 注6 主たる放送事項の欄には、次のように記載すること。

(記載例)

観光情報 (観光地、観光施設の案内、宿泊施設の案内等)

生活情報 (道路交通情報、病院の案内、天気予報等)

イベント情報 (各種行事の案内等)

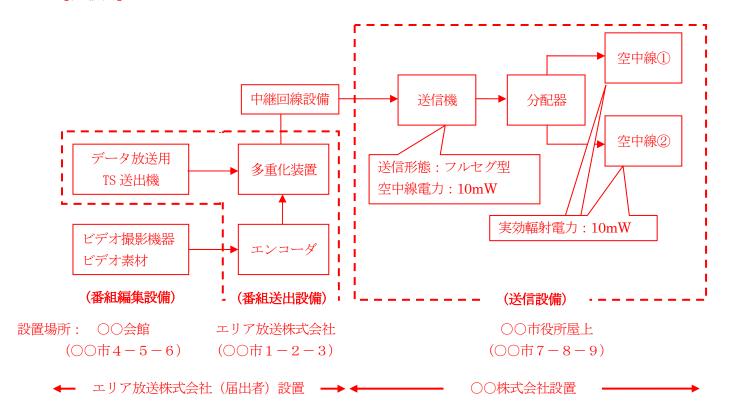
災害情報 (地震その他の災害に関する情報、被災状況等)

行政情報 (市町村議会情報、市町村広報等)

- 注7 他の放送事業者の放送の再放送を行う場合には、主たる放送事項の欄にその旨を記載し、 同意書の写しを添付すること。
- 注8 業務開始時の受信契約者の見込数の欄には、有料放送を行う場合に限り受信契約者の見込数を記載すること。
- 注9 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 注10 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、 この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別紙 (一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要)

【記載例】



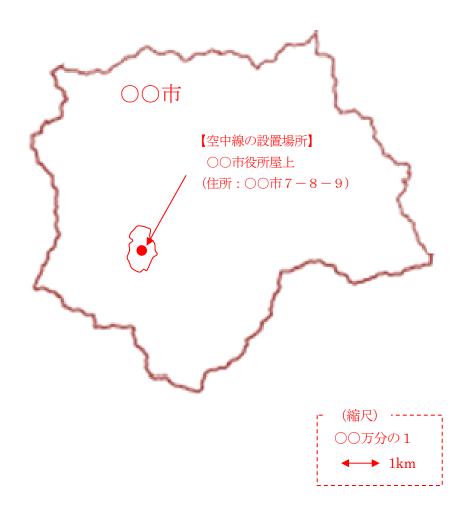
(記載にあたっての留意点)

- ※1 地上一般放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、 演奏所から地上一般放送局(電波法施行規則第4条第1項第3号の3に規定する地上一般放 送局をいう。)の送信設備の送信空中線までの範囲における電気通信設備を明記すること。
- ※2 各設備の設置場所、設置する者が分かるように記載すること。

別添 (業務区域)

【記載例】

業務区域は、○○市の○○駅周辺。



(記載にあたっての留意点)

- ※1 業務区域として、エリア放送を行う地上一般放送局からの電波の電界強度が $55 dB \mu V/m$ 以上の範囲を地図上に記載すること。業務区域が複数ある場合には、その複数の業務区域を記載すること。
- ※2 無線設備(空中線)の設置場所を記載すること。
- ※3 地図の縮尺を記載すること。

平成〇年〇月〇日

総務大臣殿

○○市○○町○○一○○○○株式会社代表取締役社長 ○○○○○ 印

訂正又は取消しの放送に関する報告

標記について、放送法施行令第7条第4号の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

【記載方法等】

- (1) 放送法第9条第1項による訂正又は取消しの放送を行った場合に報告願います。
- (2) 2部 (別紙様式を含む。) 提出してください。

※様式例

≪別紙様式1≫ 年度報告用(4月5日までに提出)

訂正又は取消しの放送の請求件数及びこれらの請求に対して措置した件数

平成○年度

請求付	件数			件	
請求	に対して措置	(訂正放送)	を行った件数	件	:

※報告する案件がない場合も「0件」としてご報告願います。

≪別紙様式2≫ 措置の都度提出用(随時提出用)

訂正又は取消し放送の措置報告

訂正又は取消しの放送の請求者氏名	
請求に係る権利侵害の内容	
請求年月日	
請求の原因となった放送の内容及びその	
年月日	
当該請求に対して執った措置及びその年	
月日	

【記載方法等】

- (1) 報告の対象は、放送法第9条1項に基づく請求があった場合のみです。
- (2) 発生の都度、可及的速やかに電話等で管轄の総合通信局へ一報、その後、 本様式例を参考にして報告事項をまとめ、メール又はFAX等により報告 願います。
- (3) 請求が2件以上の場合は、それぞれ作成し提出してください。

別表第四十一号(第144条関係)

一般放送業務開始届出書記載事項変更届

年 月 日

総務大臣 殿

郵 便 番 号 住 所 (ふりがな)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称 及び代表者の氏名。記名押印又 は署名)

電 話 番 号

するので、放送法第133条第2項の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	予定期日

- 注1 有線又は地上のいずれかの不要の文字を抹消すること。
- 注2 一般放送の業務区域を変更しようとする場合は、変更前及び変更後の欄に「地図に記載のとおり。」と記載し、変更前及び変更後の一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。
- 注3 再放送について、新たに放送事業者の同意を得た場合は、その同意書の写しを添付すること。
- 注4 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 注5 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、 この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

一般放送業務承継届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号住所(ふりがな)

氏 名(法人又は団体にあつて は、名称及び代表者の氏 名。記名押印又は署名)

電話番号

一般放送事業者の地位を承継したので、放送法第134条第2項の規定により届け出ます。

承継年月日	
被承継者	
承継した一般放送事業者の地位に係る登録年	
月日及び登録番号(届出一般放送事業者にあ	
つては、一般放送の業務の開始届出年月日)	
放送法第 128 条第 1 号から第 5 号までの該当	
の有無(登録一般放送事業者に限る。)	□ 有 □ 無
備考	

- 注1 放送法第128条第1号から第5号までの該当の有無の欄は、法第128条第1号から 第5号までの規定への該当の有無を記載するものとし、同欄の□には、該当する事項 にレ印を付けること。
- 注2 備考の欄には、承継に係る事情を記載すること。
- 注3 承継者が一般放送事業者以外の法人であるときは、定款又は寄附行為及び業務執行する役員の氏名を記載した書面、一般放送事業者以外の団体であるときは、これに準じる書類及び業務を執行する役員の氏名を記載した書面を添付すること。
- 注4 承継に伴い、新たに道路に占有の許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾 を必要とする場合には、その承継に係る部分の当該処分又は承諾の事実を証する書面 の写しを添付すること。
- 注 5 別表第 33 号の別紙(1)及び(5)を添付すること。
- 注6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

一般放送の業務の廃止届出書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

住 所

(法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地。)

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名。 記名押印又は署名)

電話番号

一般放送の業務を次のとおり廃止したので、放送法第135条第1項の規定により届け出ます。

理由	
一般放送の業務を廃止した法人が行っていた一般放送の業務に係る登録年月日及び登録番号(届出一般放送事業者にあっては、一般放送の業務の開始届出年月日)	
業務区域	
廃止年月日	

- 注1 業務区域の欄には、一般放送の業務を廃止した地域が明らかになるように、たとえば、「(何) 市 (何) 町」のように記載すること。
- 注2 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

免許無線局申請書再 免 許

年 月 日

総務大臣 殿

※申請年月日を記載

申 請 者 ※本店又は主たる事務所の所在地を記載

住 所

氏 名

印

代表者氏名

※代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するとともに、 当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること。

収入印紙ちよう付欄

を開設したいので、電波法第6条

下記の無線局

の規定により別紙の書類を添えて申請します。

の再免許を受けたいので、無線局免許手続規則第16条

記

① 無線局の種別及び局数	② 識別信号	③ 免許の番号	④ 免許の年月日	⑤ 備考
※無線局の種別は、「地上一	※記載を要しない	※記載を要しない	※記載を要しない	※免許申請手数料を記載
般放送局」と記載				(参考)
				1W 以下:3,550 円(新規)
				1,950円 (再免許)

申請に関する連絡責任者

住所

所属

氏名

電話番号

電子メールアドレス

※用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜 記載すること。

										去第5条の欠格事由の 亥当の□にレ印を付け			様式2-2
無	線局事	事項書		免許申請を行う場合 」の□レ印を付ける	· ·	地上一般放送局♂	か「BG」と記入。			※登理番号		※記載不要	
	申請(届出) 区分) □開設 □再免詞		無線局の種別コード		3 免許の番号	※開設の場合は記	己載不要	4 無	線局の数	5 <i>5</i>	(格事由	~ □ 有 □ 無
設	開設、継続 又は変更を とする理由	売開 ≥必	D場合、「継続	売開設又は変更」の文	字を抹消し、開設を	必要とする理由をで	きる限り詳しく記載する	ること。	8 希			o何時まで」のよ ごし、24時間を希	
	注	人団体				又は①中津老が洗す			9 I	事落成の予定期目	□ 目付指定□ 予備免割	Ĭ: Fの日から	<u>.</u> 月目の日
		人の別	フリガナ	0()カブシキカイシャ	②団体の場合:	その名称及び代表者氏名			該当する□にレ印をf 24年10月1日 は「H2			
_	14 J)株式会社					許の年月日		※開設の場合は記		
7	(は 名	〕 団体			個人又	は代表者名			11 免	許の有効期間	•	※開設の場合は記	P載不更
甲目	称	〕個人	姓 フリガナ			名 フリガナ			H 1 4 > 13 /99/991FeG		K (MILEX +2 99) LI TOCK		
(届出)			に規り コー	工業規格JIS X0401及 定する都道府県及び市 ドにより該当するコー	i区町村 ·ドを記 				12 希望する免許の有効期間 期間を限定して運用する場 を記載すること。			する場合は、運	用を終了する予定の日
者 名	フリガラ	ナ	載。	(不明の場合は記載は 	(不要) 				13 最	初の免許の年月日		※開設の場合は記	己載不要
	住 住 所	道府県一市区	町村コード			場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けるこ 記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。				用開始の予定期ロ	□ 免許のF □ 日付指定 予備色製	 - こっしょ 1	
	郵付	便番号	(例) 123 -	- 4567	電話番号		(例) 012-345-6789			該当する口にレ印を化 年10月1日」は「H24.	付けること。日	付指定について	は「平成24
				ソフト一致の場合) ABC			АВС			(ハード・ソフト一致の 免許人が行うエリア		ための設備	
15	無線局の目	目的コード		ソフト分離の場合) CCA	16 通信事項コ	— к		17 通信の相号	(ハード・ソフト分離の場合) 免許人以外の者が行うエリア放送を受信する		受信するための	設備	
				'フトー致と分離の場 合) BAC		う かの中津の担合 柔	と切みを禁即/号具 / 版中/	ケエス・ドル・ルク	ナチン が	あれば記載のこと(なけ			
18	識別信号			DAC	れな てV ・ 降	ば記載不要)。なお、 \ます。 ₽出名称の例:JOXZ31	識別信号の指定基準は NA-AREA	、電波法関係署	译查基準	別表3において規定され			
		S.V 10 3)名称又は略称、設置場 ほうそう」の文字を付し -		そかある	と認められる場合に限			
望	電波の型式 する周波数 空中線電力	女の範囲及		記載のある周波	数は、チャンネルス 数を参考にして選択 電力を併せて記載す								

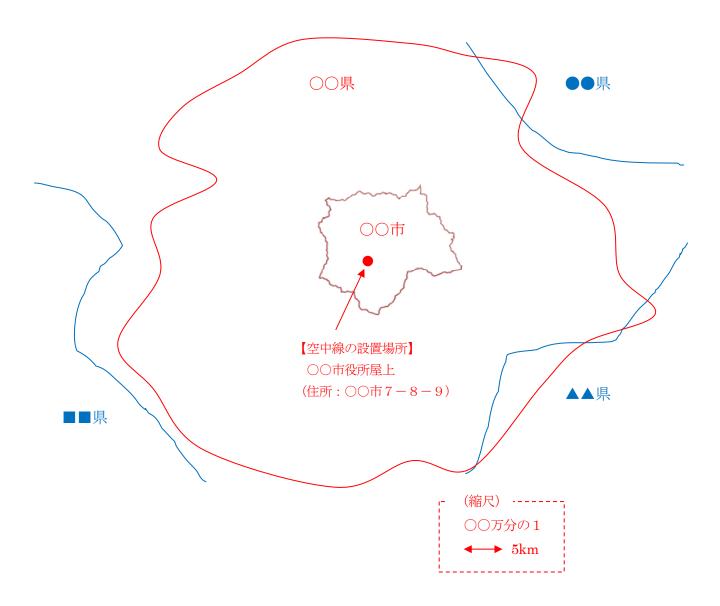
				20 無線局の区別	※17欄の名称を記載	※整理番号	※記載不要			
	設置場所番号	設置場所の 区別コード			住所					
			フリガナ	OOケンOOシOO 1	. – 2 – 3					
	(例) 1	Т	都道府県-市区町村コード []	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3						
			フリガナ	00ケン00シ004	1 - 5 - 6					
	(例) 2	S	都道府県-市区町村コード []	○○県○○市××4-	- 5 - 6					
			フリガナ							
無線設備の 口設置場所			都道府県-市区町村コード []							
21 又 は □常置場所			フリガナ	,						
			都道府県-市区町村コード [
			フリカフ	→ 送信所、受信所、演奏所等無線設備の設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別 の番号を付し、設置場所の区別コード(送信所:T、受信所:R、送受信所:W、演奏所:S)を記載し、						
			都道府県-市区町村コード []	それぞれの設置場所と。)を記載する。	所(「北海道○○市○○町○-(ように記載し、フリガナを付けるこ 号の欄及び設置場所の区別コードの				
	フ リ ガ	ナ		11触 (よれ1単)、 しんよく・こ。		9 0 - 0				
	船舶又は航空	E機名			主たる停泊港	又は定置場				
	基本コード	[] 付加コード []						
22 移動範囲	基本コード	[] 付加コード []						
	基本コード	[] 付加コード []						
23 □船舶又は□航空 又は常置場所とす			免許人 □その他 (
	(記載例) エリ また	ア放送の業務 - 、地上デジタ	区域は別添のとおり。 ル放送の受信設備への混信や障害を	シ与えないことの確認級	店果については別添のとおり。					
24 備考		- (- 水ベンスは底側 - ジ底は(陸口)	骨を与えないことの確認的相条に ファイスが高めており。 例のように記載し、エリア放送の業務区域を記載した地図、干渉の確認のための電界強度 12dB μ V/mの範囲を示した図、ブースター障害の確認結果等を添付すること。						

			25 無線局の区別		※ 整理番号			
26	空中線系番号							
	電波伝搬路の地上高	□ 電波伝搬路の地上高の一部ヌ	スは全部が45m以上	添作	付図面	□ 回線	泉見通し図	
伝搬障害防止区域	他の通信手段への代替及び設置 場所の変更が容易でない理由							
の指定	補足事項							

別添1 (エリア放送の受信電界強度が 12dB μ V/m 以上となる範囲を示した地図)

【記載例】

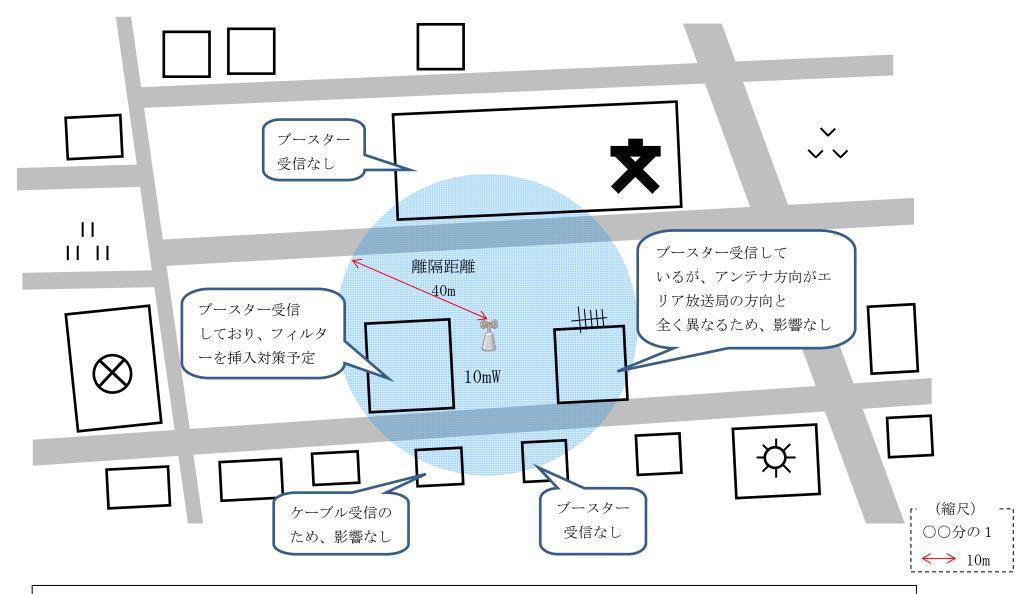
○○県○○市周辺。



(記載にあたっての留意点)

- **※**1 エリア放送を行う地上一般放送局からの電波の電界強度が $12 \text{dB}\,\mu\,\text{V/m}\,$ 以上の範囲を地図上に記載すること。
- ※2 無線設備(空中線)の設置場所を記載すること。
- ※3 地図の縮尺を記載すること。

別添2 (空中線の設置場所、離隔距離の範囲及びその範囲内での地デジ受信障害への対策の確認図)



エリア放送局の場所と離隔距離の範囲を示し、離隔距離の範囲内のすべての世帯について、ブースターによる受信世帯がないこと、またはある場合でも、エリア放送の影響を受けないことを調査し、その結果を記載すること。 また、地デジ受信状況の調査方法については、詳細に記載すること。

- 例)・〇月×日に各世帯を直接訪問し、ブースター機器、受信空中線系等を確認した上で、特性を評価(詳細は添付)。
 - ・問題のある受信世帯についてはフィルターを設置予定。

工事詞	2計書[様式2	-3								無線局の区別		00)()エリア 1		う う	※ 整	整理番号			
2 装置 の区別 番 号	3 通信方式 コード	発射可能	色な電波の	型式及び周	別波数の範囲	定格 田 田 (W)	低下さ 方法=		低下後の出 (W)		送信機 変調方式 コード	製造者	音名	型式又は	大名称	検定	番号	技術基合証明		製造番号	□有
第 装置	TX1N 4 通信路数	470	! OMHzから7.	5M70X7W 10MHzまで	の1波	0.01					OFDM	(株) 〇	00	AB123	45			xxxxx	xxxxx	ZZ-123	☑無9 設置場所番号
311 231	1ch											-									xxxxx
予備送信 装置	5 ATIS番号 又は船舶等 識別番号		7 受信機 要による 製造番号 通過帯域幅 雑音									雑音指数(dB)									
					1 7H				18.4	_ ш 🗸 /	<u> </u>			42	EH 7		世 ll 市 水 州			-XTE	AE E 16 % (GD)
								I . AA									·^ / /	laka	1		
		空中線型式等					11 空	- 中級		1	水平面の	加出館	の位置				給電線 25日上		その他損失 13 発射		
10 空中線	系番号	海拔高		海抜高	地上高	. 向 利待		口径	主輻射の	至 下 树		送信	受信		受信	送信	受信	する周	14 受信する周 波数		
		ガラ コード	五一ド	コード	畑仮田コード	(m)	(m)	(dBi	(度)	(m)	(m) 角度の幅 (度)	経度	緯度	(dB)		(dB)	文 信 (dB)	(dB)	文 1百 (dB)	波数等	ř l
(送信)	Т	TI		V	5. 6	3.8					139. xx. x	35. xx xx	. х. х							
()								るだけ低< すること												
()																				
	/				ĮI			15	空中線系に	こ関す	 るその他の事	 項				<u> </u>	<u></u>	l			
☑ 構成	が複雑なため言	己載が困難で	であり、構	成は添付	図面のとお	りである。															
											号ごとに構成 一障害の確認				-ること	- 0					
	16 附属装置											19	備考								
コード	コード 記載部																				

無線設備の構成について、詳細を別添に記載

電源設備の構成について、詳細を別添に記載

18 添付図面 ☑ 無線設備系統図 ☑ 電源系統図

17 その他の工事設計

☑ 法第3章に規定する条件に合致する。

				20 無線局の区別	○○○エリアほうそ (1	※ 整理番号	
21	周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	実効輻射電力又は 等価等方輻射電力	補足事項	
発射する		5M70X7W	599.142857MHz (34ch)	0. 01W	最大ERPO.01W		
発射する電波の型式、							
周波数及び空中線電力							
水電力 一							

無線従事者選(解)任届

平成〇年〇月〇日

総務大臣殿

○○市○○町○○一○○ ○○株式会社 代表取締役社長 ○○○○ 印

無線従事者を下記のとおり選(解)任したので、電波法第51条の規定により届け出ます。

記

無線局の種別等 地上一般放送局(エリア放送)

免許番号 〇〇第〇〇〇号

呼出符号 〇〇〇 (例: JOXZ3NA-AREA)

呼出名称 ○○○ (例:呼出名称は、申請者の名称又は略称、

設置場所の地名(必要があると認められる場

合に限る。)の次に「エリアほうそう」の

文字を付したもの。)

無線設備の設置場所 送信所 ○○県○○市○○町○-○-○何内

演奏所 ○○県○○市○○町○-○-○何内

ガナ 名	資	格	免許証の番号	選(解)任年月日	業務経歴

無線局工事落成届

平成〇年〇月〇日

収入印紙 を貼付

総務大臣殿

○○市○○町○○一○○○○株式会社代表取締役社長 ○○○○○ 印

平成○年○月○日付け○○第○○○号で予備免許された地上一般放送局の工事は下記のとおり落成したので、電波法第10条の規定により届け出ます。

記

2 工事落成年月日 平成○年○月○日

無線局の種別	呼出符号及び呼出名称	備	考
地上一般放送局(エリア放送)	呼出符号 ○○○(例: JOXZ3NA-AREA) 呼出名称 ○○○(申請者の名称又は略 称、設置場所の地名(必要がある と認められる場合に限る。)の次 に「エリアほうそう」の文字を付 したもの。)	※空中線電力及 検査手数料額	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,

無線設備等の点検実施報告書

平成〇年〇月〇日

○○総合通信局長 殿

免許人(予備免許を受けたものを含む。) の氏名又は名称(氏名を自筆で記入した ときは、押印を省略できる。)

印

第10条第2項

私所属の無線局について無線設備等の点検を行ったので電波法第18条第2項の規 第73条第4項

定により登録点検結果通知書を添えて提出します。

点検年月日	平成〇年〇月〇日	無線局の種別	地上一般放送局
免許の番号	○○第○○○号	識別信号	呼出符号及び呼出 名称

点検を行った場所	
登録点検事業者名	
備考	

【記載方法等】

- (1) 点検の種別を区分する該当条項の不要の文字は削除すること。
- (2) 備考の欄には、電波法第10条第2項の点検である場合には「予備免許の番号」、第18第2項の点検である場合には「許可の番号」を記載すること。
- (3) 呼出符号の例: JOXZ3NA-AREA
- (4) 呼出名称は、申請者の名称又は略称、設置場所の地名(必要があると認められる場合に限る。)の次に「エリアほうそう」の文字を付したもの。
- ※電波法第10条第2項(落成後の検査)、第18条第2項(変更検査)、第73条第3項(定期検査)

無線局変更申請書

平成 年 月 日

総務大臣殿

申 請 者 住所

氏名

代表者氏名

八十八十

代 理 人 住所

氏名

代表者氏名

印

钔

当社所属無線局の下記事項(○印を付した事項)を変更

したいした

ので、別紙の書類を添えて 申請します。 届け出ます。

記

申請事項	局種	局 名
項目(根拠条項)	/P III	/-N - 1
1 無線局の目的 (法第17条第1項)		
2 通信の相手方 (法第17条第1項)		
3 通信事項 (法第17条第1項)		
4 無線設備の設置場所 (法第17条第1項)		
5 無線設備の変更工事 (法第17条第1項)		
6 指定事項 (法第19条)		
7 免許状の訂正(法第 21 条)		

申請に関する連絡責任者 住所

氏名

所属 電話番号

電子メールアドレス

注 添付する必要がある別紙の書類は、無線局事項書、工事設計書等ですが、申請又は届出内容により異なります。無線局免許手続規則で規定されていますが、不明な場合は、管轄の総合通信局にお問い合わせ下さい。⁶¹

無線局免許承継申請書

平成	年	月	H
T-13X		Л	- Н

○○総合通信局長 殿

申請者 住 所(注1) (ふりがな) 氏 名(注2) (ふりがな) 代表者氏名 代理人 住 所 (ふりがな) 氏 名 (ふりがな)

電波法第二十条第二項(又は第八項)の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位 を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

(印)

1 合併又は分割当事者

(ふりがな) 氏名(注3)	住所 (注1)	(ふりがな) 代表者氏名(注4)
, C H (loop -)		1 2 2 2 2 2

2 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人

住所

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

代表者氏名

- 3 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割による登記の予定年月日
 - 平成 年 月 日
- 4 合併又は分割の理由

○○○のため

5 免許人(又は予備免許を受けた者)の地位の承継を必要とする理由

000のため

6 承継に係る無線局

識別信号	種	別	免許番号(又は予備 免許の番号)	免許人(又は予備免許を受けた 者)の商号(又は名称)	免許	の有	効期	間
					平成	年	月	日

7 欠格事由に関する事項

申請者が電波法第五条の欠格事由に該当しないときは、『欠格事由に該当しない』と記載すること。

8 添付書類

- ・ 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- ・ 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思 の決定を証するに足りる書類
- ・ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案

~ 申請前にご確認ください ~

- 1. 電波法第二十条第二項に基づく免許承継とは次の場合が該当します。
- 〇 免許人たる法人が<u>合併する場合</u>であって、合併後存続する法人若しくは合併により新たに設立された法人へ免許を承継する場合。
- 免許人たる法人を分割する場合であって、分割により事業を承継する法人へ免許を承継する場合。ただし、この場合の分割とは無線局をその用に供する事業の全部を承継させる場合に限ります。

2. 申請許可後の手続き

○ 電波法第二十条第二項により免許人の地位を承継した場合は、遅滞なくその事実を証する書面を添えてその旨を届け出てください。届出が確認できましたら新たな免許状を発給いたしますので、旧免許状は返納してください。なお、免許承継後、直ちに変更申請を予定されている場合は、免許承継申請と同時に変更申請を提出することも可能ですのでお問い合わせください。

3. 免許承継をともなわない法人合併等における免許人名の変更

○ 一例として、免許人たる法人が他の法人を吸収合併した後、社名を変更する場合が該当 します。この場合には変更申請を行ってください。

~ 申請書記載の注意点 ~

- 注1 住所について法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 注2 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号 又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で 記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法 律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立 された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- 注3 法人又は団体の場合は、その商号又は名称を記載すること。
- 注4 法人又は団体の場合は、代表者役職名及び氏名を記載すること。ただし譲渡人が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為を持って設立された法人の場合は、代表者氏名の記載を要しない。

無線局免許承継申請書

平成 年 月 日

○○総合通信局長 殿

申請者住 所(注1)代理人 住 所
(ふりがな)代理人 住 所
(ふりがな)氏 名(注2)氏 名
(ふりがな)代表者氏名印 代表者氏名

(EII)

(代理人が提出する場合は委任状が必要です。)

電波法第二十条第三項(又は第八項)の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

1 譲渡人

(ふりがな) 氏名(注3)	住所(注1)	(ふりがな) 代表者氏名(注4)

2 譲受人が事業を譲り受ける年月日

平成 年 月 日

3 事業の譲受けの理由

○○○のため

4 免許人(又は予備免許を受けた者)の地位の承継を必要とする理由 ○○○のため

5 承継に係る無線局

- 11 m/m 1 - p/1 @ 7/11/p4/01/3							
識別信号	種	別	免許の番号(又は予備免許の番号)		免許の	有効期	間
				平成	年	月	日

6 欠格事由に関する事項

申請者が電波法第五条の欠格事由に該当しないときは、『欠格事由に該当しない』と記載すること。

7 添付資料

- ・事業の譲渡に関する契約書の写し
- ・譲受人が法人であるときは、その定款又は寄附行為
- ・譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

~ 申請前にご確認ください ~

- 1. 電波法第二十条第三項に基づく免許承継とは次の場合が該当します。
- 免許人が無線局をその用に供する<u>事業の全部を譲渡する場合</u>であって、譲受人に免許を承継する場合。なお、この場合の免許人とは法人に限定しません。

2. 申請時期

○ 申請は事業譲渡の完了前に行ってください。 なお、譲渡がすでに完了している場合は新たな免許申請が必要となります。

3. 申請許可後の手続き

○ 譲渡の日となりましたら新たな免許状を発給いたしますので、旧免許状は返納してください。なお、免許承継後、直ちに変更申請を予定されている場合は、免許承継申請と同時に変更申請を提出することも可能ですのでお問い合わせください。

~ 申請書記載の注意点 ~

- 注1 住所について法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 注2 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- 注3 法人又は団体の場合は、その商号又は名称を記載すること。
- 注4 法人又は団体の場合は、代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし譲渡人が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

様式2-10

平成〇年〇月〇日

総務大臣殿

○○市○○町○○一○○ ○○株式会社 代表取締役社長 ○○○○○ 印

無線局廃止届

標記について、電波法第22条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 放送局名 呼出符号 及び 呼出名称
- 2 廃止日 平成○年○月○日
- 3 廃止理由 ○○のため

【記載方法等】

- ・廃止を検討する場合は事前に管轄の総合通信局へご相談ください。
- ・呼出符号の例: JOXZ3NA-AREA
- ・呼出名称は、申請者の名称又は略称、設置場所の地名(必要があると認められる場合に限る。)の次に「エリアほうそう」の文字を付したもの。

有線電気通信設備設置届

平成 年 月 日 (届出年月日を記入)

総務大臣殿

届出者 郵便番号

住 所

(法人にあっては、本店又は主たる事務所の 所在地)

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び 代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

(共同設置の設備にあっては、以下に共同設置者の住所及び氏名を連記すること。)

有線電気通信設備を設置するので、有線電気通信法第3条第1項及び第2項の規定に基づき、 別添の書類を添えて届け出ます。

- 注1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人の場合は、その商号又は名称及び代表者 の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。
 - 2 法第3条第2項各号に掲げる有線電気通信設備(共同設置、相互接続、他人使用)に該当しない 有線電気通信設備及び第2条に掲げる有線電気通信設備(通常設備)にあっては、「及び第2項」 の文字を抹消すること。

事項書

- 1 有線電気通信の方式
- 注 「音声周波電話(自動交換)」、「電信」、「テレビジョン(音声複合)」等のように記入すること。
- 2 通信事項
 - 注 「自家通信」、「電気供給に伴う電気設備の保安及び電力需給調整打合せ」等のように記入すること。
- 3 設備の設置の場所
 - (1) 機 械 (中継増幅器及び光電変換器を除く)
 - 注 機械の種別ごとに「(何)県(何)市(何)町(何)丁目(何)番(何)号(何)内」等のように記入すること。
 - (2) 線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置 別紙線路経路図のとおり
 - 注 地図又はこれに類するものに記入すること。
 - (3) 設備と付近の他の施設との関係
 - ア 電線等との離隔関係

付i 他 <i>0</i>	設備 近の D施設	架 空 の支持	電 線 寺物	単独架空管		共架架空	柱の 電線	屋内電線	地中電線	備	考
1	 				m		m				
強電	低圧	(т)	()	()	m	М		
電流電	高圧	()	()	()				
線	特別高圧	()	()	()				
	建造物										

- 注1 強電流電線の「備考」欄には、その種別(強電流ケーブル等)及び保護網(線)設置の有無を記入すること。また、他の設備の電線が裸電線のときは、その旨「備考」欄に記入すること。
 - 2 電車線に接近又は交差する場合は、「強電流電線」欄の()内に記入すること。また、「備考」 欄には注1の要領で記入すること。

イ 道路等との関係

設備	架空電線	
付近の関係	道路、鉄道又は軌道、横断	備考
他の施設	歩道橋上の最低の高さ	
道路	m	
鉄道又は軌道		
横断步道橋		
その他		

注 「備考」欄には、「歩道と車道との区別がある道路」等のように記入すること。

4 設備の概要

(1) 機 械

ア 交換機

種	類	回線容量	台	数	備	考	
		()					

- 注1 「種類」欄には、「クロスバ交換機」、「電子交換機」等と記入すること
 - 2 ()内は、実装を記入すること。
- イ 増幅器(中継増幅器を含む)又は光電変換器

種	類	定格出力レベル	台	数	備	考	
		W又はdBm					

- 注1 増幅器の場合の「種類」欄には、「アナログ」又は「デジタル」と記入すること。
 - 2 光電変換器の場合の「種類」欄には、「LD(1.5μ m)」、「LED(0.85μ m)」等と記入すること。
 - 3 有線放送設備にあつては、分岐器、分配器及びタツプオフ等を明記すること。(ただし、定格出カレベルの項目の記載を要しない。)

ウ 保安装置

ĺ			
	種類	台 数	備考

注「種類」欄には、製品名と製造者名を記入すること。

(2) 線路

ア線条

架空、地下、水底の別	線種	対 数	こう長	延長	備考
			km	km	
計					

- 注1 「線種」欄には、「絶縁電線」、「ケーブル (光ファイバ)」等を記入すること。
 - 2 「延長」とは、「こう長」に条数を乗じたものとすること。

イ電柱

			共架電	共架電柱の相手方別数量					
種	類	数量	電気通信 事業者	電気 事業者	その他	備考			
		本	本	本	本				
Ē	+								

- 注1 「種類」欄には、「木柱」、「コンクリート柱」、「鉄柱」等を記入すること。
 - 2 「数量」欄には、共架電柱以外の電柱の本数を記入すること。
 - 3 共架電柱を除く木柱については、長さ6メートル以下であるもの及び長さが6メートルを超える ものであって元ロから6メートルの位置における横断面の最も長い部分が長さ10センチメートル 以下であるものの本数を「備考」欄に再掲すること。

(3) 線路の電圧

注 実効値によらない場合は、その旨を付記すること。

(4) 通信回線の電力

通信回路の種別	周波数の別	電	カ	備	考

- 注1 「通信回線の種別」欄には、「音声周波を使用する有線ラジオ放送設備の通信回線」、「強電流電線に重畳される通信回線」等のように記入すること。
 - 2 「周波数の別」欄には、「低周波」、「音声周波」又は「高周波」と記入すること。
 - 3 電力の単位は、有線電気通信設備令施行規則(昭和46年郵政省令第2号)第3条第1号(有線 ラジオ放送設備)又は第2号(強電流電線重畳)に掲げる通信回線にあっては「ワット」とし、そ の他の通信回線にあっては「デシベル」とすること。
 - 4 通信回線が有線電気通信設備令施行規則第2条第1項第4号(妨害が-54 デシベル以下)及び第5号(被妨害回線設置者が承諾)に掲げる場合(一定の平衡度を要しない場合)に該当するものであるときは、その旨を「備考」欄に記入すること。
- 5 工事開始及び設置の予定期日

(1) 工事開始の予定年月日

年 月 日

(2) 設置の予定年月日

年 月 日

- 注 工事を要しないときは、設置の日を記入すること。
- 6 その他 (参考事項)

備考1 次の表の左欄の設備については、中欄の事項の記載を省略することができる。

考 次の表の左傾の設備については、中傾の事項の記載を自給することができる。 		
設備	省略することが	備考
	できる事項	
構内等設備	3 (2)	左欄に掲げる設備であつ
法第3条第4項第3号(適用除	3 (3)	て、共同設置の設備(共同
外)に掲げる者が設置するもの	4 (1) アのうち「回線容量」、「台	して設置する設備の部分
第6条第6号に掲げる者(電源開	数」及び「備考」	が端末機器のみのもの又
発㈱) が設置するもの	4 (1)イのうち「定格出力レベル	は構内等設備のみのもの
電気事業法の規定に基づく電気	」、「台数」及び「備考」	に限る。)又は他人使用の
設備に関する技術基準を定める省	4 (1)ウのうち「台数」及び「備	設備 (相互接続の設備を除
令第 50 条の規定により設置するも	考」	く。)に限る。
の(自家用電気工作物の用に供する	4(2)アのうち「対数」、「こう長	
ものに限る。)	」、「延長」及び「備考」	
	4(2)イのうち「数量」、「共架電	
	柱の相手方別数量」及び「備考」	
	4 (3)	
	4 (4)	
有線放送電話に関する法律第3	左欄の許可の申請書に記載された事	
条の規定による許可の申請書が有	項に係るもの	
線放送電話規則の規定するところ		
に従つて提出された有線電気通信		
設備を用いて有線放送電話業務及		
び有線ラジオ放送の業務以外の業		
務を行うもの		
有線テレビジョン放送法第3条	左欄の許可の申請書に記載された事	
第2項の規定による許可の申請書	項に係るもの	
が提出された有線電気通信設備を		
用いて有線テレビジョン放送の業		
務及び有線ラジオ放送の業務以外		
の業務を行うもの		
電気通信役務利用放送法第3条	左欄の登録の申請書に記載された事	
第2項の規定による登録の申請書	項に係るもの	
が提出された有線電気通信設備を		
用いて電気通信役務利用放送の業		
務以外の業務を行うもの		

- 2 事項書に記載されている項目がすべて網羅されている場合は、総合通信局長の承認に基づいて、 様式の一部を変更することができる。
- 3 用紙は、日本工業規格A列4番とすること。

電気通信事業登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな)

> 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

> 連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第9条の規定により、電気通信事業の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1 業務区域

- 注1 下記(1)の事項を記載すること。
 - 2 法第117条第1項の認定を受ける場合にあつては、併せて下記(2)及び(3)の事項を記載すること。
 - 3 特定移動通信役務を提供する場合にあつては、併せて特定移動通信役務に係る下記(2)の事項を記載すること(ただし、2により記載した下記(2)の事項と同一となる場合は記載を要しない。)。
 - 4 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する場合であつて、これらの電気通信役務について特段の業務区域を定める場合にあつては、併せて当該電気通信役務について下記(2)及び(3)の事項を記載すること(ただし、2により記載した(2)及び(3)の事項とそれぞれ同一となる場合は記載を要しない。)。

(1) 提供区域

- 注1 一般的に想定している利用形態により電気通信役務の提供を受けることが可能となる区域(いわゆるサービスエリア)を記載すること。
 - 2 都道府県を単位として記載すること。全国を業務区域とする場合は全国と記載すること。
 - 3 国際電気通信役務を提供する場合(本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する場合に限る。)にあつては、取扱対地の国又はこれに準ずる地域の名称を併せて記載すること。
- (2) 利用者(電気通信事業者を除く。)との電気通信設備の接続に係る業務区域
 - 注 市町村の一部を業務区域とする場合は字名等を、都道府県市町村の全部を業務区域とする場合は 当該都道府県市町村名を、都道府県の全部を業務区域とする場合は当該都道府県名を、全国を業務 区域とする場合は全国と記載すること。
- (3) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域

電気通信事業者名	接続の場所	

- 注1 電気通信事業者ごとに行を分けて記載すること。
 - 2 (2)において全国を業務区域とする場合は、(3)の記載を要しない。(2)において都道府県の全部を業務区域とする場合は、当該都道府県内における(3)の記載を要しない。

2 電気通信設備の概要

(1) 端末系伝送路設備に関する事項

設置の区域	種類	

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

武	置の区間	括 籽	
始点	終点	種類	

- 注1 「端末系伝送路設備」及び「中継系伝送路設備」の定義は、それぞれ第3条第1項第1号及び 第2号に定めるところによる。
 - 2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村(特別区及び地方自治法第252条の19第1 項の指定都市の区にあつては、当該区)を単位として記載すること。都道府県の全部を設置の区域とする場合は当該都道府県名を、全国を設置の区域とする場合は全国と記載すること。
 - 3 人工衛星局による端末系伝送路設備の設置の区域には、「全国(○○衛星)」等、人工衛星の名 称を併せて記載すること。
 - 4 中継系伝送路設備の設置の区間は、その始点及び終点の所在地(国際回線にあつては終点の欄に外国名及び州名又は都市名、人工衛星局による中継系伝送路設備にあつては終点の欄に人工衛星の名称)を記載すること。
 - 5 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯(当該周波数帯の電波を三・九世代移動通信システム(無線設備規則第49条の6の9で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。)に使用する場合は、併せてその旨)を記載すること。
 - 6 法第117条第1項の認定を受ける場合(電気通信事業の一部の認定を受ける場合に限る。)にあっては、様式第38の8の2(1)の注に従い記載するとともに、同様式の2(2)の事項も併せて記載すること。

3 事業開始予定年月日

注 業務区域によつて事業開始予定年月日が異なる場合は、当該業務区域ごとに記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2 (第4条第2項、第10条第4項、第11条第5項第7号、第40条の9第3項第9号、第40条の18第1項第4号、第40条の18第2項第6号、第40条の18第3項第10号関係)

誓約書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

連絡 先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

登録(認定)(認可)申請者(報告を行う電気通信事業者)(電気通信事業を承継した者)が電気通信事業法第12条第1項第1号から第3号まで(及び)(第118条第1号から第3号まで)に該当しないことを誓約します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第3(第4条第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1 号、第9条第3項及び第4項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係)

ネットワーク構成図

- 注1 利用者から他の利用者又は他の電気通信事業者のネットワークに至るまでの通信の流れがわかるように交換センター、集線センター等とこれらの間を接続する電気通信回線の概要を記載すること。
 - 2 他の電気通信事業者との相互接続点、他の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けてネット ワークを構成する区間、他者からIRU (Indefeasible Right of User:破棄し得ない使用権)により調達する設備等がある場合は、その構成の概要をわかりやすく記載するとともに、当該他の電気通信事業者及び他者の名称を記載すること。
 - 3 交換センター、集線センター等が多数ある場合には、そのすべてを記載することは要しない。ただ し、都道府県ごとのそれぞれの総数は記載すること。
 - 4 一葉の用紙に記載できない場合には、全体の構成が把握できるよう、ネットワークの階層、地域その他適宜の区分に用紙を分けて記載すること。
 - 5 ネットワークの名称その他の参考となる事項を記載すること。
 - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第4(第4条第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係)

提供する電気通信役務

		電 気 通 信 役 務 の 種 類	提供する役務
1	加入電話		
2 5	2 総合デジタル通信サービス (中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合 デジタル通信サービスを除く。)		
3	中継電話		
4	可购金丝		
4	国際電話等	国際総合デジタル通信サービス	
5	公衆電話		
6	携帯電話	三・九世代移動通信システムを使用するもの	
O	汚竹 电前	三・九世代移動通信システムを使用するもの以外のもの	
7	PHS		
8	IP電話	当該 I P電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第 1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの 当該 I P電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第 1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの	
9	FMCサー		
10		ネット接続サービス(携帯電話・PHS端末インターネット接続サ	
		3ものを除く。)	
11	FTTH7	サ同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの 共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの	
12	DSLアク	クセスサービス	
13	FWAアク	ウセスサービス	
14	CATV7	アクセスサービス	
15 オ		・PHS端末インターネット接続サービス(三・九世代携帯電話端 ネット接続サービスであるものを除く。)	
16	~	・PHSパケット通信アクセスサービス (三・九世代携帯電話パケ ウセスサービスであるものを除く。)	
17	三・九世代	弋携帯電話端末インターネット接続サービス	
18	三・九世代	弋携帯電話パケット通信アクセスサービス	
19	19 フレームリレーサービス		
20	20 ATM交換サービス		
21	21 公衆無線LANアクセスサービス		
22	22 BWAアクセスサービス		
23	23 I P-VPNサービス		
24	広域イーサ	ナネットサービス	
25	専用役務	国内電気通信役務であるもの 国際電気通信役務であるもの	
26	上記1から	5 25 までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
27		ネット関連サービス(IP電話を除く。)	
		受付及び配達の業務を行う場合	
28	電報	受付及び配達の業務を行わない場合6	
		<u> </u>	

(記載要領)

- 注1 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、2及び3に該当する場合は、この限りでない。
- 注2 単純再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合には「卸」と記入すること。
- 注3 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路 設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中 の項番号(1、2、6、7又は8に限る。)により記入すること。
- 注4 「インターネット関連サービス(IP電話を除く。)」のみ、「上記1から28までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」のみ又はこれらのみを提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。
- 注5 フレームリレーサービスとはフレームリレー方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、ATM交換サービスとはATM方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務をいう。
- 注6 注5に定めるもののほか、電気通信役務の種類の定義については、電気通信事業報告規則第1条 第2項に定めるところによること。
- 注7 電報の事業については、法附則第5条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に 関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第125号)による改正前の電気通信事業法の規定 が適用されることに留意すること。
- 注8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

電気通信事業届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな)

> 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

> 連絡 先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担 当部署等がある場合は、当該担当部署名等を 記載すること。)

電気通信事業法第16条第1項(第165条第1項)の規定により、電気通信事業を営む(行う)ので、次のとおり届け出ます。

1 業務区域

- 注1 下記(1)の事項を記載すること。
 - 2 法第117条第1項の認定を受ける場合にあつては、併せて下記(2)及び(3)の事項を記載すること。
 - 3 特定移動通信役務を提供する場合にあつては、併せて特定移動通信役務に係る下記(2)の事項を記載すること(ただし、2により記載した下記(2)の事項と同一となる場合は記載を要しない。)。
 - 4 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する場合であつて、これらの電気通信役務について特段の業務区域を定める場合にあつては、併せて当該電気通信役務について下記(2)及び(3)の事項を記載すること(ただし、2により記載した(2)及び(3)の事項とそれぞれ同一となる場合は記載を要しない。)。

(1) 提供区域

- 注1 一般的に想定している利用形態により電気通信役務の提供を受けることが可能となる区域(いわゆるサービスエリア)を記載すること。
 - 2 都道府県を単位として記載すること。全国を業務区域とする場合は全国と記載すること。
 - 3 国際電気通信役務を提供する場合(本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する場合に限る。)にあつては、取扱対地の国又はこれに準ずる地域の名称を併せて記載すること。
- (2) 利用者(電気通信事業者を除く。)との電気通信設備の接続に係る業務区域
 - 注 市町村の一部を業務区域とする場合は字名等を、都道府県市町村の全部を業務区域とする場合は 当該都道府県市町村名を、都道府県の全部を業務区域とする場合は当該都道府県名を、全国を業務 区域とする場合は全国と記載すること。
- (3) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域

電気通信事業者名	接続の場所	

- 注1 電気通信事業者ごとに行を分けて記載すること。
 - 2 (2)において全国を業務区域とする場合は、(3)の記載を要しない。(2)において都道府県の全部を業務区域とする場合は、当該都道府県内における(3)の記載を要しない。

- 2 電気通信設備の概要(電気通信事業法第44条第1項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。)
 - (1) 端末系伝送路設備に関する事項

設置の区域	種類

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

設置の	区間	1	
始点	終点	種類	

- 注1 「端末系伝送路設備」及び「中継系伝送路設備」の定義は、それぞれ第3条第1項第1号及び 第2号に定めるところによる。
 - 2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村(特別区及び地方自治法第2 5 2条の19第1 項の指定都市の区にあつては、当該区)を単位として記載すること。
 - 3 中継系伝送路設備の設置の区間は、その始点及び終点の所在地を記載すること。
 - 4 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯(当該周波数帯の電波を三・九世代移動通信システムに使用する場合は、併せてその旨)を記載すること。
 - 5 法第117条第1項の認定を受ける場合(電気通信事業の一部の認定を受ける場合に限る。)にあっては、様式第38の8の2(1)の注に従い記載するとともに、同様式の2(2)の事項も併せて記載すること。
- 3 事業開始予定年月日
- 注 業務区域によつて事業開始予定年月日が異なる場合は、当該業務区域ごとに記載すること。 注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第3(第4条第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1 号、第9条第3項及び第4項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係)

ネットワーク構成図

- 注1 利用者から他の利用者又は他の電気通信事業者のネットワークに至るまでの通信の流れがわかるように交換センター、集線センター等とこれらの間を接続する電気通信回線の概要を記載すること。
 - 2 他の電気通信事業者との相互接続点、他の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けてネット ワークを構成する区間、他者からIRU (Indefeasible Right of User:破棄し得ない使用権)により調達する設備等がある場合は、その構成の概要をわかりやすく記載するとともに、当該他の電気通信事業者及び他者の名称を記載すること。
 - 3 交換センター、集線センター等が多数ある場合には、そのすべてを記載することは要しない。ただ し、都道府県ごとのそれぞれの総数は記載すること。
 - 4 一葉の用紙に記載できない場合には、全体の構成が把握できるよう、ネットワークの階層、地域その他適宜の区分に用紙を分けて記載すること。
 - 5 ネットワークの名称その他の参考となる事項を記載すること。
 - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第4(第4条第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係)

提供する電気通信役務

		電 気 通 信 役 務 の 種 類	提供する役務
1	加入電話		
2		ル通信サービス (中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合 サービスを除く。)	
3			
4	国際電話等	国際電話	
_	八中手式	国際総合デジタル通信サービス	
5	公衆電話	- エルルが科マピンコーティナ田エフィの	
6	携帯電話	三・九世代移動通信システムを使用するもの	
7	PHS	三・九世代移動通信システムを使用するもの以外のもの	
8	IP電話 -	当該 I P電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第 1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの 当該 I P電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第 1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの	
9	 FMCサー		
		ット接続サービス(携帯電話・PHS端末インターネット接続サ	
		ものを除く。)	
11	FTTHア	クセスサービス 共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの 共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの	
12	DSLアク	セスサービス	
13	FWAアク	セスサービス	
14	CATVア	クセスサービス	
15		PHS端末インターネット接続サービス(三・九世代携帯電話端	
16		ット接続サービスであるものを除く。) PHSパケット通信アクセスサービス(三・九世代携帯電話パケ	
		セスサービスであるものを除く。)	
17	三・九世代	携帯電話端末インターネット接続サービス	
18	三・九世代	携帯電話パケット通信アクセスサービス	
19	フレームリ	レーサービス	
20	ATM交換	サービス	
21	21 公衆無線LANアクセスサービス		
22	BWAアク	セスサービス	
23	I P – V P	Nサービス	
24	24 広域イーサネットサービス		
25	専用役務	国内電気通信役務であるもの	
0.6	し卸1から	国際電気通信役務であるもの 25 までに掲げる電気通信犯数な利用した付加価値出ービス	
26 27		25 までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス ット関連サービス (IP電話を除く。)	
41	イマクー本	受付及び配達の業務を行う場合	
28	電報	受付及び配達の業務を行わない場合	
29	上記 1 かた	28 までに掲げる電気通信役務以外 8 電気通信役務	
49	上市 エル・り	20 よくに対ける电双型直接物外が20 まくに対ける电双型直接物	

(記載要領)

- 注1 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、2及び3に該当する場合は、この限りでない。
- 注2 単純再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合には「卸」と記入すること。
- 注3 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路 設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中 の項番号(1、2、6、7又は8に限る。)により記入すること。
- 注4 「インターネット関連サービス(IP電話を除く。)」のみ、「上記1から28までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」のみ又はこれらのみを提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。
- 注5 フレームリレーサービスとはフレームリレー方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、ATM交換サービスとはATM方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務をいう。
- 注 6 注 5 に定めるもののほか、電気通信役務の種類の定義については、電気通信事業報告規則第 1 条 第 2 項に定めるところによること。
- 注7 電報の事業については、法附則第5条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に 関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第125号)による改正前の電気通信事業法の規定 が適用されることに留意すること。
- 注8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

参考資料3

Q&A

目 次

- 問 1 平成 24 年度中に免許するエリア放送を行う地上一般放送局の免許の有効期間は、なぜ平成 24 年度末までなのでしょうか。
- 問2 エリア放送を行う地上一般放送局を周波数割当計画上、二次業務と位置付けた理由 は何でしょうか。
- 問3 エリア放送を行う地上一般放送局は、地上デジタルテレビジョン放送の保護の観点 から二次業務と位置付けられていますが、一次業務である地上デジタルテレビジョン 放送を行う地上基幹放送局に対してどのような措置が求められるのでしょうか。
- 問4 エリア放送を行う地上一般放送局の免許状に、「この周波数の使用は、既に割り当てられているもしくは後日に開設される一次業務の無線局からの混信を容認することとし、また、それらの一次業務の無線局に対して混信を与えない場合に限る。」との無線局の運用にあたっての条件が付されるとのことですが、免許状に付されるこの条件にはどのような法的拘束力があるのでしょうか。また、この条件に違反した場合、どのような法的措置がなされるのでしょうか。
- 問5 放送法の適用除外となる「臨時かつ一時の目的(一箇月以内の目的をいう。)のために行われる一般放送」(放送法施行規則第214条第1項第3号)に該当するか否かはどのように判断されるのでしょうか。
- 問6 エリア放送において、災害関係の情報を放送内容とすることは可能なのでしょうか。
- 問7 エリア放送を行う地上一般放送局の免許を、複数取得することは可能なのでしょうか。
- 問8 エリア放送を行う地上一般放送局の免許人やエリア放送の業務を行う放送事業者に は何らかの制限があるのでしょうか。国、地方公共団体も免許人や放送事業者になる ことができるのでしょうか。
- 問9 平時は使わず、災害時のみ使う地上一般放送局は認められるのでしょうか。
- 問10 送付による免許申請の場合で、引受時刻証明又は引受時刻が記録される信書便以外の方法(例えば、普通郵便)により申請が行われた場合、その申請はどのように扱われることになるのでしょうか。
- 問11 信書に該当する文書に関する指針(平成15年総務省告示第270号)によれば、申請書は「信書」に該当するとのことですが、信書の送付ができないとされているもの (例えば、メール便)により免許申請が行われた場合には、どのように取り扱われる のでしょうか。
- 問12 エリア放送に係る制度の施行前に行われた免許申請は有効なのでしょうか。
- 問13 免許申請については、先着順は時刻(分単位)により判断するとのことですが、 同時刻(分単位まで同じ)の申請は、どのように取り扱われるのでしょうか。
- 問14 再免許申請においても、先願主義としている理由は何でしょうか。

【平成24年度中における免許の有効期間】

問 1 平成 24 年度中に免許するエリア放送を行う地上一般放送局の免許の有効期間は、な ぜ平成 24 年度末までなのでしょうか。

(答)

- エリア放送は、地上デジタルテレビジョン放送に割り当てられているUHF帯を使うこととしていますが、エリア放送以外に、特定ラジオマイク、センサーネットワーク、災害向け通信システムについても同じ周波数帯のホワイトスペースの使用が想定されており、それぞれの検討状況は以下のとおりです。
 - ・特定ラジオマイクについては、平成24年度中に技術基準が整備される予定であり、早ければ平成24年度中にもUHF帯での使用が開始される可能性がある。
 - ・センサーネットワークについては、平成 25 年度まで実施される技術的検討を踏まえ、 制度整備予定。
 - ・災害向け通信システムについては、平成 24 年度まで実施される技術的検討を踏まえ、 制度整備予定。
- UHF帯のホワイトスペースについては、これら様々なシステムが共用することになるため、技術面、制度面、運用面における基本的な考え方について、「ホワイトスペース利用システムの共用方針」(平成24年1月24日発表)としてまとめられたところですが、この方針の具体化に向けた技術面・運用面での検討については、平成24年度中に行われる予定です。また、共用にあたって実際の運用に必要となる、各地におけるホワイトスペース利用システムの利用状況を把握するためのデータベースの構築に向けた検討についても、平成24年度中に行われる予定です。
- これらの状況を踏まえ、平成 24 年度中に免許するエリア放送を行う地上一般放送局については、その免許の有効期間を平成 24 年度末までとしているものです(放送法施行規則等の一部を改正する省令(平成 24 年総務省令第○号)附則)。
- なお、平成25年度以降の免許の有効期間については、平成24年度に行われる共用を行う際の具体的な運用の仕組みの検討や、UHF帯のホワイトスペースを使用するエリア放送以外の新たなシステム導入の制度整備のスケジュール、各システムの利用状況等を踏まえて、検討を行う予定です。

【二次業務とした理由】

問2 エリア放送を行う地上一般放送局を周波数割当計画上、二次業務と位置付けた理由 は何でしょうか。

(答)

○ 地上デジタルテレビジョン放送は基幹放送として計画的普及、健全な発達を図ることとされている一方、エリア放送は、地上デジタルテレビジョン放送が利用するUHF帯のうち地理的条件や技術的条件を満たす場合に限り、特定の狭小な区域における需要に応えるものとして行われるものです。

○ そのため、エリア放送を行う地上一般放送局は、基幹放送である地上デジタルテレビ ジョン放送に支障のない範囲で非干渉、非保護を条件とすることとなり、周波数割当計 画上、二次業務と位置付けたものです。

【参照条文】

■周波数割当計画(平成20年総務省告示第714号)

第2 周波数割当表

- 1 周波数割当表中の各欄の示す内容は以下のとおりとする。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 第1欄から第4欄までに示す無線業務については、次のとおりとする。
 - ア 名称に下線を付していない無線業務(例:固定)を「一次業務」とし、名称に下線を付している無線業務(例:移動)を「二次業務」とする。
 - イ 二次業務の無線局は、次の条件に従って開設することを条件に周波数の割当てを受けること ができる。
 - ・ 二次業務の無線局は、周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務の無 線局に有害な混信を生じさせてはならない。
 - ・ 周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務の無線局からの有害な混信 に対して保護を要求してはならない。

(4) • (5) (略)

 $2 \sim 7$ (略)

【二次業務であるエリア放送を行う地上一般放送局に求められる措置】

問3 エリア放送を行う地上一般放送局は、地上デジタルテレビジョン放送の保護の観点 から二次業務と位置付けられていますが、一次業務である地上デジタルテレビジョン 放送を行う地上基幹放送局に対してどのような措置が求められるのでしょうか。

(答)

- 地上デジタルテレビジョン放送の保護の観点から、周波数割当計画において、エリア 放送を行う地上一般放送局は二次業務と位置付けられています。一般的に、二次業務の 無線局は、①既に開設され、又は、後日開設される一次業務の無線局に対して混信を与 えてはならないこと、加えて、②既に開設され、又は、後日開設される一次業務の無線 局からの混信に対して保護を要求しないこと、の双方が求められます。
- これを具体化する形で、電波法第 104 条の 2 第 1 項の規定に基づき、エリア放送を行う地上一般放送局の免許状に、「この周波数の使用は、既に割り当てられているもしくは後日に開設される一次業務の無線局からの混信を容認することとし、また、それらの一次業務の無線局に対して混信を与えない場合に限る。」との無線局運用にあたっての条件を付すこととしており、エリア放送を行う地上一般放送局は、当該免許の条件に反しない運用をすることが必要となります。
- このため、例えば、一次業務の無線局である地上デジタルテレビジョン放送を行う地

上基幹放送局が後日開設された場合にも、既設のエリア放送を行う地上一般放送局は混信を与えてはなりませんし、地上デジタルテレビジョンテレビジョン放送を行う地上基幹放送局からの混信により生じる損失に対して補償等の保護を求めることはできません。

【免許状の条件の法的拘束力及び当該条件違反への対応】

問4 エリア放送を行う地上一般放送局の免許状に、「この周波数の使用は、既に割り当てられているもしくは後日に開設される一次業務の無線局からの混信を容認することとし、また、それらの一次業務の無線局に対して混信を与えない場合に限る。」との無線局の運用にあたっての条件が付されるとのことですが、免許状に付されるこの条件にはどのような法的拘束力があるのでしょうか。また、この条件に違反した場合、どのような法的措置がなされるのでしょうか。

(答)

- 〇 免許状の附款は、電波法第 104 条の 2 第 1 項の規定に基づいて付される無線局の免許 の条件であり、免許人は、無線局の運用にあたり、その免許の条件に違反してはなりま せん。
- 〇 仮にこの免許の条件に違反した場合には、総務省により、電波法第76条第1項の規定に基づき、運用停止命令や、運用許容時間・周波数・空中線電力の制限を命じられることがあります。なお、エリア放送が地上デジタルテレビジョン放送に干渉を与えるため、運用を停止することになった場合でも、免許期間中は、免許は引き続き有効であり、電波法第19条の規定に基づき、空中線電力の変更等により、混信が生じないよう措置できた場合には、運用を再開できます。
- 〇 仮に免許人が電波法第76条第1項の規定に基づく運用停止命令等に従わない場合は、 総務省は、同条第4項第3号の規定に基づき、免許を取消すことができます。

【参照条文】

- ■電波法 (昭和 25 年法律第 131 号)
 - 第十九条 総務大臣は、免許人又は第八条の予備免許を受けた者が識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、<u>混信の除去その他特に必要</u>があると認めるときは、その指定を変更することができる。
 - 第七十六条 総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

2 · 3 (略)

- 4 総務大臣は、免許人(包括免許人を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その<u>免</u> <u>許を取り消すことができる</u>。
 - 三 第一項の規定による命令又は制限に従わないとき。

第百四条の二 予備免許、免許、許可又は第二十七条の十八第一項の登録には、<u>条件又は期限を付</u>することができる。

【臨時かつ一時の目的の判断】

問5 放送法の適用除外となる「臨時かつ一時の目的(一箇月以内の目的をいう。)のために行われる一般放送」(放送法施行規則第214条第1項第3号)に該当するか否かはどのように判断されるのでしょうか。

(答)

- 〇 放送法(第176条第1項)は、「役務の提供範囲、提供条件等に照らして受信者の利益 及び放送の健全な発達を阻害するおそれがないものとして省令で定めるものについては 放送法の適用を要しない」としており、「役務の・・・提供条件」とは、その役務の提供 条件が継続的でなく臨時的であることが想定されていることから、総務省令(放送法施 行規則第214条第1項第3号)では「臨時かつ一時の目的(一箇月以内の目的をいう。)」 と規定しており、これにあたるか否かは、期間が一箇月以内という「一時性」に加え、 「臨時性」(非反復性)の観点からも判断することになります。
- 提供条件が毎月一日にのみ複数月放送を行うというものや、一回の放送の提供条件が 一箇月以内であっても、それが月をまたがる形で複数回行われることが当初より想定さ れているものは、臨時性の観点から該当しません。
- 以下、具体的なケースを例示すると、以下のとおりです。
- ◇《「臨時かつ一時の目的(一箇月以内の目的)」にあたる例》
- ①期間一箇月以内の放送を、一回限りで行う場合。
 - (理由:次回も放送を行うことが予定されているのであれば、「臨時」とは判断されないが、この場合は一回限りであり、「臨時」と判断される。また、期間も一箇月以内であり、「一時」と判断されるため。)
- ②月曜日から金曜日は放送を行い、土曜日と日曜日は放送を行わず、そのような週が四週 間以内の場合。

(理由:エリア放送は、恒久的な放送だけでなく、イベントで臨時に行う放送も想定して制度整備を行っており、毎日放送義務を制度的に求めていないことから、土・日曜日で放送がないことをもって継続性の概念が途切れるとは言えず、四週間全体で一回の放送が行われているものと捉えられるため「臨時」と判断される。また、通算した期間も一箇月以内であり「一時」と判断される。)

- ◆《「臨時かつ一時の目的(一箇月以内の目的)」にあたらない例》
- ③毎月一日だけ行う放送を複数月行うことが当初より予定されている場合。

(理由:毎月一日という提供条件が予定されており、「臨時」と判断されない。)

④一箇月の放送を行い、数日間休止し、再度一箇月の放送をすることが、当初より予定されている場合。

(理由:再度の放送を行うことが予定されており、「臨時」と判断されず、また、通算した期間も一箇月超にわたることに蓋然性があり、「一時」とも判断されない。)

⑤放送を行う日時等が不定期の場合。

(理由:不定期という提供条件は、「一時」と判断されない。)

※ 「臨時かつ一時の目的(一箇月以内の目的をいう。)」(放送法施行規則第 214 条第 1 項 第 3 号)に該当するか否かは、放送法の適用除外に関する基準であり、当該基準に該当 するか否かに関わらず無線局免許は必要です。

【災害情報の放送】

問6 エリア放送において、災害関係の情報を放送内容とすることは可能なのでしょうか。 (答)

- 〇 エリア放送は、その用途を限定するものではないため、災害時の情報提供に活用することも制度的には可能です。
- O ただし、基幹放送である地上デジタルテレビジョン放送と同じ周波数を使用するために、周波数割当計画において二次業務と位置づけられ、電波法第 102 条の 2 第 1 項の規定に基づき、免許状に、「この周波数の使用は、既に割り当てられているもしくは後日に開設される一次業務の無線局からの混信を容認することとし、また、それらの一次業務の無線局に対して混信を与えない場合に限る。」という無線局運用にあたっての条件を付すこととしており、後日開設されるものも含めた地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局に対して、干渉してはならず、かつ、保護を要求しないことが運用の条件となるため、開設にあたっては、このような制度的制約があることを十分認識しておくことが必要です。
- エリア放送にはこのような制度的制約があるため、災害時の情報の提供のために補完的に用いることは有効であるものの、災害情報の提供を、当該市町村内に広くかつ確実に知らしめるためには、コミュニティ放送等の基幹放送で実施することが適しています。

【参照条文】

■周波数割当計画(平成 20 年総務省告示第 714 号)

第2 周波数割当表

- 1 周波数割当表中の各欄の示す内容は以下のとおりとする。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 第1欄から第4欄までに示す無線業務については、次のとおりとする。
 - ア 名称に下線を付していない無線業務(例:固定)を「一次業務」とし、名称に下線を付している無線業務(例:移動)を「二次業務」とする。
 - イ 二次業務の無線局は、次の条件に従って開設することを条件に周波数の割当てを受けること ができる。
 - ・ 二次業務の無線局は、周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務の無 線局に有害な混信を生じさせてはならない。

・ 周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務の無線局からの有害な混信 に対して保護を要求してはならない。

(4) • (5) (略)

 $2 \sim 7$ (略)

■電波法(昭和25年法律第131号)

(予備免許等の条件等)

第百四条の二 予備免許、免許、許可又は第二十七条の十八第一項の登録には、条件又は期限を付することができる。

【取得可能局数の制限】

問7 エリア放送を行う地上一般放送局の免許を、複数取得することは可能なのでしょうか。

(答)

- 〇 「地上一般放送」のうち、「エリア放送」については、「一の市町村(特別区を含み、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19に規定する指定都市にあつては区と する。)の一部の区域(当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域 を併せた区域とする。)のうち、特定の狭小な区域における需要に応えるための放送」と 定義しており(放送法施行規則第142条第2号)、その業務区域は、「特定の狭小な区域」 としています。
- また、エリア放送は、一次業務で基幹放送である地上デジタルテレビジョン放送の使用するUHF帯のホワイトスペースを使用するものであり、地上デジタルテレビジョン放送に混信を与えないという地理的条件や技術的条件を満たす場合に限って行うことが可能なものであり、また、限りあるホワイトスペースをできる限り多くの者によって有効活用することも必要です。そこで、エリア放送を行う地上一般放送局の空中線電力は、1セグメント当たり(10/13)mW(約 0.77mW)を原則とし、特別な状況にある場合は、1セグメント当たり0.01W以下も認めるとしており(電波法関係審査基準)、業務区域は必要最小限とすることが必要です。
- 〇 以上の規定に鑑み、エリア放送は、原則、必要最小限の局数(すなわち、必要最小限の業務区域)とすることが求められます。ただし、必要性が認められ、周波数を使用することが可能である場合には、同一の者が、複数の局を設置(すなわち、複数の業務区域を設ける)ことも排除はされていません。

【免許主体の可能性】

問8 エリア放送を行う地上一般放送局の免許人やエリア放送の業務を行う放送事業者には何らかの制限があるのでしょうか。国、地方公共団体も免許人や放送事業者になることができるのでしょうか。

(答)

- 〇 従来、放送の言論機関という性格に鑑み、国や地方公共団体という公権力を行使する 主体が放送を行うことは想定していませんでした。(ただし、災害情報を専ら提供することを目的とする臨時災害放送局については、避難指示等を行う地方公共団体が開設した 方が適切であること、言論機関としての役割を担わないことから、地方公共団体が免許 人となることを認めてきました。)
- エリア放送については、特定の狭小な区域で行われる一般放送であり、言論機関としての性格は薄いことから、国や地方公共団体が放送業務を行う主体や免許人となることも排除されません。
- O ただし、放送業務を行う放送事業者は、放送法(第4条)上、公安及び善良な風俗を 害しないこと、政治的に公平であることといった、いわゆる番組準則を遵守する必要が あることから、国や地方公共団体が放送業務を行う場合には、それらに十分配慮した放 送が求められます。

【参照条文】

■電波法 (昭和 25 年法律第 131 号)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

- 一 日本の国籍を有しない人
- 二 外国政府又はその代表者
- 三 外国の法人又は団体
- 四 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの。
- ■放送法 (昭和 25 年法律第 132 号)
 - 第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送(以下「国内放送等」という。)の放送番組の編集 に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならない。
 - 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
 - 二 政治的に公平であること。
 - 三 報道は事実をまげないですること。
 - 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

【災害時に限定した利用の扱い】

問9 平時は使わず、災害時のみ使う地上一般放送局は認められるのでしょうか。

(答)

- エリア放送を行う地上一般放送局は、二一ズを踏まえ、迅速な開設が可能となるよう、 免許申請については、先願主義(非公示無線局)とすることとしており、また、無線局 の目的を限定しないため、特定の目的の申請を排除していませんが、免許取得が目的で、 割り当てられた周波数を運用しないことは、電波の有効利用の趣旨から好ましくなく、 申請書に記載される無線局開設の目的と運用開始予定日を、無線局(基幹放送局を除く。) の開設の根本的基準(昭和 25 年電波監理委員会規則第 12 号)で規定する「その局を運 用することがその局を使用する事業又は業務の遂行のために必要であつて、かつ、それ により公共の福祉を増進することができること。」や「その局を開設する目的を達成する ためには、その局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して 能率的かつ経済的であること。」に照らして審査することとなります。
- 災害時の利用については、コミュニティ放送の例のように、平時には一般的な内容の 放送を行いながら、地方公共団体と協定を結ぶなどして、災害時には地方公共団体が提 供する災害関係の情報を放送するという運用が考えられます。ただし、常時使用しない という運用も想定されるところであり、結果として、平時は使わず、災害時に備えて取 り置くための無線局も排除はされません。

【指定された送付方法以外による免許申請の取扱い】

問10 送付による免許申請の場合で、引受時刻証明又は引受時刻が記録される信書便以外の方法(例えば、普通郵便)により申請が行われた場合、その申請はどのように扱われることになるのでしょうか。

(答)

- 行政手続法(第7条)においては、「その他の法令に定められた申請の形式上の要件に 適合しない申請については、・・・補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等 を拒否しなければならない。」と規定されています。
- 〇 エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いを定める件(平成24年総務省告示第〇号)で定められた方法以外の方法により行われた申請は、「法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請」に該当することから、無効となり、申請書等は返戻することになります。

【信書の送付ができない送付方法による申請の取扱い】

問11 信書に該当する文書に関する指針(平成15年総務省告示第270号)によれば、申請書は「信書」に該当するとのことですが、信書の送付ができないとされているもの (例えば、メール便)により免許申請が行われた場合には、どのように取り扱われる のでしょうか。

(答)

- 行政手続法(第7条)においては、「その他の法令に定められた申請の形式上の要件に 適合しない申請については、・・・補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等 を拒否しなければならない。」と規定されています。
- 信書の送付ができない方法により行われた申請は、「法令に定められた申請の形式上の 要件に適合しない申請」に該当することから、無効となり、申請書等は返戻することと なります。
- なお、この場合、送付主である申請者は、郵便法、民間事業者による信書の送達に関する法律及び信書に該当する文書に関する指針に違反していることとなります。

【制度施行前の免許申請の取扱い】

問12 エリア放送に係る制度の施行前に行われた免許申請は有効なのでしょうか。

(答)

〇 制度の施行(平成24年4月2日)前に行われた免許申請は無効であり、申請書等は返戻することとなります。(有効となるのは、送付の場合は、平成24年4月2日午前0時 〇分以降の引受時刻証明のあるもの又は信書便事業者において引受けがされたもの、直接持ち込みの場合は、平成24年4月2日の総合通信局の開庁時刻以降の持ち込み分からです。)

【同時刻の免許申請の取扱い】

問13 免許申請については、先着順は時刻(分単位)により判断するとのことですが、 同時刻(分単位まで同じ)の申請は、どのように取り扱われるのでしょうか。

(答)

○ 複数の申請が同時刻(分単位まで同じ)に行われ、かつ、それら申請が競合して割り当て可能な周波数が不足する場合には、免許審査できません。ただし、同時刻(分単位まで同じ)に到達した複数の申請であって、申請の周波数及び業務区域が重なる等の理由により、割り当てることのできる周波数が不足する場合には、いずれの申請も審査を受けることができません。ただし、申請者間の協議により一の申請者に定められたときは、当該一の申請者が審査を受けることができます。また、申請者間の協議により申請に係る空中線電力の変更その他の調整により周波数を割り当てることができることとなったときは、いずれも、その申請について審査を受けることができます。

【再免許における先願主義】

問14 再免許申請においても、先願主義としている理由は何でしょうか。

(答)

○ エリア放送を行う地上一般放送局については、参入の機会を既存・新規にかかわらず 公平に与える観点から、対抗の新規申請も、再免許申請と同一の期間に行うものと電波 法関係審査基準(第3条)に規定し、当該期間内において、再免許申請か対抗の新規申 請かの別にかかわらず、先願主義により扱うこととしています。

関係法令集

目 次

1.	放送法関係	. 98
1-1	放送法(昭和 25 年法律第 132 号)	98
1-2	P. 放送法施行令(昭和 25 年政令第 163 号)	.102
1-3	3 放送法施行規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号)	.103
2.	電波法関係	105
2-1	電波法(昭和 25 年法律第 131 号)	.105
2-2	! 電波法施行令(平成 13 年政令第 245 号)	.114
2-3	3 電波法施行規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号)	.117
	無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準(昭和 25 年電波監理委員会規則第 12	
	5 無線局免許手続規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号)	
	6 無線局運用規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 17 号)	
2-7	/ 無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)	.127
	3 特定無線設備に技術基準適合証明等に関する規則(昭和 56 年郵政省令第 37 号)	
2-9) 登録検査等事業者等規則(平成 9 年郵政省令第 76 号)	.132
	0 無線局運用規則により呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる基幹放送局及び地上一般	
局	を定める件(昭和 34 年郵政省告示第 509 号)	.132
	1 電波法施行規則第 33 条の規定に基づく無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件	
成	2 年郵政省告示第 240 号)	.133
2-1	2 登録点検事業者等が行う点検の実施方法等を定める件 (平成 23 年総務省告示第 279 号)	.133
2-1	3 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコー	ド表
(#	無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件(平成 16 年総務省告示第 859	号)
••••		.134
2-1	4 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コー	ドの
欄(こ記載するためのコード表を定める件(平成 16 年総務省告示第 860 号)	.134
2-1	5 周波数割当計画(平成 20 年総務省告示第 714 号)	.135
2-1	6 エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る	取扱
いる	を定める件(平成 24 年総務省告示第〇号)	.136
2-1	7 電波法関係審査基準(平成 13 年総務省訓令第 67 号)	.138
3.	有線電気通信法関係	143
3-1	有線電気通信法(昭和 28 年法律第 96 号)	.143
3-2	? 有線電気通信法施行規則(昭和 28 年郵政省令第 36 号)	.144
4.	電気通信事業法関係	148

4-1 電気通信事業法(昭和 59	年法律第 86 号)	148
4-2 電気通信事業法施行規則	(昭和 60 年郵政省令第 25 号)	153

1. 放送法関係

1-1 放送法 (昭和 25 年法律第 132 号)

(定義)

- 第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。
 - 一 「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信(電気通信 事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。) の送信(他人の電気通信設備(同条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。) を用いて行われるものを含む。)をいう。
 - 二 「基幹放送」とは、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の規定により放送を する無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する 放送をいう。
 - 三 「一般放送」とは、基幹放送以外の放送をいう。

四~十七 (略)

十八 「テレビジョン放送」とは、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送(文字、図形その他の影像(音声その他の音響を伴うものを含む。)又は信号を併せ送るものを含む。)をいう。

十九~二十四 (略)

- 二十五 「一般放送事業者」とは、第百二十六条第一項の登録を受けた者及び第百三十 三条第一項の規定による届出をした者をいう。
- 二十六 「放送事業者」とは、基幹放送事業者及び一般放送事業者をいう。
- 二十七 「放送番組」とは、放送をする事項の種類、内容、分量及び配列をいう。
- 二十八・二十九 (略)

(放送番組編集の自由)

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、 又は規律されることがない。

(国内放送等の放送番組の編集等)

- 第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送(以下「国内放送等」という。)の放送番組 の編集に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならない。
 - 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
 - 二 政治的に公平であること。
 - 三 報道は事実をまげないですること。

- 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。
- 2 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送等の放送番組の編集に当たつては、 静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その 他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明 するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるようにし なければならない。

(訂正放送等)

- 第九条 放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によつて、その放送により 権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあつた日から三箇月以内に請 求があつたときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうか を調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、その 放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送を しなければならない。
- 2 放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする。
- 3 前二項の規定は、民法 (明治二十九年法律第八十九号)の規定による損害賠償の請求 を妨げるものではない。

(再放送)

第十一条 放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その 再放送をしてはならない。

(候補者放送)

第十三条 放送事業者が、公選による公職の候補者の政見放送その他選挙運動に関する放送をした場合において、その選挙における他の候補者の請求があつたときは、料金を徴収するとしないとにかかわらず、同等の条件で放送をしなければならない。

(内外放送の放送番組の編集)

第十四条 放送事業者は、内外放送の放送番組の編集に当たつては、国際親善及び外国との交流が損なわれることのないように、当該内外放送の放送対象地域(第九十一条第二項第二号の放送対象地域をいう。)又は業務区域(第百二十六条第二項第四号又は第百三十三条第一項第四号の業務区域をいう。)である外国の地域の自然的経済的社会的文化的諸事情をできる限り考慮しなければならない。

(一般放送の業務の届出)

- 第百三十三条 一般放送の業務を行おうとする者(第百二十六条第一項の登録を受けるべき者を除く。)は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 総務省令で定める一般放送の種類
 - 三 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要
 - 四 業務区域
 - 五 その他総務省令で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、 その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項に ついては、この限りでない。

(業務の廃止等の届出)

- 第百三十五条 一般放送事業者は、一般放送の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨 を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 一般放送事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散 が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を総 務大臣に届け出なければならない。

(届出をした一般放送事業者に対する放送番組の編集等に関する適用)

第百四十六条 第五条から第八条まで、第十条及び第十二条の規定は、第百三十三条第一 項の規定による届出をした一般放送事業者については、適用しない。

(有料基幹放送契約約款の届出・公表等)

第百四十七条 有料放送(契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に関し料金を支払う者によつて受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送をいう。以下同じ。)を行う放送事業者(以下「有料放送事業者」という。)は、基幹放送を契約の対象とする有料放送(以下「有料基幹放送」という。)の役務を国内受信者(有料放送事業者との間に国内に設置する受信設備により有料放送の役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。)に提供する場合には、当該有料基幹放送の役務に関する料金その他の提供条件について契約約款(以下「有料基幹放送契約約款」という。)を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。当該有料基幹放送契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

2 • 3 (略)

(提供条件の説明)

第百五十条 有料放送事業者及び有料放送の役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次 ぎ又は代理を業として行う者(以下「有料放送事業者等」という。)は、有料放送の役務 の提供を受けようとする者と有料放送の役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、 取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該有料 放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければな らない。

(苦情等の処理)

第百五十一条 有料放送事業者及び次条第二項に規定する有料放送管理事業者は、有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者 (有料放送の役務の提供を受けようとする者を含む。第百五十六条第四項において同じ。) からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

(有料放送管理業務の届出)

- 第百五十二条 有料放送の役務の提供に関し、契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行うとともに、当該契約により設置された受信設備によらなければ当該有料放送の受信ができないようにすることを行う業務(以下「有料放送管理業務」という。)を行おうとする者(総務省令で定める数以上の有料放送事業者のために有料放送管理業務を行うものに限る。)は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二業務の概要
 - 三 その他総務省令で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者(以下「有料放送管理事業者」という。)は、その届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(業務の停止)

- 第百七十四条 総務大臣は、放送事業者(特定地上基幹放送事業者を除く。)がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて、放送の業務の停止を命ずることができる。
- 2 総務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(資料の提出)

第百七十五条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、放送事業者、基幹放送局提供事業者、有料放送管理事業者又は認定放送持株会 社に対しその業務に関し資料の提出を求めることができる。 (適用除外等)

第百七十六条 この法律の規定は、受信障害対策中継放送(電波法第五条第五項 に規定する受信障害対策中継放送をいう。以下この条において同じ。)、車両、船舶又は航空機内において有線電気通信設備を用いて行われる放送その他その役務の提供範囲、提供条件等に照らして受信者の利益及び放送の健全な発達を阻害するおそれがないものとして総務省令で定める放送については、適用しない。

2~5 (略)

第百八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 二 (略)
- 三 第百三十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 四(略)

1-2 放送法施行令(昭和25年政令第163号)

(資料の提出)

- 第七条 法第百七十五条(法第八十一条第六項において準用する場合を含む。)の規定により総務大臣が資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める事項とする。
 - 一~三 (略)
 - 四 一般放送事業者 次に掲げる事項(法第八条に規定する放送事業者又は法第百三十 三条第一項の規定による届出をした一般放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除 く。)
 - イ 第一号イ及び口に掲げる事項
 - ロ 第一号ハに掲げる事項
 - ハ 法第十一条に規定する放送の再放送についての他の放送事業者の同意に関する事 項
 - 二 法第百四十条第二項に規定する指定再放送事業者にあつては、同条第一項の規定 による再放送の役務の提供条件その他当該再放送の業務の方法に関する事項
 - ホ 有料放送を行う一般放送事業者にあつては、前号二に規定する事項

五・六 (略)

1-3 放送法施行規則 (昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号)

(定義)

第二条 この省令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一~四 (略)

四の二 「地上一般放送」とは、一般放送であつて、衛星一般放送及び有線一般放送以 外のものをいう。

五~十四 (略)

(緊急警報信号の使用)

第八十二条 認定基幹放送事業者及び一般放送事業者(地上一般放送の業務を行う者に限る。次項において同じ。)は、次の表の上欄に掲げる場合において、災害の発生の予防又は被害の軽減に役立つようにするため必要があると認めるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる緊急警報信号を前置して放送をすることができる。

区別	前置する緊急警報
	信号
一 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)	第一種開始信号
第九条第一項の規定により警戒宣言が発せられたことを放送	
をする場合 第一種開始信号	
二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第五	
十七条(大規模地震対策特別措置法第二十条において準用す	
る場合を含む。)の規定により求められた放送を行う場合	
三 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第十三条第	第二種開始信号
一項の規定により津波警報が発せられたことを放送をする場	
合	

- 2 認定基幹放送事業者及び一般放送事業者は、前項に規定する緊急警報信号を前置して 放送をしたときは、速やかに終了信号を送らなければならない。
- 3 緊急警報信号は、前二項に規定する場合のほかは使用してはならない。

(届出一般放送の種類)

- 第百四十二条 法第百三十三条第一項第二号の総務省令で定める一般放送の種類は、次の とおりとする。
- 一 有線一般放送 (略)
- 二 地上一般放送(エリア放送(一の市町村(特別区を含み、地方自治法(昭和二十二年 法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては、区とす る。第百六十一条及び第百六十二条を除き、以下同じ。)の一部の区域(当該区域が他の

市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とする。)のうち、特定の 狭小な区域における需要に応えるための放送をいう。以下同じ。)に限る。以下同じ。) イ テレビジョン放送

ロ その他

(受信契約者数の記録の提出)

第百六十九条 一般放送事業者(衛星一般放送を行う者及び地上一般放送を行う者にあつては、有料放送事業者に限る。)は、毎年六月末日までに、前年四月一日から当年三月三十一日までの期間中における受信契約者数を簡明に記載した記録を、総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣において特に必要がないと認めた場合は記録の提出又は記載事項の一部を省略することができる。

(有料放送事業者の数)

- 第百七十六条 法第百五十二条第一項の総務省令で定める有料放送事業者の数は、次の各 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。
 - ー・ニ (略)
 - 三 地上一般放送を行う有料放送事業者のために有料放送管理業務を行う場合 十

(適用除外)

- 第二百十四条 法第百七十六条第一項に規定する放送は、次に掲げるものとする。
 - ー 電波法第四条の規定により開設に免許を要しない無線局を用いて行われる放送
 - 二 (略)
 - 三 臨時かつ一時の目的(一箇月以内の目的をいう。)のために行われる一般放送四〜八 (略)
- 2 (略)

2. 電波法関係

2-1 電波法 (昭和 25 年法律第 131 号)

(無線局の開設)

- 第四条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただ し、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。
 - ー 発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令で定めるもの
 - 二~四 (略)

(欠格事由)

- 第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。
 - ー 日本の国籍を有しない人
 - 二 外国政府又はその代表者
 - 三 外国の法人又は団体
 - 四 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの。
- 2 前項の規定は、次に掲げる無線局については、適用しない。
 - 一~七 (略)
 - 八 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局
 - 九 (略)
- 3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。
 - この法律又は放送法 (昭和二十五年法律第百三十二号)に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第七十五条第一項又は第七十六条第四項(第四号を除く。)若しくは第五項(第五号を除く。)の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 三 第二十七条の十五第一項又は第二項(第三号を除く。)の規定により認定の取消しを 受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 四 第七十六条第六項(第三号を除く。)の規定により第二十七条の十八第一項の登録の 取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- 4 5 (略)

(免許の申請)

第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類 を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- 一 目的 (二以上の目的を有する無線局であつて、その目的に主たるものと従たるもの の区別がある場合にあつては、その主従の区別を含む。)
- 二 開設を必要とする理由
- 三 通信の相手方及び通信事項
- 四 無線設備の設置場所(移動する無線局のうち、人工衛星の無線局(以下「人工衛星局」という。)についてはその人工衛星の軌道又は位置、人工衛星局、船舶の無線局、船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的として船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うものをいう。以下同じ。)、航空機の無線局(人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第四項において同じ。)及び航空機地球局(航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの(実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。)をいう。以下同じ。)以外のものについては移動範囲。第十八条を除き、以下同じ。)
- 五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力
- 六 希望する運用許容時間(運用することができる時間をいう。以下同じ。)
- 七 無線設備(第三十条及び第三十二条の規定により備え付けなければならない設備を 含む。次項第三号、第十条第一項、第十二条、第十七条、第十八条、第二十四条の二 第四項、第二十七条の十三第二項第七号、第三十八条の二第一項、第七十一条の五、 第七十三条第一項ただし書、第三項及び第六項並びに第百二条の十八第一項において 同じ。)の工事設計及び工事落成の予定期日

八 運用開始の予定期日

九 他の無線局の第十四条第二項第二号の免許人又は第二十七条の二十三第一項の登録 人(以下「免許人等」という。)との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措 置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

2~8 (略)

(申請の審査)

- 第七条 総務大臣は、前条第一項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各 号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。
 - 一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。
 - 二 周波数の割当てが可能であること。
 - 三 主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その従たる目的の遂行がそ の主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める無線局(基幹放送局を除く。)の開設 の根本的基準 に合致すること。

2~5 (略)

6 総務大臣は、申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を求めることができる。

(予備免許)

- 第八条 総務大臣は、前条の規定により審査した結果、その申請が同条第一項各号又は第 二項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、 無線局の予備免許を与える。
 - ー 工事落成の期限
 - 二 電波の型式及び周波数
 - 三 呼出符号 (標識符号を含む。)、呼出名称その他の総務省令で定める識別信号 (以下「識別信号」という。)
 - 四 空中線電力
 - 五 運用許容時間
- 2 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があつた場合において、相当と認めるとき は、前項第一号の期限を延長することができる。

(工事設計等の変更)

- 第九条 前条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ 総務大臣の許可を受けなければならない。但し、総務省令で定める軽微な事項について は、この限りでない。
- 2 前項但書の事項について工事設計を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 第一項の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであつてはならず、かつ、第七条第一項第一号又は第二項第一号の技術基準(第三章に定めるものに限る。)に合致するものでなければならない。
- 4 前条の予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、 放送区域、無線設備の設置場所又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を変更し ようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に 掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。
 - 一 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとすること。
 - 二 基幹放送局が基幹放送をしないこととすること。
- 5 前項本文の規定にかかわらず、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更が総 務省令で定める軽微な変更に該当するときは、その変更をした後遅滞なく、その旨を総 務大臣に届け出ることをもつて足りる。
- 6 第五条第一項から第三項までの規定は、無線局の目的の変更に係る第四項の許可に準 用する。

(落成後の検査)

第十条 第八条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格(第三十九条第三項に規定する主任無線従事者の要件、第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明及び第五十条第一項に規定す

- る遭難通信責任者の要件に係るものを含む。第十二条及び第七十三条第三項において同じ。)及び員数並びに時計及び書類(以下「無線設備等」という。)について検査を受けなければならない。
- 2 前項の検査は、同項の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について第二十四条の二第一項又は第二十四条の十三第一項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行つた当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて前項の届出をした場合においては、その一部を省略することができる。

(免許の拒否)

第十一条 第八条第一項第一号の期限(同条第二項の規定による期限の延長があつたときは、その期限)経過後二週間以内に前条の規定による届出がないときは、総務大臣は、 その無線局の免許を拒否しなければならない。

(免許の付与)

第十二条 総務大臣は、第十条の規定による検査を行つた結果、その無線設備が第六条第 一項第七号又は同条第二項第二号の工事設計(第九条第一項の規定による変更があつた ときは、変更があつたもの)に合致し、かつ、その無線従事者の資格及び員数が第三十 九条又は第三十九条の十三、第四十条及び第五十条の規定に、その時計及び書類が第六 十条の規定にそれぞれ違反しないと認めるときは、遅滞なく申請者に対し免許を与えな ければならない。

(免許の有効期間)

第十三条 免許の有効期間は、免許の日から起算して五年を超えない範囲内において総務 省令で定める。ただし、再免許を妨げない。

2 (略)

(免許状)

- 第十四条 総務大臣は、免許を与えたときは、免許状を交付する。
- 2 免許状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 免許の年月日及び免許の番号
 - 二 免許人 (無線局の免許を受けた者をいう。以下同じ。) の氏名又は名称及び住所
 - 三 無線局の種別
 - 四 無線局の目的(主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その主従の 区別を含む。)
 - 五 通信の相手方及び通信事項
 - 六 無線設備の設置場所
 - 七 免許の有効期間
 - 八 識別信号

- 九 電波の型式及び周波数
- 十 空中線電力
- 十一 運用許容時間
- 3 (略)

(簡易な免許手続)

第十五条 第十三条第一項ただし書の再免許及び適合表示無線設備のみを使用する無線局 その他総務省令で定める無線局の免許については、第六条及び第八条から第十二条まで の規定にかかわらず、総務省令で定める簡易な手続によることができる。

(変更等の許可)

- 第十七条 免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。
 - ー 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとすること。
 - 二 基幹放送局が基幹放送をしないこととすること。
- 2 3 (略)

(変更検査)

- 第十八条 前条第一項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事 の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項 の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用し てはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 前項の検査は、同項の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について第二十四条の二第一項又は第二十四条の十三第一項の登録を受けた者が総務 省令で定めるところにより行つた当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣 に提出した場合においては、その一部を省略することができる。

(申請による周波数等の変更)

第十九条 総務大臣は、免許人又は第八条の予備免許を受けた者が識別信号、電波の型式、 周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除 去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

(免許の承継等)

第二十条 免許人について相続があつたときは、その相続人は、免許人の地位を承継する。

- 2 免許人(第七項及び第八項に規定する無線局の免許人を除く。以下この項及び次項に おいて同じ。)たる法人が合併又は分割(無線局をその用に供する事業の全部を承継させ るものに限る。)をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人 又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、総務大臣の許可を受けて免許人の地 位を承継することができる。
- 3 免許人が無線局をその用に供する事業の全部の譲渡しをしたときは、譲受人は、総務 大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。

4~10 (略)

(免許状の訂正)

第二十一条 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務 大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

(無線局の廃止)

- 第二十二条 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なけれ ばならない。
- 第二十三条 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。

(免許状の返納)

第二十四条 免許がその効力を失つたときは、免許人であつた者は、一箇月以内にその免 許状を返納しなければならない。

(無線局に関する情報の公表等)

第二十五条 総務大臣は、無線局の免許又は第二十七条の十八第一項の登録(以下「免許等」という。)をしたときは、総務省令で定める無線局を除き、その無線局の免許状又は第二十七条の二十二第一項の登録状(以下「免許状等」という。)に記載された事項のうち総務省令で定めるものをインターネットの利用その他の方法により公表する。

2・3 (略)

(周波数割当計画)

- 第二十六条 総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表(以下「周波数割当計画」という。)を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 周波数割当計画には、割当てを受けることができる無線局の範囲を明らかにするため、 割り当てることが可能である周波数ごとに、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ー 無線局の行う無線通信の態様
 - 二無線局の目的

- 三 周波数の使用の期限その他の周波数の使用に関する条件
- 四 第二十七条の十三第四項の規定により指定された周波数であるときは、その旨
- 五 放送をする無線局に係る周波数にあつては、次に掲げる周波数の区分の別
 - イ 放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数
 - ロ イに掲げる周波数以外のもの

(電波の質)

第二十八条 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、 総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

(受信設備の条件)

第二十九条 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める 限度をこえて他の無線設備の機能に支障を与えるものであつてはならない。

(安全施設)

第三十条 無線設備には、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないよう に、総務省令で定める施設をしなければならない。

(周波数測定装置の備えつけ)

第三十一条 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の二分の 一以下である周波数測定装置を備えつけなければならない。

(無線設備の操作)

- 第三十九条 第四十条の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者(義務船舶局等の無線設備であつて総務省令で定めるものの操作については、第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下この条において同じ。)以外の者は、無線局(アマチュア無線局を除く。以下この条において同じ。)の無線設備の操作の監督を行う者(以下「主任無線従事者」という。)として選任された者であつて第四項の規定によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作(簡易な操作であつて総務省令で定めるものを除く。)を行つてはならない。ただし、船舶又は航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 モールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作その他総務省令で定める無線設備の 操作は、前項本文の規定にかかわらず、第四十条の定めるところにより、無線従事者で なければ行つてはならない。
- 3 (略)
- 4 無線局の免許人等は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大 臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

5~7 (略)

(選解任届)

第五十一条 第三十九条第四項の規定は、主任無線従事者以外の無線従事者の選任又は解 任に準用する。

(時計、業務書類等の備付け)

- 第六十条 無線局には、正確な時計及び無線業務日誌その他総務省令で定める書類を備え 付けておかなければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの 全部又は一部の備付けを省略することができる。
- 第七十六条 総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法 若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。
- 2 総務大臣は、包括免許人又は包括登録人がこの法律、放送法 若しくはこれらの法律に 基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて、包括 免許又は第二十七条の二十九第一項の規定による登録に係る無線局の新たな開設を禁止 することができる。
- 3 総務大臣は、前二項の規定によるほか、登録人が第三章に定める技術基準に適合しない無線設備を使用することにより他の登録局の運用に悪影響を及ぼすおそれがあるときその他登録局の運用が適正を欠くため電波の能率的な利用を阻害するおそれが著しいときは、三箇月以内の期間を定めて、その登録に係る無線局の運用の停止を命じ、運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限し、又は新たな開設を禁止することができる。
- 4 総務大臣は、免許人(包括免許人を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、 その免許を取り消すことができる。
 - 一 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。
 - 二 不正な手段により無線局の免許若しくは第十七条の許可を受け、又は第十九条の規 定による指定の変更を行わせたとき。
 - 三 第一項の規定による命令又は制限に従わないとき。
 - 四 免許人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。
 - 五 特定地上基幹放送局の免許人が第七条第二項第四号口に適合しなくなつたとき。

5~7 (略)

(電波の発射の防止)

第七十八条 無線局の免許等がその効力を失つたときは、免許人等であつた者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第八十一条 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人等に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

(電波利用料の徴収等)

第百三条の二 免許人等は、電波利用料として、無線局の免許等の日から起算して三十日以内及びその後毎年その免許等の日に応当する日(応当する日がない場合は、その翌日。以下この条において「応当日」という。)から起算して三十日以内に、当該無線局の免許等の日又は応当日(以下この項において「起算日」という。)から始まる各一年の期間(無線局の免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合はその期間とする。)について、別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額(起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合は、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額)を国に納めなければならない。

2~42 (略)

(予備免許等の条件等)

- 第百四条の二 予備免許、免許、許可又は第二十七条の十八第一項の登録には、条件又は 期限を付することができる。
- 2 前項の条件又は期限は、公共の利益を増進し、又は予備免許、免許、許可若しくは第 二十七条の十八第一項の登録に係る事項の確実な実施を図るため必要最少限度のものに 限り、かつ、当該処分を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければ ならない。

2-2 電波法施行令 (平成 13 年政令第 245 号)

(操作及び監督の範囲)

第三条 次の表の上欄に掲げる資格の無線従事者は、それぞれ、同表の下欄に掲げる無線 設備の操作(アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。以下この項において同じ。)を 行い、並びに当該操作のうちモールス符号を送り、又は受ける無線電信の通信操作(以 下この条において「モールス符号による通信操作」という。)及び法第三十九条第二項の 総務省令で定める無線設備の操作以外の操作の監督を行うことができる。

資格	操作の範囲
第一級総合無線通信	一 無線設備の通信操作
±	二 船舶及び航空機に施設する無線設備の技術操作
	三 前号に掲げる操作以外の操作で第二級陸上無線技術士
	の操作の範囲に属するもの
第二級総合無線通信	一 次に掲げる通信操作
士	イ 無線設備の国内通信のための通信操作
	ロ 船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局及び航空
	機地球局の無線設備の国際通信のための通信操作
	ハ 移動局(口に規定するものを除く。)及び航空機のた
	めの無線航行局の無線設備の国際通信のための通信操
	作(電気通信業務の通信のための通信操作を除く。)
	二 漁船に施設する無線設備(船舶地球局の無線設備を除
	く。)の国際電気通信業務の通信のための通信操作
	ホ 東は東経百七十五度、西は東経九十四度、南は南緯十
	一度、北は北緯六十三度の線によって囲まれた区域内に
	おける船舶(漁船を除く。)に施設する無線設備(船舶
	地球局の無線設備を除く。)の国際電気通信業務の通信
	のための通信操作
	二 次に掲げる無線設備の技術操作
	イ 船舶に施設する空中線電力五百ワット以下の無線設
	備
	ロ 航空機に施設する無線設備
	ハ レーダーでイ及び口に掲げるもの以外のもの
	ニ イからハまでに掲げる無線設備以外の無線設備(基幹
	放送局の無線設備を除く。)で空中線電力二百五十ワッ
	ト以下のもの
	三 第一号に掲げる操作以外の操作のうち、第一級総合無線
	通信士の操作の範囲に属するモールス符号による通信操

	作で第一級総合無線通信士の指揮の下に行うもの
第三級総合無線通信	一 漁船(専ら水産動植物の採捕に従事する漁船以外の漁船
±	で国際航海に従事する総トン数三百トン以上のものを除
	く。以下この表において同じ。)に施設する空中線電力二
	百五十ワット以下の無線設備(無線電話及びレーダーを除
	く。)の操作(国際電気通信業務の通信のための通信操作
	及び多重無線設備の技術操作を除く。)
	二 前号に掲げる操作以外の操作で次に掲げるもの(国際通
	信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除
	< 。)
	イ 船舶に施設する空中線電カニ百五十ワット以下の無
	線設備(船舶地球局及び航空局の無線設備並びにレーダ
	ーを除く。)の操作(モールス符号による通信操作を除
	< ∘)
	ロ 陸上に開設する無線局の空中線電力百二十五ワット
	以下の無線設備(レーダーを除く。)の操作で次に掲げ
	るもの
	(1) 海岸局の無線設備の操作(漁業用の海岸局以外の
	海岸局のモールス符号による通信操作を除く。)
	(2) 海岸局、海岸地球局、航空局、航空地球局、航空
	機のための無線航行局及び基幹放送局以外の無線局の
	無線設備の操作
	ハーレーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼ
	さないものの技術操作
	三 前号に掲げる操作以外の操作で第三級陸上特殊無線技
	士の操作の範囲に属するもの
	四 第一号及び第二号に掲げる操作以外の操作のうち、第二
	級総合無線通信士の操作の範囲に属するモールス符号に
	よる通信操作(航空局、航空地球局、航空機局、航空機地
	球局及び航空機のための無線航行局の無線設備の通信操
	作を除く。)で第一級総合無線通信士又は第二級総合無線
	通信士の指揮の下に行うもの(国際通信のための通信操作
	を除く。)
(略)	(略)
	無線設備の技術操作
士	CONTRACTOR BOX HIS CONTRACTOR AND THE SECOND
│ <u> </u>	 次に掲げる無線設備の技術操作
	一 空中線電力ニキロワット以下の無線設備(テレビジョン
	エー

	基幹放送局の無線設備を除く。)
	ニ テレビジョン基幹放送局の空中線電力五百ワット以下
	の無線設備
	三 レーダーで第一号に掲げるもの以外のもの
	四 第一号及び前号に掲げる無線設備以外の無線航行局の
	無線設備で九百六十メガヘルツ以上の周波数の電波を使
	用するもの
第一級陸上特殊無線	一 陸上の無線局の空中線電力五百ワット以下の多重無線
技士	設備(多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョ
	ンとして使用するものを含む。)で三十メガヘルツ以上の
	周波数の電波を使用するものの技術操作
	二 前号に掲げる操作以外の操作で第二級陸上特殊無線技
	士の操作の範囲に属するもの
第二級陸上特殊無線	一 次に掲げる無線設備の外部の転換装置で電波の質に影
技士	響を及ぼさないものの技術操作
	イ 陸上の無線局の空中線電カ十ワット以下の無線設備
	(多重無線設備を除く。) で千六百六・五キロヘルツか
	ら四千キロヘルツまでの周波数の電波を使用するもの
	ロ 陸上の無線局のレーダーでイに掲げるもの以外のも
	の
	ハ 陸上の無線局で人工衛星局の中継により無線通信を
	行うものの空中線電力五十ワット以下の多重無線設備
	二 第三級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属する操作
第三級陸上特殊無線	陸上の無線局の無線設備(レーダー及び人工衛星局の中継に
技士	より無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。)で次に
	掲げるものの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさな
	いものの技術操作
	ー 空中線電力五十ワット以下の無線設備で二万五千十キ
	ロヘルツから九百六十メガヘルツまでの周波数の電波を
	使用するもの
	二 空中線電力百ワット以下の無線設備で千二百十五メガ
	ヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの
(略)	(略)
- (m/z)	

2~5 (略)

2-3 電波法施行規則 (昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号)

(無線局の種別及び定義)

第四条 無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ下記のとおり定義する。

-~三の二 (略)

三の三 地上一般放送局 地上一般放送(放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)第二条第四号の二に規定する地上一般放送をいう。以下同じ。)を行う無線局であつて、地上一般放送を行う実用化試験局以外のものをいう。

四~二十九 (略)

2 (略)

(空中線電力の表示)

第四条の四 空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調 する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、 それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもつて表示する。

表(略)

- 2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力 (pY) をもって表示する。
 - 一 デジタル放送(F七W電波及びG七W電波を使用するものを除く。)を行う地上基幹 放送局(地上基幹放送試験局及び基幹放送を行う実用化試験局を含む。)及び地上一般 放送局(地上一般放送を行う実用化試験局を含む。)並びに設備規則第三十七条の二十 七の二十一に規定する番組素材中継を行う無線局及び同令第三十七条の二十七の二十 二に規定する放送番組中継を行う固定局(いずれもG七W電波を使用するものを除く。) の送信設備

二~五 (略)

3 (略)

(免許等の有効期間)

- 第七条 法第十三条第一項の総務省令で定める免許の有効期間は、次の各号に掲げる無線 局の種別に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - 一・二 (略)
 - 二の二 地上一般放送局 (エリア放送 (放送法施行規則第百四十二条第二号に規定する エリア放送をいう。以下同じ。) を行うものに限る。) 一年

三~七 (略)

第八条 前三条の規定は、同一の種別(地上基幹放送局については、コミュニティ放送を 行う地上基幹放送局(当該放送の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送局を含む。 以下この項において同じ。) とそれ以外の放送を行う地上基幹放送局の区分別とする。) に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期 (コミュニティ放送を行う地上基幹放送局にあつては、別に告示で定める日、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、毎年一の別に告示で定める日(以下この項において「一定日」という。))に免許等(法第二十五条第一項の免許等をいう。以下同じ。)をした無線局に適用があるものとし、免許等をする時期がこれと異なる無線局の免許等の有効期間は、前三条の規定にかかわらず、当該一定の時期(陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、免許等をする時期の直前の一定日)に免許等を受けた当該種別の無線局に係る免許等の有効期間の満了の日までの期間とする。

- 2 前項の規定は、次の各号に掲げる無線局には適用しない。
 - 一•二 (略)
 - 二の二 地上一般放送局 (エリア放送を行うものに限る。)
 - 三~十四 (略)

(公表する免許状等記載事項)

- 第十一条 法第二十五条第一項の規定により、免許状等(法第二十五条第一項に規定する 免許状等をいう。以下同じ。)に記載された事項のうち総務大臣が公表するものは、次の 各号に定める事項以外のものとする。
 - 一 免許等の番号
 - 二 免許人等の個人の氏名 (法人又は団体の名称の一部として用いられているものを除く。) 及び免許人等の住所
 - 二の二 地上基幹放送の業務の用に供する無線局に係る認定基幹放送事業者の個人の氏名 (法人又は団体の名称の一部として用いられているものを除く。)
 - 三 識別信号(通信の相手方に記載されているものを含む。)のうちの呼出名称
- 2 前項の規定にかかわらず、移動する無線局以外の無線局の無線設備の設置場所は、都 道府県名及び市区町村名を公表する。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる無線局の周波数は、当該無線局に指定されている周波数が一GHz以上のものについては、五〇〇MHz未満の端数があるときはこれを一GHzに切り上げて公表し、当該無線局に指定されている周波数が一GHz未満のものについては、五〇MHz未満の端数があるときはこれを切り捨てて、五〇MHz以上一〇〇MHz未満の端数があるときはこれを一〇〇MHzに切り上げて公表する。ただし、当該無線局に指定されている周波数が五〇MHz未満のものについては、当該無線局の周波数として、一〇〇MHzと公表する。
 - 新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信 社が開設する無線局であつて、取材又は報道上必要な無線通信を行うことを目的とす るもの

- 二 基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が開設する無線局であつて、放送事業の 円滑な遂行を図るための無線通信を行うことを目的とするもの(次条第十六号に該当 するものを除く。)
- 三 有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う者であつて、放送法第二条第二十五号 に規定する一般放送事業者又は有線電気通信法 (昭和二十八年法律第九十六号)第三条第一項 及び第二項 の届出をした者が、当該放送の業務の円滑な遂行を図るために開設するもの
- 四 放送法第二条第三号に規定する一般放送の業務を行う者が、一般放送の業務の円滑な遂行を図るために開設するもの(前号に該当するもの、エリア放送の業務を行う者が開設するもの及び有線電気通信設備を用いてラジオ放送の業務を行う者が開設するものを除く。)

4 (略)

(請求の単位)

第十一条の二の五 混信又はふくそうに関する調査に係る前条第一項の請求は、次に掲げる無線局の種別に従い、開設又は変更しようとする無線局の送信設備の設置場所及び周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数ごとに行わなければならない。

一~三 (略)

三の二 地上一般放送局

四~二十五 (略)

2 • 3 (略)

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一~三 (略)

三の二 地上一般放送局(エリア放送を行うものに限る。)

四~二十四 (略)

(電波の発射の防止)

第四十二条の二 法第七十八条の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、次の表の上欄に掲げる無線局の無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、当該無線設備のうち、設置場所(移動する無線局にあつては、移動範囲又は常置場所)、利用方法その他の事情により当該措置を行うことが困難なものであつて総務大臣が別に告示するものについては、同表の下段に掲げる措置に代え、別に告示する措置によることができる。

無線設備 | 必要な措置

一 (略)	(略)
二 固定局、基幹放送局及び地上一般	空中線を撤去すること(空中線を撤去すること
放送局の無線設備	が困難な場合にあつては、送信機、給電線又は
	電源設備を撤去すること。)。
三~五 (略)	(略)

(同等の機能を有する無線局との均衡を著しく失することとなる無線局)

第五十一条の九の六 法別表第六備考第十号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

ー~二 (略)

三 法別表第六の九の項に掲げる無線局のうち、エリア放送を行うもの

(権限の委任)

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長 (沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)に委任する。ただし、第二号の二の三、第 三号及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一 (略)

(1) 固定局、地上一般放送局(エリア放送を行うものに限る。)、陸上局、移動局、無線測位局、VSAT地球局、船舶地球局、航空機地球局、携帯移動地球局、非常局、アマチュア局、簡易無線局、構内無線局、気象援助局、標準周波数局及び特別業務の局

(2) (略)

二~八 (略)

2~4 (略)

(書類の提出)

第五十二条 (略)

2~4 (略)

5 エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に ついては、総務大臣が別に告示するところによる。

(電子申請等の場合の添付書類等の提出)

第五十二条の三(略)

2・3 (略)

4 エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に 係る取扱いについては、前三項の規定によるほか、総務大臣が別に告示するところによ る。 別表第二号の二の二 (第 11 条の 2 の 3 関係) (略) 別表第二号の二の三 (第 11 条の 2 の 4 第 2 項関係) (略)

附則(平成24年総務省令第〇〇〇号)

2 この省令による改正後の電波法施行規則第七条第一号の二の規定にかかわらず、平成 二十五年三月三十一日までの間に免許する地上一般放送局(エリア放送を行うものに限 る。)の免許の有効期間は平成二十五年三月三十一日までとする。

2-4 無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準(昭和25年電波監理委員会規則第 12号)

(用語の意義)

第二条 この規則中の次に掲げる用語の意義は、本条に示すとおりとする。

- -・-の二 (略)
- 二 「電気通信業務用無線局」とは、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) 第二条第六号の電気通信業務並びに同法第百六十四条第一項第一号及び第二号の電気 通信事業を行うことを目的として開設する無線局(地上一般放送局を除き、対地静止 衛星(地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と 同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。)に開設するものにあつては、本邦外 の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。)をい う。

三~五 (略)

(地上一般放送局)

- 第六条の四 自己の地上一般放送の業務に用いる地上一般放送局は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。
 - 一 その局は、免許人以外の者の使用に供するものでないこと。
 - 二 その局を開設する目的、通信の相手方の選定及び通信事項が法令に違反せず、かつ、 公共の福祉を害しないものであること。
 - 三 その局を運用することがその局を使用する事業又は業務の遂行のために必要であつて、かつ、それにより公共の福祉を増進することができること。
 - 四 通信の相手方及び通信事項は、その局を使用する事業又は業務の遂行上必要なもの であること。
 - 五 その局を開設することが既設の無線局等の運用又は電波の監視に支障を与えないこ と。

- 六 その局を開設する目的を達成するためには、その局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること。
- 第六条の五 地上一般放送局であつて、その局の免許人以外の者が行う地上一般放送の業務の用に供するものについては、前条の規定にかかわらず、次の各号の条件を満たすものでなければならない。
 - 一 前条第二号から第六号までに掲げる条件を満たすものであること。
 - 二 その局を開設することによつて提供しようとする電気通信役務が、利用者の需要に 適合するものであること。
 - 三 その局の免許を受けようとする者は、その局の運用による電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足りる能力を有するものであること。ただし、エリア放送(放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)第百四十二条第二号に規定するエリア放送をいう。)を行うものを除く。

2-5 無線局免許手続規則 (昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号)

(免許の単位)

第二条 無線局の免許の申請は、次に掲げる無線局の種別に従い、送信設備の設置場所(移動する無線局のうち、人工衛星局については人工衛星、船舶局、遭難自動通報局、航空機局、無線航行移動局、人工衛星局、船舶地球局及び航空機地球局以外のものについては送信装置とする。) ごとに行わなければならない。

一 (略)

ーのニ 地上一般放送局

二~十 (略)

2~9 (略)

(添附書類等)

第四条 (略)

2 無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	無線局事項書及び工事設計書の様式	
	無線局事項書の様式	工事設計書の様式
一 (略)	(略)	(略)
二 地上一般放送局、非常局、気象援助局、	別表第二号第2	別表第二号の二第2
標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基		
地局、携带基地局、無線呼出局、陸上移動		
中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局		

及び実験試験局		
三~十五 (略)	(略)	(略)

(添付書類の写しの提出部数等)

第八条 次の表の上欄に掲げる無線局の免許の申請をしようとする者は、免許の申請書及 び添付書類に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる通数の 書類を添えて総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)に 提出しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出部数を減じ、 又はその提出を要しないこととしたときは、この限りでない。

区分	書類
一 基幹放送局、地上一般放送局、標準周波数局、特別業務の局、固	無線局事項書及
定局、海岸局、航空局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移	び工事設計書の
動局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線測位局、	写し二通
特定実験試験局、実験試験局、人工衛星局、宇宙局、海岸地球局、	
航空地球局、携带基地地球局、船舶地球局、航空機地球局、地球局、	
アマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開	
設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局(以下	
「人工衛星等のアマチュア局」という。)に限る。)及び気象援助局	
二 (略)	(略)

2 (略)

(空中線電力の指定)

第十条の三 法第八条第一項第四号の空中線電力の指定は、次の表の上欄に掲げる区分に 従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり行うものとする。

区分	空中線電力
一~六 (略)	(略)
七 地上一般放送局及び特定実験	当該無線局が送信に際して使用できる最大の値の空
試験局	中線電力(実効輻射電力又は等価等方輻射電力を併せ
	て指定する。)
八(略)	(略)

(再免許の申請)

- 第十六条 再免許を申請しようとするときは、再免許申請書に次に掲げる事項を記載した 書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行わなければならない。
 - 一 免許の番号
 - 二 免許の年月日及び有効期間満了の期日
 - 三 継続開設を必要とする理由(遭難自動通報局を除く。)
 - 四 希望する電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力

- 五 希望する運用許容時間 (第十五条第一項の規定により申請書にその記載の省略を受けた無線局を除く。)
- 六 将来の業務計画等(電気通信業務用無線局(電気通信事業法 (昭和五十九年法律第 八十六号)第二条第六号の電気通信業務並びに同法第百六十四条第一項第一号及び第 二号の電気通信事業を行うことを目的として開設する無線局(エリア放送(放送法施 行規則第百四十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。)を行う地上一般 放送局を除く。)をいう。以下同じ。)及び陸上移動中継局(専用陸上移動中継局(基 地局及び陸上移動局の免許人が専ら自ら使用するために開設する陸上移動中継局をい う。以下同じ。)を除く。)に限る。)
- 七 免許の期間における業務の概要(基幹放送局、気象援助局、標準周波数局、多重無線設備の固定局、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、携帯移動地球局、無線呼出局、船舶局、航空機局、無線標識局及び施行規則第三十八条の二の規定により業務日誌の備付けを省略することができる無線局を除く。)
- 八 申請の際における無線設備の工事設計の内容
- 九 人工衛星の使用可能期間(人工衛星に開設する無線局に限る。)
- 十 無線局の目的を遂行できる人工衛星の位置の範囲(人工衛星に開設する無線局に限 る。)

2~5 (略)

(申請の期間)

第十七条 再免許の申請は、アマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。)にあつては免許の有効期間満了前一箇月以上一年を超えない期間、地上一般放送局(エリア放送を行うものに限る。以下この条において同じ。)及び特定実験試験局にあつては免許の有効期間満了前一箇月以上三箇月を超えない期間、その他の無線局にあつては免許の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が一年以内である無線局(地上一般放送局を除く。)については、その有効期間満了前一箇月までに行うことができる。

2 (略)

別表第二号第2 (略)

附則(平成24年総務省令第〇〇〇号)

3 この省令による改正後の無線局免許手続規則第十七条第一項の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日までの間においては、地上一般放送局(エリア放送を行うものに限る。以下同じ。)の再免許の申請は、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前一箇月以上二箇月を超えない期間において行わなければならないものとする。

2-6 無線局運用規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 17 号)

第五章 地上基幹放送局及び地上一般放送局の運用

- 第百三十八条 地上基幹放送局及び地上一般放送局は、放送の開始及び終了に際しては、 自局の呼出符号又は呼出名称(国際放送を行う地上基幹放送局にあつては、周波数及び 送信方向を、テレビジョン放送を行う地上基幹放送局及びエリア放送(放送法施行規則 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)第百四十二条第二号に規定するエリア放送 をいう。以下同じ。)を行う地上一般放送局にあつては、呼出符号又は呼出名称を表す文 字による視覚の手段を併せて)を放送しなければならない。ただし、これを放送するこ とが困難であるか又は不合理である地上基幹放送局若しくは地上一般放送局であつて、 別に告示するものについては、この限りでない。
- 2 地上基幹放送局及び地上一般放送局は、放送している時間中は、毎時一回以上自局の呼出符号又は呼出名称(国際放送を行う地上基幹放送局にあつては、周波数及び送信方向を、テレビジョン放送を行う地上基幹放送局及びエリア放送を行う地上一般放送局にあつては、呼出符号又は呼出名称を表す文字による視覚の手段を併せて)を放送しなければならない。ただし、前項ただし書に規定する地上基幹放送局若しくは地上一般放送局の場合又は放送の効果を妨げるおそれがある場合は、この限りでない。
- 3 前項の場合において地上基幹放送局及び地上一般放送局は、国際放送を行う場合を除くほか、自局であることを容易に識別することができる方法をもつて自局の呼出符号又は呼出名称に代えることができる。

(緊急警報信号の使用)

第百三十八条の二 地上基幹放送局及び地上一般放送局は、次の表の上欄に掲げる場合に おいて、災害の発生の予防又は被害の軽減に役立つようにするため必要があると認める ときは、それぞれ同表の下欄に掲げる緊急警報信号を前置して放送することができる。

区別	前置する緊急警報
	信号
一 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)	第一種開始信号
第九条第一項の規定により警戒宣言が発せられたことを放送	
する場合 第一種開始信号	
二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第五	
十七条(大規模地震対策特別措置法第二十条において準用す	
る場合を含む。)の規定により求められた放送を行う場合	
三 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第十三条第	第二種開始信号
一項の規定により津波警報が発せられたことを放送する場合	

- 2 地上基幹放送局及び地上一般放送局は、前項に規定する緊急警報信号を前置して放送したときは、速やかに終了信号を送らなければならない。
- 3 緊急警報信号は、前二項に規定する場合のほかは使用してはならない。

(地域符号の使用区分)

第百三十八条の三 緊急警報信号に使用する地域符号 (緊急警報信号の受信地域を一定の地域とするための符号をいう。)の使用区分は、次の表のとおりとする。

区別	使用する地域符号
一 前条第一項の表の一の項及び三	地域共通符号、広域符号又は県域符号のうち
の項に掲げる場合	必要と認めるもの
ニ 前条第一項の表の二の項に掲げ	広域符号又は県域符号のうち必要と認める
る場合	もの

- 注一 地域共通符号は、緊急警報信号の受信地域を地上基幹放送局の放送区域及び地上 一般放送局の業務区域の全域とするための符号で、全国共通のものとする。
- 注二 広域符号は、緊急警報信号の受信地域を別に告示する広域圏内とするための符号とする。
- 注三 県域符号は、緊急警報信号の受信地域を各都道府県の区域内とするための符号と する。

(試験電波の発射)

- 第百三十九条 地上基幹放送局及び地上一般放送局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によつて聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後でなければその電波を発射してはならない。
- 2 地上基幹放送局及び地上一般放送局は、前項の電波を発射したときは、その電波の発射の直後及びその発射中十分ごとを標準として、試験電波である旨及び「こちらは(外国語を使用する場合は、これに相当する語)」を前置した自局の呼出符号又は呼出名称(テレビジョン放送を行う地上基幹放送局及びエリア放送を行う地上一般放送局は、呼出符号又は呼出名称を表わす文字による視覚の手段をあわせて)を放送しなければならない。
- 3 地上基幹放送局及び地上一般放送局が試験又は調整のために送信する音響又は映像は、 当該試験又は調整のために必要な範囲内のものでなければならない。
- 4 地上基幹放送局及び地上一般放送局において試験電波を発射するときは、第十四条第 一項の規定にかかわらずレコード又は低周波発振器による音声出力によつてその電波を 変調することができる。

(受信機の機能確認のための緊急警報信号の使用)

- 第百三十九条の二 地上基幹放送局及び地上一般放送局は、受信者が待受状態にある受信機の機能確認をすることができるようにするため必要があると認めるときは、第百三十八条の二第三項の規定にかかわらず、試験信号として終了信号を送ることができる。
- 2 前項の規定により終了信号を送るときは、その前後に受信機の機能確認のためのものであることを放送しなければならない。

(混信の防止)

第百三十九条の三 エリア放送を行う地上一般放送局にあつては、自局の発射する電波が 他の無線局の運用又は放送の受信に支障を与え、又は与えるおそれがあるときは、速や かに当該周波数による電波の発射を中止しなければならない。

2-7 無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それ ぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備		許容偏差	
		上限(パーセ	下限(パーセ
		ント)	ント)
一・二 (略)		(略)	(略)
二の二 四七〇MHz を	E超え七七〇MHz 以下の周波数の電	=0	=0
波を使用するテレ	ビジョン放送のうちデジタル放送		
を行う地上基幹放送	送局であつて、空中線電力が○・五		
ワット以下の送信詞	殳備 (複数波同時増幅器を使用する		
場合に限る。)			
二の三 四七〇MHz	占有周波数帯幅が五・七 MHz のも	-0	=0
を超え七一〇MHz	Ø		
以下の周波数の	占有周波数帯幅が四六八kHzのも	-0	五〇
電波を使用する	電波を使用するのであつて、空中線電力が一三分		
エリア放送を行 の五〇ミリワット以下のもの			
う地上一般放送	占有周波数帯幅が四六八kHzのも	-0	=0
局の送信設備	のであつて、空中線電力が一三分		
	の五〇ミリワットを超えるもの		
三~十九 (略)		(略)	(略)

2・3 (略)

(適用の範囲)

第三十七条の二十七の二十四 この節の規定は、テレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲(中継線及び連絡線を除く。)の映像送信設備、マイクロホン増幅器 又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲(中継線及び連絡線を除く。)の 音声送信設備及びデータ信号送出装置から送信空中線までの範囲(中継線及び連絡線を 除く。)の無線設備に適用があるものとする。

(変調方式等)

- 第三十七条の二十七の二十五 送信装置の変調方式は、次の各号に掲げる占有周波数帯域幅に応じて、当該各号に掲げる方式であること。
 - 占有周波数帯幅が五・七 MHz のもの 四分のπシフト差動四相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調が行われた信号並びに差動二相位相変調が行われた信号及び二相位相変調が行われた信号により逆高速フーリエ変換を用いて直交周波数分割多重変調する方式
 - 二 占有周波数帯幅が四六八 kHz のもの 四相位相変調又は一六値直交振幅変調が行われた信号並びに差動二相位相変調が行われた信号及び二相位相変調が行われた信号により逆高速フーリエ変換を用いて直交周波数分割多重変調する方式
- 2 逆高速フーリエ変換のサンプル周波数は、六三分の五一二 MHz とし、その値から次の 各号に掲げる占有周波数帯幅に応じ、当該各号に掲げる値を超える偏差を生じてはなら ない。
 - 一 占有周波数帯幅が五・七 MHz のもの (±)百万分の〇・三
 - 二 占有周波数帯幅が四六八 kHz のもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に 定める値
 - イ 複数送信機で単一周波数ネットワークを構成する場合 (±)百万分の三・九
 - ロ 複数送信機で単一周波数ネットワークを構成しない場合であつて空中線電力が一 三分の五〇ミリワットを超えるとき (±)百万分の三・九
 - ハ 複数送信機で単一周波数ネットワークを構成しない場合であつて空中線電力が一 三分の五〇ミリワット以下のとき (±)百万分の一○
- 3 搬送波の変調波スペクトルは、別図第四号の八の十八に示す許容値の範囲内になけれ ばならない。
- 4 送信装置の空中線電力は、占有周波数帯幅が五・七 MHz のものは一三〇ミリワット以下、占有周波数帯幅が四六八 kHz のものは一〇ミリワット以下でなければならない。
- 5 送信空中線の相対利得は、〇デシベル以下でなければならない。ただし、実効輻射電力が相対利得〇デシベルの空中線に前項の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。
- 6 無線設備は、当該無線設備と有線電気通信法第二条第二項に規定する有線電気通信設備とを接続する場合は、当該有線電気通信設備からの影響により電気的特性に変更を来すこととならないものでなければならない。

- 7 無線設備(有線電気通信設備により接続される無線設備にあつては、その各部分)については、一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないものでなければならない。ただし、電源設備、空中線系及び放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)第二条第十一号に規定する番組送出設備については、この限りでない。
- 8 空中線系は、容易に取り外すことができないものでなければならない。

別表第一号(第5条関係) 周波数の許容偏差の表

表(略)

注 1~52 (略)

53 次に掲げるエリア放送を行う地上一般放送局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。なお、本注において単一周波数ネットワークとは、同一のエリア放送の業務区域において他のエリア放送を行う地上一般放送局(以下「エリア放送局」という。)と近接するエリア放送局が当該他のエリア放送局と同一の放送番組を同一周波数の電波で送信する場合におけるエリア放送局の集まりをいう。

	複数送信機で単一周波数ネット	複数送信機で単一周波数ネットワ
	ワークを構成する場合	一クを構成しない場合
占有周波数帯	電波の能率的な利用を著しく阻	1 空中線電力が 50mW を超えるも
幅が 5.7MHz	害するものではないと総務大臣	のであつて、電波の能率的な利用
のもの	が特に認めたもの	を著しく阻害するものではない
	±500Hz	と総務大臣が特に認めたもの
		±500Hz
		2 空中線電力が 50mW 以下のもの
		±20kHz
占有周波数帯		1 空中線電力が(50/13)mWを超え
幅が 468kHz		るものであつて、電波の能率的な
のもの		利用を著しく阻害するものでは
		ないと総務大臣が特に認めたも
		の ±500Hz
		2 空中線電力が(50/13)mW以下の
		もの ±20kHz

別表第二号(第6条関係)

第1~61 (略)

第62 エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 13 セグメント方式を用いるもの

5. 7MHz

(2) 1セグメント方式を用いるもの

468kHz

別表第三号(第7条関係)

1~4 (略)

- 5 地上基幹放送局等の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次の とおりとする。
 - (1)~(6) (略)
 - (7) エリア放送を行う地上一般放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射 の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定 する値にかかわらず、次のとおりとする。
 - ア 470MHz 以下及び 710MHz を超える帯域
 - (7) 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値 100 μ W 以下
 - (イ) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値 25 μ W 以下
 - イ 470MHz を超え 710MHz 以下の帯域

別図第四号の八の十八に規定する値を準用する。

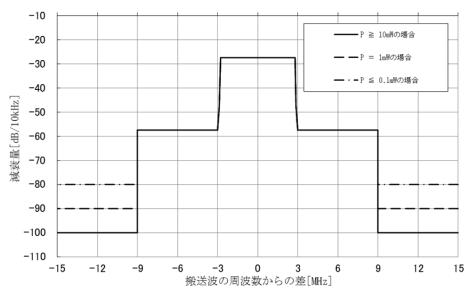
ただし、fc+15MHz を超える周波数又は fc-15MHz 以下の周波数のスプリアス領域 における不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

- (7) 占有周波数帯幅が 5.7MHz のもの
- 0.01nW 以下
- (4) 占有周波数帯幅が 468kHz のもの (0.01/13) nW 以下

6~54 (略)

別図第四号の八の十八 搬送波の変調波スペクトル (第37条の27の25第3項関係)

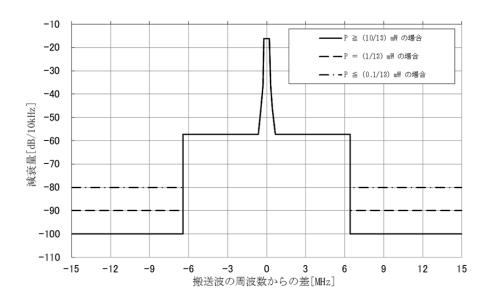
占有周波数帯幅が 5.7MHz のもの



搬送波の周波	平均電力Pからの減衰量			規定の
数からの差	P≧10mW の場合	P=1mW の場合	P≦0.1mWの場合	種類
±2.79MHz	−27. 4dB∕10kHz	−27. 4dB∕10kHz	−27. 4dB∕10kHz	上限
±2.86MHz	-47. 4dB∕10kHz	-47. 4dB∕10kHz	-47. 4dB∕10kHz	上限
±3.00MHz	−57. 4dB ∕ 10kHz	−57. 4dB∕10kHz	−57. 4dB∕10kHz	上限
±9.00MHz	−57. 4dB∕10kHz	−57. 4dB∕10kHz	−57. 4dB∕10kHz	上限
±9.00MHz	−100. 0dB∕10kHz	−90. 0dB/10kHz * ¹	-80. 0dB∕10kHz	上限

- * 1 平均電力 P が 0.1mW を超え 10mW 未満の無線設備にあつては、
 - (90+10logP) dB/10kHz とする。

2 占有周波数帯幅が 468kHz のもの



搬送波の周波	平均電力Pからの減衰量			規定の
数からの差	P ≥ (10/13) mW の P= (1/13) mW の		P≦ (0. 1/13) mW の	種類
	場合	場合	場合	
±0.22MHz	−16. 3dB∕10kHz	−16. 3dB∕10kHz	−16. 3dB ∕ 10kHz	上限
±0.29MHz	−36. 3dB∕10kHz	-36. 3dB∕10kHz	−36. 3dB∕10kHz	上限
±0.43MHz	-46. 3dB∕10kHz	-46. 3dB∕10kHz	-46. 3dB∕10kHz	上限
±0.65MHz	-57. 3dB∕10kHz	−57. 3dB∕10kHz	−57. 3dB∕10kHz	上限
±6.43MHz	-57. 3dB∕10kHz	-57. 3dB∕10kHz	−57. 3dB∕10kHz	上限
±6.43MHz	−100. 0dB∕10kHz	-90. 0dB∕10kHz * ²	-80. 0dB∕10kHz	上限

- *2 平均電力Pが(0.1/13)mW を超え(10/13)mW 未満の無線設備にあつては、
 - (90+10log(13P))dB/10kHz とする。

2-8 特定無線設備に技術基準適合証明等に関する規則(昭和56年郵政省令第37号)

(特定無線設備等)

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

ー~五十七の二 (略)

五十七の三 設備規則第三十七条の二十七の二十四及び第三十七条の二十七の二十五に おいてその無線設備の条件が定められているエリア放送を行う地上一般放送局に使用 するための無線設備

五十八~六十四 (略)

別表第一号~別表第六号 (略) 様式第 1 号~様式第 14 号 (略)

2-9 登録検査等事業者等規則(平成9年郵政省令第76号)

別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目(第十九条第一項関係)

第一・第二 (略)

第三 無線設備

一 (略)

無線局の種別及び無線設備名	点検の項目	備考
(略)	(略)	(略)
地上一般放送局	一 周波数	四については、
	二 占有周波数带幅	実効輻射電カ又
	三 スプリアス発射又は不要発射	は空中線効果の
	の強度	確認を行うため
	四 空中線電力	の電界強度測定
	五 隣接チャンネル漏えい電力	を含む。
(略)	(略)	(略)

2-10 無線局運用規則により呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる基幹放送局及び地上一般放送局を定める件(昭和34年郵政省告示第509号)

無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)第百三十八条第一項ただし書の規定により、呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる放送局を次のとおり定める。 -~五 (略)

六 エリア放送を行う地上一般放送局

2-11 電波法施行規則第 33 条の規定に基づく無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件(平成2年郵政省告示第 240 号)

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第三十三条の規定に基づき、無線従事者の資格を要しない簡易な操作を次のように定め、平成二年五月一日から施行する。

- 一 施行規則第三十三条第六号(5)の総務大臣が別に告示する無線局は、次のとおりとする。 1 (略)
 - 2 地上一般放送局(エリア放送を行うもので、占有周波数帯幅が五・七 MHz のものにあっては空中線電力〇・一三ワット以下のもの、占有周波数帯幅が四六八 kHz のものにあっては空中線電力が一〇ミリワット以下のものに限る。)

3~5 (略)

二•三 (略)

2-12 登録点検事業者等が行う点検の実施方法等を定める件 (平成 23 年総務省告示第 279 号)

登録検査等事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を次のように定める。

- 1・2 (略)
- 3 無線設備等
 - 一•二 (略)
 - 三 総合試験

点検を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成される かどうかを総合的に判断するため、以下により実地通信を行って、その通信の状況等 を確認する。

無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

点検対象無線局	総合試験の方法等	備考
等の種別		
1~3 (略)	(略)	(略)
4 地上一般放	工事設計書に記載された無線設備及び指定	
送局	周波数、指定空中線電力で試験電波を発射し	
	て、設置場所及びその周囲の地上デジタルテ	
	レビジョン放送の受信に対する障害の有無を	
	確認する。	
5・6 (略)	(略)	(略)

注1・2 (略)

2-13 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表 (無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。) を定める件 (平成 16 年総務省告示第 859 号)

無線局事項書及び工事設計書の各欄の記載に用いるコード (無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。) の様式ごとにそれぞれ次の表の三の欄に掲げるコード表に定めるコードを記載するものとする。

別表第一号 無線局の種別コード

第1 基本コード

項	目	コード
(略)		(略)
地上一般放送局		BG
(略)		(略)

- 2-14 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件(平成16年総務省告示第860号)
- 無線局の目的コードの欄無線局の目的コードの欄に記載するコードのコード表は、別表第一号のとおりとする。
- 二 通信事項コードの欄 通信事項コードの欄に記載するコードのコード表は、別表第二号のとおりとする。

別表第一号 無線局の目的コード

項目	コード	
(略)	(略)	
電気通信業務用(エリア放送利用)	CCA	
(略)	(略)	
一般放送	всв	
エリア放送	ABC	
エリア放送及び電気通信業務用(エリア放送	BAC	
利用)		
(略)	(略)	

別表第二号 通信事項コード

項	目	コード	
(略)		(略)	
一般放送に関する事項		всв	
エリア放送に関する事項		ABC	
(略)		(略)	

2-15 周波数割当計画(平成 20 年総務省告示第 714 号)

第2 周波数割当表

- 1 周波数割当表中の各欄の示す内容は以下のとおりとする。
- (1) (2) (略)
- (3) 第1欄から第4欄までに示す無線業務については、次のとおりとする。
 - ア 名称に下線を付していない無線業務(例:固定)を「一次業務」とし、名称に下線 を付している無線業務(例:移動)を「二次業務」とする。
 - イ 二次業務の無線局は、次の条件に従って開設することを条件に周波数の割当てを受けることができる。
 - 二次業務の無線局は、周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次 業務の無線局に有害な混信を生じさせてはならない。
 - 周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

(4) • (5) (略)

2~7 (略)

周波数割当表

第1表 (略)

第2表 27.5MHz-10000MHz

国内分配(MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関す
(4)		(5)	る条件
	-T /		(6)
(略)	(略)	(略)	(略)
470-585	固定	放送事業用	
J46 J46A			
	陸上移動	公共業務用	
	J73A	放送事業用	
	放送	放送用	
	J13A		
	<u>放送</u> J13B	電気通信業務用(エ	
	J13B	リア放送用)	
		放送用(エリア放送	
		用)	
585-710	固定	放送事業用	
J32 J46A J75			
	陸上移動	公共業務用	
	J73A	放送事業用	
	放送	放送用	
	J13A		
	<u>放送</u>	電気通信業務用(エ	
	<u>J13B</u>	リア放送用)	
		放送用(エリア放送	
		用)	
(略)	(略)	(略)	(略)

国内周波数分配の脚注

J13A

放送業務又は放送衛星業務に分配するこの周波数は、法第26条第2項第5号イに規定する周波数とする。

J13B

放送業務又は放送衛星業務に分配するこの周波数は、法第26条第2項第5号ロに規定する周波数とする。

2-16 エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いを定める件(平成24年総務省告示第〇号)

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第五十二条第五項及び第五十二条の三第四項の規定に基づき、エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いを次のように定め、平成二十四年四月二日から施行することとしたので告示する。

(申請書等の送付方法)

- 第一条 エリア放送(放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)第百四十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。)を行う地上一般放送局(電波法施行規則第四条第一項第三号の三に規定する地上一般放送局をいう。以下同じ。)の免許の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)がエリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類(以下「申請書等」という。)を送付する場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかによるものとする。
 - 一 引受時刻証明の取扱いとした書留郵便
 - 二 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第 六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者(以下 「信書便事業者」と総称する。)による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」 という。)の役務であって当該信書便事業者において引受け日時の記録を行うもの

(到達の日時)

- 第二条 エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書等を次の各号に掲げる方法により提出したときは、当該各号に定める日時に総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。 以下同じ。)に到達したものとする。
 - 一 引受時刻証明の取扱いとした書留郵便 郵便事業株式会社の営業所であって郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの(同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。)において引受けがされたとして当該引受時刻証明により証明された日時
 - 二 信書便の役務であって信書便事業者において引受け日時の記録を行うもの 信書便 事業者において引受けがされたとして記録された日時
 - 三 電子情報処理組織を使用する方法 総合通信局の使用に係る電子計算機に備えられ たファイルへの記録がされた日時
 - 四 前三号に掲げる方法以外の方法 総合通信局の事務所に到達した日時
- 2 前項第一号又は第二号の方法による場合において、総合通信局に到達したもののうち、 日のみが明瞭であって時刻が明瞭でないものは、当該日の午後十二時に、総合通信局に 到達したものとみなす。

(先願)

- 第三条 異なった日時に二以上のエリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書等が総合通信局に到達したときは、申請者は、当該申請書等が総合通信局に到達した順番に従って審査を受け、その申請について免許を受けることができる。
- 2 同一の日時に二以上のエリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書等が総合通信 局に到達したことにより、エリア放送を行う地上一般放送局に割り当てることのできる

周波数が不足する場合には、いずれの申請者もその申請について審査を受けることができない。ただし、申請者の協議により一の申請者に定められたときは、当該一の申請者が審査を受けることができ、また、申請に係る空中線電力の変更その他の調整により周波数を割り当てることができることとなったときは、いずれも、その申請について審査を受けることができる。

- 3 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その申請 について審査を受けることができない。
- 4 総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)は、第二項の規定による協議が必要となる場合は、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を申請者に命じなければならない。
- 5 総合通信局長は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないと きは、第二項の協議が成立しなかったものとみなすことができる。

(準用)

第四条 前三条の規定は、エリア放送を行う地上一般放送局の再免許の申請について準用 する。

2-17 電波法関係審査基準 (平成 13 年総務省訓令第 67 号)

(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)

第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局(地上一般放送局(エリア放送を行うものに限る。以下この条において同じ。)を除く。)又は基幹放送をする無線局に割り当てることのできる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3箇月以上6箇月を超えない期間に申請を行った者に限り、基幹放送をする無線局については、同条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際、再免許に係る放送の継続の確保に配慮する。また、地上一般放送局の申請者で、既に他の地上一般放送局に割り当てられている周波数を、当該地上一般放送局の免許の有効期間後に使用することを希望する者にあっては、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前1か月以上2か月を超えない期間に申請を行った者に限る。

別表1 (第3条関係)

1 周波数の割当てが可能な無線局の目的又は用途の一覧

無線局の目的	用途等
(略)	(略)
電気通信業務用(エリア放送利用)	一般放送
一般放送	
エリア放送	
エリア放送及び電気通信業務用(エリア放送	
利用)	
(略)	(略)

別表2 (第3条関係)

無線局の目的、通信事項、免許の主体及び開設の理由

無線局の目的	通信事項(注1)	免許の主体及び開設の理由
(略)	(略)	(略)
電気通信業務用(一般放送用	電気通信業務に関する事項	次のいずれかに該当するも
のフィーダリンクを含む。)	電気通信業務(一般放送利用	のであること。
	を含む。)に関する事項	1 電気通信事業法第2条
	電気通信事業運営に関する	第6号に規定する電気通信
	事項	業務を行う者が、電気通信
	宇宙運用業務に関する事項	役務の提供又は通信設備の
	電報の託送に関する事項	建設保全等の業務の遂行上
	航空機の運航管理又は運行	必要な無線通信を行うため
	管理の支援に関する事項	に開設するものであるこ
		٤.
		2 放送法第2条第3号の
		一般放送用のフィーダリ
		ンクを行う地球局を開設
		するものであること。
電気通信業務用(エリア放送	エリア放送に関する事項	放送法施行規則第142条第2
利用)		号に規定するエリア放送の
		用に供するために開設する
		ものであること。
(略)	(略)	(略)
一般放送	一般放送に関する事項	放送法第2条第3号の一般
		放送を行うために開設する
		ものであること。
エリア放送	エリア放送に関する事項	放送法施行規則第142条第2

エリア放送及び電気通信業 務用(エリア放送利用)	エリア放送に関する事項	号に規定するエリア放送を 行うために開設するもので あること。 放送法施行規則第142条第2 号に規定するエリア放送を 行うため及びエリア放送の 用に供するために開設する ものであること。
(略)	(略)	(略)

別紙2 (第5条関係) 無線局の目的別審査基準

第1~第4 (略)

第5 放送関係

1~7 (略)

- 8 エリア放送を行う地上一般放送局 エリア放送を行う地上一般放送局の審査は、第2章の基準によるほか、次により行う。
 - (1) エリア放送を行う地上一般放送局の業務区域は、必要最小限のものであること。
 - (2) エリア放送を行う地上一般放送局の業務区域を示す図は、送信空中線の位置、高さ、 指向特性及び実効輻射電力からみて適正に記載されているものであること。なお、計 算値により記載されている場合には、放送区域等を計算による電界強度に基づいて定 める場合における当該電界強度の算出方法(昭和35年郵政省告示第640号)によるも のであること。
 - (3) エリア放送を行う地上一般放送局の業務区域は、当該地上一般放送局からの電波の 電界強度が 55dB μ V/m 以上の範囲とする。
 - (4) エリア放送を行う地上一般放送局の空中線及び空中線電力は、必要と認められる業務区域に適した特性を有するものであり、できる限り空中線電力を低出力(占有周波数帯幅が 5.7MHz のものについては、空中線電力及び実効輻射電力の値が 10mW 以下、占有周波数帯幅が 468kHz のものは(10/13)mW 以下) にすること。なお、業務区域の構築に当たって必要な場合は、複数の空中線等を設置することにより、業務区域を構築すること。
 - (5) エリア放送を行う地上一般放送局の空中線の地上高は、空中線電力、必要な業務区 域等との関連において、できる限り低いものであること。
 - (6) 複数のエリア放送を行う地上一般放送局で業務区域を構築することができない特別な状況にある場合は、空中線電力等は(4)に規定する値を超えるものも認められるが、その場合であっても空中線電力等の値は、占有周波数帯幅が 5.7MHz のものについては130mW 以下、占有周波数帯幅が 468kHz のものについては 10mW 以下であること。
 - (7) 空中線電力の審査は、(1)から(6)までに掲げる基準により行う。この場合において、 実効輻射電力(指向性空中線を使用する場合にあっては、最大実効輻射電力)の値は、

空中線電力に空中線利得、給電線損失等を乗除して3桁まで計算し、3桁目を四捨五入して2桁で表示すること。ただし、1桁目の数字が1の場合において、3桁目の数字が2以下のときには切り捨て、8以上の場合には切り上げ、3から7までのときは5とすること。

- (8) 同一構内等至近距離に複数の空中線が設置される場合は、十分その必要性が認められるものであること。
- (9) 地上デジタルテレビジョン放送の受信に対する与干渉の値については、エリア放送を行う地上一般放送局から送出される各々の電波の干渉電力と帯域外輻射の電力の集積を見込み、(12)に規定する地上デジタルテレビジョン放送の保護基準を満足すること。
- (10) 占有周波数帯幅の許容値は、放送の内容からみて合理的かつ必要最小限のものであること。
- (11) 地上デジタルテレビジョン放送の受信への干渉の影響を与えないように、設置場所の選定、伝送路符号化方式の設定等の必要な措置を講じること。
- (12) 周波数の選定は、次の基準により行う。
 - ア 地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局(以下「DTV局」という。) への与干渉

開設又は変更しようとするエリア放送を行う地上一般放送局(以下「申請局」という。) は、DTV 局からの電波の電界強度が $51dB \mu V/m$ 以上の範囲において、次の保護基準を満足すること。

希望波	妨害波		帯域外干渉	帯域内干渉
DTV 波	エリア放送波	同一 ch	_	I/N=-10dB
	(占有周波数帯	上隣接 ch	D/U=-17dB	I/N=-22dB
	幅が468kHzのも	上隣々接 ch	D/U=-17dB	I/N=-22dB
	の)	下隣接 ch	D/U=-14dB	I/N=-22dB
		下隣々接 ch	D/U=-14dB	I/N=-22dB
	エリア放送波	同一 ch	1	I/N=-10dB
	(占有周波数帯	上隣接 ch	D/U=-29dB	I/N=-10dB
	幅が5.7MHzのも	上隣々接 ch	D/U=-29dB	I/N=-10dB
	の)	下隣接 ch	D/U=-26dB	I/N=-10dB
		下隣々接 ch	D/U=-26dB	I/N=-10dB

なお、DTV 局の上隣接 ch 及び下隣接 ch は、申請局に割り当てないこととする。また、帯域内干渉の評価を行うためには、申請局からの電波の電界強度が $12dB_{\mu}$ V/m 以上の範囲を確認する。

イ 他のエリア放送を行う地上一般放送局への混信妨害

申請局は、申請局及び他のエリア放送を行う地上一般放送局の業務区域内において、次の混信保護比を満足すること。

希望波 妨害波	帯域外	帯域内
---------	-----	-----

エリア	エリア放送波	同一 ch	_	D/U=28dB
放送波	(占有周波数帯	上隣接 ch	D/U=-29dB	_
(占有	幅が468kHzのも	上隣々接 ch	D/U=-29dB	_
周波数	の)	下隣接 ch	D/U=-26dB	_
帯幅が		下隣々接 ch	D/U=-26dB	_
468kHz	エリア放送波	同一 ch	_	D/U=17dB
のも	(占有周波数帯	上隣接 ch	D/U=-40dB	_
の)	幅が5.7MHzのも	上隣々接 ch	D/U=-40dB	_
	の)	下隣接 ch	D/U=-37dB	_
		下隣々接 ch	D/U=-37dB	_
エリア	エリア放送波	同一 ch	_	D/U=40dB
放送波	(占有周波数帯	上隣接 ch	D/U=-17dB	_
(占有	幅が468kHzのも	上隣々接 ch	D/U=-17dB	_
周波数	の)	下隣接 ch	D/U=-14dB	_
帯幅が		下隣々接 ch	D/U=-14dB	_
5. 7MHz	エリア放送波	同一 ch	_	D/U=28dB
のも	(占有周波数帯	上隣接 ch	D/U=-29dB	_
の)	幅が5.7MHzのも	上隣々接 ch	D/U=-29dB	_
	の)	下隣接 ch	D/U=-26dB	_
		下隣々接 ch	D/U=-26dB	_

(13) ブースターを設置して地上デジタルテレビジョン放送を受信している場合の受信設備の障害を防止するため、次の離隔距離の範囲内に地上デジタルテレビジョン放送を受信している設備がないことを確認し、必要に応じて改善措置を講じること。 実効輻射電力を GP(W)とすると、離隔距離 d(m)は以下のとおりとなる。

 $d = 398.2\sqrt{GP}$

- (14) 地理的事情により地上デジタルテレビジョン放送の受信電界強度が弱い状況で 受信している等の地域がある場合には、当該地域に配慮し、地上デジタルテレビジョン放送の受信の保護に関する措置を講じること。
- 9 その他 (略)

3. 有線電気通信法関係

3-1 有線電気通信法(昭和 28 年法律第 96 号)

(定義)

- 第二条 この法律において「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の線条 その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は 受けることをいう。
- 2 この法律において「有線電気通信設備」とは、有線電気通信を行うための機械、器具、 線路その他の電気的設備(無線通信用の有線連絡線を含む。)をいう。

(有線電気通信設備の届出)

- 第三条 有線電気通信設備を設置しようとする者は、次の事項を記載した書類を添えて、 設置の工事の開始の日の二週間前まで(工事を要しないときは、設置の日から二週間以 内)に、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
 - ー 有線電気通信の方式の別
 - 二 設備の設置の場所
 - 三 設備の概要
- 2 前項の届出をする者は、その届出に係る有線電気通信設備が次に掲げる設備(総務省令で定めるものを除く。)に該当するものであるときは、同項各号の事項のほか、その使用の態様その他総務省令で定める事項を併せて届け出なければならない。
 - 一 二人以上の者が共同して設置するもの
 - 二 他人(電気通信事業者(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第 五号 に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。)を除く。)の設置した有線電気通 信設備と相互に接続されるもの
 - 三 他人の通信の用に供されるもの
- 3 有線電気通信設備を設置した者は、第一項各号の事項若しくは前項の届出に係る事項 を変更しようとするとき、又は同項に規定する設備に該当しない設備をこれに該当する ものに変更しようとするときは、変更の工事の開始の日の二週間前まで(工事を要しな いときは、変更の日から二週間以内)に、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 前三項の規定は、次の有線電気通信設備については、適用しない。
 - 一 電気通信事業法第四十四条第一項に規定する事業用電気通信設備
 - 二 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第一号に規定する放送を行うための有線電気通信設備(同法第百三十三条第一項の規定による届出をした者が設置するもの及び前号に掲げるものを除く。)

- 三 設備の一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる 区域内を含む。以下同じ。)又は同一の建物内であるもの(第二項各号に掲げるもの(同 項の総務省令で定めるものを除く。)を除く。)
- 四 警察事務、消防事務、水防事務、航空保安事務、海上保安事務、気象業務、鉄道事業、軌道事業、電気事業、鉱業その他政令で定める業務を行う者が設置するもの(第 二項各号に掲げるもの(同項の総務省令で定めるものを除く。)を除く。)
- 五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定めるもの

(設備の改善等の措置)

- 第七条 総務大臣は、有線電気通信設備を設置した者に対し、その設備が第五条の技術基準に適合しないため他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与え、又は人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えると認めるときは、その妨害、危害又は損傷の防止又は除去のため必要な限度において、その設備の使用の停止又は改造、修理その他の措置を命ずることができる。
- 2 総務大臣は、第三条第二項に規定する有線電気通信設備(同項の総務省令で定めるものを除く。)を設置した者に対しては、前項の規定によるほか、その設備につき通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、その他その設備の運用が適切でないため他人の利益を阻害すると認めるときは、その支障の除去その他当該他人の利益の確保のために必要な限度において、その設備の改善その他の措置をとるべきことを勧告することができる。

3-2 有線電気通信法施行規則(昭和 28 年郵政省令第 36 号)

(設備の設置の届出)

第一条 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号。以下「法」という。)第三条第一項及び第二項の規定による有線電気通信設備の設置の届出は、法第三条第二項 各号に掲げる有線電気通信設備(次条に掲げるものを除く。)にあつては、別紙様式第一の届出書に別紙様式第三の書類を添え、その他の有線電気通信設備にあつては、別紙様式第一の届出書に別紙様式第二の書類を添え、当該設備の設置の場所を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含むものとし、設備の設置の場所が二以上の総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)の管轄する地域にわたる場合は、そのうちいずれか一の総合通信局長とする。以下「所轄総合通信局長」という。)を経由して行うものとする。

(共同設置の設備等に係る届出を要しない設備)

第二条 法第三条第二項の総務省令で定める有線電気通信設備は、次のとおりとする。

- ー 二人以上の者が共同して設置する有線電気通信設備(以下「共同設置の設備」という。) であつて、次に掲げるもの
 - イ 電気通信事業者(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に 規定する電気通信事業者をいう。以下この条において同じ。)が設置するもの(電気通信事業法第四十四条第一項に規定する事業用電気通信設備を除く。)
 - ロ 設備の一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内 (これに準ずる 区域内を含む。以下同じ。)又は同一の建物内であるもの(以下「構内等設備」という。)
 - ハ 放送法 (昭和二十五年法律第百三十二号) 第二条第三号 に規定する一般放送の業 務を行うための有線電気通信設備(以下「有線放送設備」という。)
- 二 他人(電気通信事業者を除く。)の設置した有線電気通信設備と相互に接続される有線 電気通信設備(以下「相互接続の設備」という。)であつて、次に掲げる場合のもの
 - イ 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な通信の用に供するとき。
 - ロ 法第八条第一項 の規定による命令を受けたとき。
 - ハ 電気通信事業者の設置する有線電気通信設備 (電気通信事業法第四十四条第一項 に 規定する事業用電気通信設備を除く。) であるとき。
 - 二 一の構内又は一の建物にある二以上の構内等設備を接続するとき。
 - ホ 有線放送設備を接続するとき。
- 三 他人の通信の用に供される有線電気通信設備(以下「他人使用の設備」という。)であって、次に掲げる場合のもの
 - イ 前号イ、ロ又はハに掲げる場合
 - ロ 前号二に掲げる場合であつて、接続した者が相互に使用するとき。
 - ハ その設備が電気通信事業法第七十条第一項の規定により電気通信事業者の設置する電気通信回線設備に接続したものであるとき。
 - 二 放送法第二条第三号 に規定する一般放送を行うとき (同号 に規定する一般放送の 業務を行おうとする者からその業務の用に供するため同号 に規定する一般放送設備 の使用の申込みを受けその承諾をしたときを除く。)。
 - ホ 警察法 (昭和二十九年法律第百六十二号) 第七十八条第二項 の規定により警察庁 又は都道府県警察が使用するとき。
 - へ 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第四十一条の規定により消防庁又 は地方公共団体が使用するとき。
 - ト 犯罪の捜査その他その業務に必要な通信を行うため、警察庁又は都道府県警察の設置した有線電気通信設備を法務省が使用するとき。
 - チ 地下街、地下トンネル、その他これに準ずる場所に設置した無線通信補助設備を警察事務又は消防事務を行う者が当該事務を行うために使用するとき。

- リ 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第二十七条第二項の規定により国土交通 大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受 けた者が使用するとき。
- ヌ 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二十八条の規定により厚生労働大臣、 都道府県知事、同法第三十条の規定により救助の実施に関する都道府県知事の職権の 一部を委任された市町村長(特別区の区長を含む。)又はこれらの者の命を受けた者が 使用するとき。
- ル 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第五十七条(大規模地震対策 特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第二十条において準用する場合を含む。) 又は第七十九条(同法第二十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定によ り指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村 長が使用するとき。
- ヲ 郵便物運送委託法 (昭和二十四年法律第二百八十四号) 第八条の規定により郵便事業株式会社が使用するとき。
- ワ その設備が老人その他他人の介護を必要とする者の福祉のために設置した有線電気 通信設備であつて、別に告示するものであるとき。

(共同設置の設備等に係る届出を要する事項)

第三条 法第三条第二項に規定する総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- ー 共同設置の設備の場合
 - イ 使用の態様
 - ロ 共同して設置する設備の部分(設備の全部を共同して設置する場合を除く。)
 - ハ 他人の通信の秘密の確保に関する措置の状況
- 二 相互接続の設備の場合
 - イ 使用の態様
 - ロ 接続先の設備の設置者及びその設置の場所
 - ハ 接続のための設備の概要及びその設置の場所
- 三 他人使用の設備の場合
 - イ 使用の態様
 - ロ 使用の条件
 - ハ 他人の通信の秘密の確保に関する措置の状況

(設備の変更の届出)

第四条 法第三条第三項の規定による有線電気通信設備の変更の届出は、別紙様式第四の 届出書に変更に係る事項(新旧対照を含む。)を記載した書類を添え、所轄総合通信局長 を経由して行うものとする。

(設備の廃止の届出)

第五条 有線電気通信設備を設置した者は、その設備を廃止したときは速やかにその旨を 別紙様式第五の届出書により、所轄総合通信局長を経由して総務大臣に届け出なければ ならない。

(設置の届出を要しない設備)

- 第六条 法第三条第四項第五号に規定する有線電気通信設備は、次のとおりとする。
- 一 電気通信事業法第五十二条第一項の規定により接続する端末設備
- 二 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の規定に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十二号)第五十条の規定により設置するもの(自家用電気工作物の用に供するものに限り、法第三条第二項各号に掲げるもの(第二条に掲げるものを除く。)を除く。)
- 三 前二号に掲げるもののほか、臨時かつ緊急の用に供するために設置するものであつて、 その設置の期間が三十日未満のもの

(届出書等の提出部数)

第八条 法又はこの省令の規定により総務大臣に提出する届出書又は許可の申請書及びこれらに添える書類(次条において「届出書等」という。)の提出部数は、正本一通及び副本一通(届出又は許可の申請に係る有線電気通信設備の設置の場所が二以上の総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。)の管轄区域にわたる場合は、これらの総合通信局の数と同数)とする。

(電磁的方法による提出)

- 第八条の二 届出書等は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識できない方法をいう。以下同じ。)による記録に係る記録媒体により提出することができる。
- 2 前項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

4. 電気通信事業法関係

4-1 電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。
 - 二 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備をいう。
 - 三 電気通信役務 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を 他人の通信の用に供することをいう。
 - 四 電気通信事業 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業 (放送法 (昭和二十五年法律第百三十二号)第百十八条第一項 に規定する放送局設備供給役務 に係る事業を除く。)をいう。
 - 五 電気通信事業者 電気通信事業を営むことについて、第九条の登録を受けた者及び 第十六条第一項の規定による届出をした者をいう。
 - 六 電気通信業務 電気通信事業者の行う電気通信役務の提供の業務をいう。

(検閲の禁止)

第三条 電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

(秘密の保護)

- 第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。
- 2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知 り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(利用の公平)

第六条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしては ならない。

(電気通信事業の登録)

- 第九条 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - 一 その者の設置する電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。

- 以下同じ。)の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合
- 二 その者の設置する電気通信回線設備が電波法 (昭和二十五年法律第百三十一号)第 七条第二項第六号 に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をす る無線局の無線設備である場合(前号に掲げる場合を除く。)
- 第十条 前条の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を 記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 業務区域
 - 三 電気通信設備の概要
- 2 前項の申請書には、第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

- 第十一条 総務大臣は、第九条の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定 により登録を拒否する場合を除き、次の事項を電気通信事業者登録簿に登録しなければ ならない。
 - ー 前条第一項各号に掲げる事項
 - 二 登録年月日及び登録番号
- 2 総務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

- 第十二条 総務大臣は、第十条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
 - 一 この法律又は有線電気通信法 (昭和二十八年法律第九十六号)若しくは電波法 の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過 しない者
 - 三 法人又は団体であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるも の
 - 四 その電気通信事業の開始が電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる者

2 総務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、文書によりその理由を付して 通知しなければならない。

(変更登録等)

- 第十三条 第九条の登録を受けた者は、第十条第一項第二号又は第三号の事項を変更しよ うとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定 める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る 事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
- 3 第十条第二項、第十一条及び前条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第十一条第一項中「次の事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「第十条第一項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した者が次の各号(第二号を除く。)」と読み替えるものとする。
- 4 第九条の登録を受けた者は、第十条第一項第一号の事項に変更があつたとき、又は第 一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大 臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当 該登録を変更するものとする。

(登録の取消し)

- 第十四条 総務大臣は、第九条の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、 同条の登録を取り消すことができる。
 - 一 当該第九条の登録を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に 違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。
 - 二 不正の手段により第九条の登録又は前条第一項の変更登録を受けたとき。
 - 三 第十二条第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 2 第十二条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(登録の抹消)

第十五条 総務大臣は、第十八条第一項若しくは第二項の規定による電気通信事業の全部 の廃止若しくは解散の届出があつたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しを したときは、当該第九条の登録を受けた者の登録を抹消しなければならない。

(電気通信事業の届出)

- 第十六条 電気通信事業を営もうとする者(第九条の登録を受けるべき者を除く。)は、総 務省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に 届け出なければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 業務区域

- 三 電気通信設備の概要(第四十四条第一項の事業用電気通信設備を設置する場合に限 る。)
- 2 前項の届出をした者は、同項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨 を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 第一項の届出をした者は、同項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、 その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更に ついては、この限りでない。

(承継)

- 第十七条 電気通信事業の全部の譲渡しがあつたとき、又は電気通信事業者について合併、 分割(電気通信事業の全部を承継させるものに限る。)若しくは相続があつたときは、当 該電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立 した法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人(相続人 が二人以上ある場合においてその協議により当該電気通信事業を承継すべき相続人を定 めたときは、その者。以下この項において同じ。)は、電気通信事業者の地位を承継する。 ただし、当該電気通信事業者が第九条の登録を受けた者である場合において、当該電気 通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法 人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人が第十二条第一 項第一号から第三号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。
- 2 前項の規定により電気通信事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大 臣に届け出なければならない。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

- 第十八条 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 電気通信事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散 が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を総 務大臣に届け出なければならない。
- 3 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする電気通信事業の利用者(電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。)に対し、その旨を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める電気通信事業の休止又は廃止については、この限りでない。

(業務の停止等の報告)

第二十八条 電気通信事業者は、第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき、又は電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいその他総務省令で定める重大な事

故が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

(電気通信設備の維持)

- 第四十一条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備(その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。)を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。
- 2 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備(前項に規定する電気通信設備を除く。)を総 務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 前二項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければ ならない。
 - 一 電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること。
 - 二 電気通信役務の品質が適正であるようにすること。
 - 三 通信の秘密が侵されないようにすること。
 - 四 利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に 障害を与えないようにすること。
 - 五 他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること。

(適用除外等)

- 第百六十四条 この法律の規定は、次に掲げる電気通信事業については、適用しない。
 - 一 専ら一の者に電気通信役務(当該一の者が電気通信事業者であるときは、当該一の 者の電気通信事業の用に供する電気通信役務を除く。)を提供する電気通信事業
 - 二 その一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内である電気通信設備その他総務省令で定める基準に満たない規模の電気通信設備により電気通信役務を提供する電気通信事業
 - 三 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電 気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業
- 2 前項の規定にかかわらず、第三条及び第四条の規定は同項各号に掲げる電気通信事業 を営む者の取扱中に係る通信について、第百五十七条の二の規定は第三号事業を営む者 について適用する。

(営利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体の取扱い)

第百六十五条 営利を目的としない電気通信事業(内容、利用者の範囲等からみて利用者 の利益に及ぼす影響が比較的大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供す る電気通信事業に限る。)を行おうとする地方公共団体は、総務省令で定めるところにより、第十六条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出をした地方公共団体は、第十六条第一項の規定による届出をした電気通信 事業者とみなす。ただし、第十九条から第二十五条まで、第三十条、第三十一条、第三 十三条、第三十四条、第三十六条、第三十七条、第四十条、第四十二条、第四十四条、 第四十五条、第五十二条、第六十九条、第七十条及び第二章第六節の規定の適用につい ては、この限りでない。

4-2 電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)

(登録を要しない電気通信事業)

- 第三条 法第九条第一号 の総務省令で定める基準は、設置する電気通信回線設備が次の各 号のいずれにも該当することとする。
 - 一 端末系伝送路設備(端末設備又は自営電気通信設備と接続される伝送路設備をいう。 以下同じ。)の設置の区域が一の市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法 (昭和 二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項 の指定都市(次項において単 に「指定都市」という。)にあつてはその区の区域)を超えないこと。
 - 二 中継系伝送路設備(端末系伝送路設備以外の伝送路設備をいう。以下同じ。)の設置 の区間が一の都道府県の区域を超えないこと。
- 2 都道府県、市町村(特別区を含む。)又は指定都市の区の区域の変更により、法第十六条の届出をした電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が前項に定める基準に該当しないこととなつたときは、当該電気通信事業者は、当該変更があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、法第九条の登録を受けないで、電気通信事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様とする。

(電気通信事業の登録申請)

第四条 法第十条第一項 の申請書は、様式第一によるものとする。

- 2 法第十条第二項 の法第十二条第一項第一号 から第三号 までに該当しないことを誓 約する書面は、様式第二によるものとする。
- 3 法第十条第二項 の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。
 - ー 様式第三によるネットワーク構成図
 - 二 提供する電気通信役務に関する様式第四による書類
 - 三 申請者の行う電気通信事業以外の事業の概要
 - 四 申請者が既存の法人であるときは、次に掲げる書類

- イ 定款の謄本及び登記事項証明書
- ロ 役員の名簿及び履歴書
- 五 申請者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款の謄本
 - ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する 書類
- 六 申請者が前号に掲げるもの以外の団体であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本
 - ロ 役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類
- 七 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 氏名、住所及び生年月日を証する書類
 - 口 履歴書
 - ハ その他その電気通信事業の登録の申請に関し特に必要な事項を記載した書類

(変更登録)

- 第五条 法第十三条第一項 の変更登録を受けようとする者は、様式第五の申請書に、様式 第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)その他必要な事項 を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第一項 の変更登録を受け ようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類に、様式第三 によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)を添えて、総務大臣に 提出しなければならない。
 - 一 当該認定電気通信事業者が全部認定事業者である場合であつて、当該変更登録の申請に係る変更について法第百二十二条第一項の変更の認定を受けようとするときは、様式第五の二の申請書、第四十条の十四第一項第一号イ及び口に掲げる書類並びに全部認定証の写し
 - 二 当該認定電気通信事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該変更登録の申請に係る変更について法第百二十二条第一項の変更の認定を受けようとするときは、様式第五の三の申請書、第四十条の十四第一項第二号イから二までに掲げる書類及び一部認定証の写し
 - 三 当該変更登録の申請に係る変更について法第百二十二条第一項 の変更の認定を受けず、自らの認定電気通信事業の全部を廃止する場合は、様式第五の四の届出書兼申請書
 - 四 当該変更登録の申請に係る変更について法第百二十二条第一項 の変更の認定を受けず、自らの認定電気通信事業を廃止しない場合は、様式第五の五の申請書並びに第四十条の十四第一項第二号ハ及び二に掲げる書類
- 3 認定電気通信事業者が前項第三号による書類を提出するときは、併せて全部認定証又 は一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。

- 4 全部認定事業者が第二項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。
- 5 総務大臣は、前項の規定による返納があつた場合において、法第十三条第一項の変更登録をしたときは、当該全部認定事業者に対し、一部認定証を交付する。

(軽微な変更)

- 第六条 法第十三条第一項 ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。 一 業務区域の変更にあつては、次のもの
 - イ 提供区域の増加(端末系伝送路設備の設置の区域の増加を伴うものを除く。)及び減少
 - ロ 既に国際電気通信役務に係る取扱対地の国又はこれに準ずる地域について法第九条 の登録(法第十三条第一項 の変更登録を受けた場合は、当該変更登録。次号イにおいて単に「登録」という。)を受けている場合における取扱対地の国又はこれに準ずる地域の変更
 - ハ 法第百十七条第一項 の認定を受け、特定移動通信役務を提供し、又は基礎的電気通信役務若しくは指定電気通信役務を提供する場合であつてこれらの電気通信役務について特段の業務区域を定める場合における業務区域の変更にあつては、次のもの
 - (1)業務区域の増加にあつては、次のもの
 - (イ) 利用者(電気通信事業者を除く。)との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加(端末系伝送路設備の設置の区域の増加(次号イに該当するものを除く。)を伴うものを除く。)
 - (ロ) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加
 - (2)業務区域の減少
 - 二 電気通信設備の概要の変更にあつては、次のもの
 - イ 既に登録を受けた端末系伝送路設備の設置の区域が存する都道府県内における端 末系伝送路設備の設置の区域の増加
 - ロ 中継系伝送路設備の設置の区間の増加(業務区域の増加(前号に該当するものを 除く。)を伴うものを除く。)
 - ハ 伝送路設備の設置の区域及び区間の減少
 - 三 特定地域において臨時的に変更するもの

(氏名等の変更の届出)

第七条 法第十三条第四項 の規定による法第十条第一項第一号 の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、当該変更が行われたことを証する書類を添えて 提出しなければならない。

(軽微な変更の届出)

- 第八条 法第十三条第四項 の規定による同条第一項 ただし書の軽微な変更の届出をしよ うとする者は、様式第七の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に 変更がある場合に限る。)を添えて提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第四項 の規定による同条 第一項 ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応 じて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更が ある場合に限る。)を添えて提出しなければならない。
 - 一 当該認定電気通信事業者が全部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第百二十二条第二項の規定による変更の届出をしようとするときは、様式第七の二の届出書及び全部認定証の写し
 - 二 当該認定電気通信事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第百二十二条第二項の規定による変更の届出をしようとするときは、様式第七の三の届出書、第四十条の十四第一項第二号ハ及び二に掲げる書類並びに一部認定証の写し
 - 三 当該届出に係る変更について法第百二十二条第二項 の規定による変更の届出をせず、自らの認定電気通信事業の全部を廃止する場合は、様式第七の四の届出書
 - 四 当該届出に係る変更について法第百二十二条第二項 の規定による変更の届出をせず、自らの認定電気通信事業を廃止しない場合は、様式第七の五の届出書並びに第四 十条の十四第一項第二号ハ及び二に掲げる書類
- 3 認定電気通信事業者が前項第三号による書類を提出するときは、併せて全部認定証又 は一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。
- 4 全部認定事業者が第二項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証を総 務大臣に返納しなければならない。
- 5 前項の規定による返納があつたときは、総務大臣は、当該全部認定事業者に対し、一 部認定証を交付する。

(電気通信事業の届出)

- 第九条 法第十六条第一項 の規定による電気通信事業の届出をしようとする者は、様式第 八の届出書に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
 - ー 様式第三によるネットワーク構成図
 - 二 提供する電気通信役務に関する様式第四による書類
 - 三 当該届出を行おうとする者が既存の法人であるときは、定款の謄本及び登記事項証明書
 - 四 当該届出を行おうとする者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる 書類
 - イ 定款の謄本
 - ロ 発起人、社員又は設立者の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

- 五 当該届出を行おうとする者が前号に掲げるもの以外の団体であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本
 - ロ 役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類
- 六 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、氏名、住所及び生年月日を証する 書類
- 七 法第九条第二号 に掲げる場合に該当する場合にあつては、その旨を確認できる書類
- 2 法第十六条第二項 の規定による届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、当該 変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。
- 3 法第十六条第三項 の規定による届出をしようとする者は、様式第九の届出書に、様式 第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)及び法第九条第二 号 に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号 に掲げる場合に該当する場合に 限る。)を添えて提出しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十六条第三項 の規定による変更 の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類に、 様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)及び法第九条 第二号 に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号 に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提出しなければならない。
 - 一 当該認定電気通信事業者が全部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第九の二の申請書兼届出書並びに第四十条の十四第一項第一号イ及び口に掲げる書類又は様式第九の三の届出書並びに全部認定証の写し
 - 二 当該認定電気通信事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第九の四の申請書兼届出書並びに第四十条の十四第一項第二号イ及び口に掲げる書類又は様式第九の五の届出書、同号ハ及び二に掲げる書類並びに一部認定証の写し
 - 三 当該届出に係る変更について法第百二十二条第一項 の変更の認定を受け、又は同条 第二項 の規定による届出をせず、自らの認定電気通信事業を廃止する場合は、様式第 九の六の届出書
 - 四 当該届出に係る変更について法第百二十二条第一項 の変更の認定を受け、又は同条 第二項 の規定による届出をせず、自らの認定電気通信事業を廃止しない場合は、様式 第九の七の届出書並びに第四十条の十四第一項第二号ハ及び二に掲げる書類
- 5 認定電気通信事業者が前項第三号による書類を提出するときは、併せて全部認定証又 は一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。
- 6 全部認定事業者が第四項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証を総 務大臣に返納しなければならない。

7 前項の規定による返納があつたときは、総務大臣は、当該全部認定事業者に対し、一 部認定証を交付する。

(電気通信役務等の変更の報告)

- 第十条 電気通信事業者は、第四条第三項第二号又は前条第一項第二号の書類に変更があったときは、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告をしようとする者は、様式第十の報告書に、変更後の様式第四 の書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- 3 法第九条 の登録を受けた電気通信事業者又は認定電気通信事業者であつて法人又は 団体であるものは、役員に変更があつたときは、遅滞なく、総務大臣に報告しなければ ならない。
- 4 前項の規定による報告をしようとする者は、様式第十の二の報告書に、変更後の役員 の名簿及び履歴書並びに法第十二条第一項第一号 から第三号 まで又は法第百十八条第 一号 から第三号 までに該当しないことを誓約する様式第二による書面を添えて、総務 大臣に提出しなければならない。

(電気通信事業の承継に関する手続)

- 第十一条 認定電気通信事業者が電気通信事業の全部の譲受け又は電気通信事業者についての合併若しくは分割(電気通信事業の全部を承継させるものに限る。)により他の電気通信事業者の電気通信事業を承継しようとするときはあらかじめ、又は認定電気通信事業者が電気通信事業者についての相続により他の電気通信事業者の電気通信事業を承継したときは当該電気通信事業者の死亡後六十日以内に、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める手続をとらなければならない。
 - 一 当該承継に係る電気通信事業について法第百二十二条第一項の変更の認定又は法第百二十三条第四項の承継の認可を受けようとする場合は、第四十条の十四の規定による変更の認定の申請又は第四十条の十八の規定による承継の認可の申請
 - 二 当該承継に係る電気通信事業について法第百二十二条第一項 の変更の認定又は法 第百二十三条第四項 の承継の認可を受けず、自らの認定電気通信事業の全部を廃止す る場合は、第四十条の十九第一項の規定による認定電気通信事業の廃止の届出
 - 三 当該承継に係る電気通信事業について法第百二十二条第一項 の変更の認定又は法 第百二十三条第四項 の承継の認可を受けず、自らの認定電気通信事業の全部を廃止し ない場合は、第四十条の十四第一項第二号ハ及び二に掲げる書類の提出
- 2 認定電気通信事業者が前項第二号による届出をしようとするときは、併せて全部認定 証又は一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。
- 3 全部認定事業者が第一項第三号による書類の提出をするときは、併せて全部認定証を 総務大臣に返納しなければならない。
- 4 前項の規定による返納があつたときは、総務大臣は、当該全部認定事業者に対し、一 部認定証を交付する。

- 5 法第十七条第二項 の規定による届出をしようとする者は、様式第十一の届出書に、次 の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
 - 一 当該事業の全部の譲渡し又は合併、分割若しくは相続があつたことを証する書類
 - ニ 様式第三によるネットワーク構成図
 - 三 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の法人であるときは、次 に掲げる書類
 - イ 定款の謄本及び登記事項証明書
 - 口 役員の名簿及び履歴書(当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線 設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。)
 - 四 電気通信事業者の地位を承継した者が法人を設立しようとする者であるときは、次 に掲げる書類
 - イ 定款の謄本
 - ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する 書類 (履歴書にあつては当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設 備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。)
 - 五 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の団体であつて前号に掲 げるもの以外のものであるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本
 - ロ 役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類(履歴書にあつては当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に 定める基準に該当しない場合に限る。)
 - 六 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の個人であるときは、次 に掲げる書類
 - イ 住所及び生年月日を証する書類
 - ロ 履歴書(当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第 一項に定める基準に該当しない場合に限る。)
 - 七 法第十二条第一項第一号 から第三号 までに該当しないことを誓約する様式第二による書面(当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。)
- 八 法第九条第二号 に掲げる場合に該当する場合にあつては、その旨を確認できる書類 6 前項の規定にかかわらず、法第十六条第一項 の届出をした電気通信事業者(以下この項において「届出事業者」という。)が電気通信事業の全部の譲渡し又は合併、分割若しくは相続により他の届出事業者の電気通信事業を承継する場合であつて、当該承継によって当該届出事業者がその事業の用に供することとなる電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しないこととなるときは、当該届出事業者は、あらかじめ法第九条 の登録の申請をしなければならない。ただし、法第九条第二号 に掲げる場合に該当する場合は、この限りではない。

7 前項の申請をした者は、法第十七条第二項の規定による承継の届出をすることを要しない。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出)

- 第十二条 法第十八条第一項 の規定による電気通信事業の全部の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第十二の届出書を提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十八条第一項 の規定による電気 通信事業の全部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第十二の二の届出書 を提出しなければならない。
- 3 認定電気通信事業者が前項の規定による電気通信事業の全部の廃止の届出書を提出するときは、併せて全部認定証又は一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。
- 4 法第十八条第一項 の規定による電気通信事業の一部の休止又は廃止の届出をしよう とする者は、様式第十二の三の届出書に、様式第三のネットワーク構成図(記載事項に 変更がある場合に限る。)を添えて提出しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十八条第一項 の規定による電気 通信事業の一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に 応じて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更 がある場合に限る。)を添えて提出しなければならない。
 - 一 当該認定電気通信事業者が全部認定事業者である場合は、様式第十二の四の届出書
 - 二 当該認定電気通信事業者が一部認定事業者である場合は、様式第十二の四の届出書 及び第四十条の十四第一項第二号二に掲げる書類
- 6 一部認定事業者が前項の規定による電気通信事業の一部の廃止の届出書を提出しようとする場合であつて、当該認定に係る電気通信事業が廃止されることとなるときは、当該認定電気通信事業者は、一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。
- 7 法第十八条第二項 の規定による届出をしようとする者は、様式第十二の五の届出書を提出しなければならない。

(事業の休止及び廃止に係る利用者への周知)

- 第十三条 法第十八条第三項 の規定により周知させるときは、あらかじめ相当な期間を置いて、次の各号のいずれかの方法により、電気通信事業を休止し、又は廃止しようとする旨を知れたる利用者に対して適切に周知させなければならない。
 - 一 訪問
 - 二電話
 - 三 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付
 - 四 電子メールの送信
 - 五 電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者 の閲覧に供する方法であつて、利用者が休止し、又は廃止しようとする電気通信事業

に係る電気通信役務の提供を受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されること となるもの

- 2 法第十八条第三項 ただし書の総務省令で定める電気通信事業の休止又は廃止は、次の 各号に掲げるものとする。
 - 一利用者が電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなる電気通信役務を提供する電気通信事業の休止又は廃止
 - 二 電気通信事業の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続に伴 う電気通信事業の廃止であつて、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該 電気通信事業を承継した者が引き続き当該電気通信事業を営むこととなるもの
 - 三 その他利用の態様から見て通信をする目的が限定的であることが明らかであるため 利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないと認められる電気通信事業の休止又は廃止

(損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備)

- 第二十七条の二 法第四十一条第一項 の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりと する。
- 一 電気通信事業者の設置する伝送路設備が次に掲げる要件のいずれにも該当する端末系 伝送路設備のみである場合の当該電気通信事業者の設置する電気通信設備
 - イ 専ら一の利用者(当該電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を 締結する者であつて、電気通信事業者以外の者をいう。ハにおいて同じ。)に提供する その電気通信役務の提供に用いるものであること。
 - ロ 当該端末系伝送路設備が接続される当該電気通信事業者の電気通信設備(伝送路設備を除く。)を介してイの電気通信役務の提供に用いる他の電気通信事業者の電気通信 回線設備に接続されるものであること。
 - ハ 利用者が、当該電気通信事業者のイの電気通信役務の提供を受けるため他の電気通信事業者の設置する端末系伝送路設備の利用に代えて選択したものであること。
- 二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備(次に掲げる電気通信設備を除く。)
 - イ アナログ電話用設備
 - ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第五号 に規定する総合デジタル通信用設備 (音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。第二十七条の四第一号イ及び第二号 イ並びに第二十七条の五第一号において単に「総合デジタル通信用設備」という。)
 - ハ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号 に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第九条第一項第一号 に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)
 - 二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号 に規定する携帯電話用設備(第二十七条の四第二号ロ及び第二十七条の五第四号において単に「携帯電話用設備」という。)

(規模の基準)

第五十九条 法第百六十四条第一項第二号 の基準は、当該電気通信事業を営む者の設置する線路のこう長の総延長が五キロメートルであることとする。

(地方公共団体が行う営利を目的としない電気通信事業の届出等)

- 第六十条 法第百六十五条第一項 の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号に掲げるものとする。
- ー 電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供する電気通信役務
- 二 卸電気通信役務(前号に該当するものを除く。)

総務省総合通信局・事務所等の連絡先一覧

	住所	電話番号
北海道総合通信局 放	送課 〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎	011 (709) 2311 内 4665
東北総合通信局 放送	課 〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎	222 (221) 0699
関東総合通信局 放送	課 〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎	03 (6238) 1706
信越総合通信局 放送	課 〒380-8795 長野市旭町1108	026 (234) 9939
北陸総合通信局 放送	課 〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	076 (233) 4492
東海総合通信局 放送	課 〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	052 (971) 9148
近畿総合通信局 放送	課 〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館	06 (6942) 8488
中国総合通信局 放送	課 〒730-8795 広島市中区東白島町19-36	082 (222) 3380
四国総合通信局 放送	課 〒790-8795 松山市宮田町8-5	089 (936) 5038
九州総合通信局 放送	課 〒860-8795 熊本市春日2-10-1	096 (326) 7874
————————— 沖縄総合通信事務所	情報通信課 〒900-8795 那覇市東町26-29	098 (865) 2307

総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室 〒100-8926 千代田区霞が関2-1-2

03 (5253) 5808

エリア放送

参入マニュアル (第1版)

平成24年3月14日

編集・発行

総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館

電話 03-5253-5808 FAX 03-5253-5811